

おかざきっ子 育ちプラン

第2期 岡崎市子ども・子育て支援事業計画



はばたく夢 子どもとともに育つ^{まち}都市 大好き おかざき

令和2年3月

岡 崎 市

はばたく夢
子どもとともに育つ都市^{ま ち}
大好き おかざき



近年、我が国の少子化の進行・人口減少は深刻さを増しており、核家族化の進行や共働き家庭の増加、地域のつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は変化しています。子育てに対する不安や孤立感を抱える家庭も増えており、社会全体で子育てを支える総合的な支援が求められています。

こうした子ども・子育てを取り巻く社会的背景から、平成 27 年に「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。本市では、「おかざきっ子 育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現を目指し、子育て環境の整備を進めてまいりました。

このたび、計画期間が満了を迎えることから、令和 6 年度までの 5 年間を計画期間とする「おかざきっ子 育ちプラン（第 2 期岡崎市子ども・子育て支援事業計画）」を策定しました。これまでの成果や方針を踏襲しつつ、子どもたちがいきいきと学び遊べる環境の充実など、子育て家庭のニーズに即した支援施策に取り組んでまいります。

これからも、次世代を担う子どもたちが、岡崎に生まれたことを喜び、誇りに思える「夢ある新しい岡崎」を築き、誰もが、訪れたい、住んでみたいと思うまちづくりを目指してまいります。

結びに、本計画の策定に当たり、御尽力いただきました岡崎市子ども・子育て会議の委員の皆様方をはじめ、貴重な御意見をいただきました市民の皆様、並びに関係各位に心から感謝申し上げます。

令和 2 年 3 月

岡崎市長 内田 康宏

目次

第1章 計画策定に当たって	1
1 計画策定の背景と趣旨.....	1
2 計画の位置付け	5
3 計画の対象.....	7
4 計画の期間.....	7
5 計画策定の方法	8
第2章 岡崎市子ども・子育てを取り巻く現状	9
1 統計によるまちの現状.....	9
2 市民意識調査結果	15
3 第1期計画の評価	24
4 課題と方向性.....	26
第3章 基本理念・基本目標	28
1 基本理念.....	28
2 基本目標.....	29
3 基本的な視点	30
第4章 子ども・子育ての環境整備	32
1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容の設定に当たって	32
2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保の内容	35
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	43
4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保	63
5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	64
第5章 子ども・子育て支援施策の展開	65
1 施策の体系.....	65
2 基本施策別の取組	66
第6章 推進体制	101
1 地域における子育て支援の推進	101
2 計画の点検・評価	101
3 広域的な連携.....	102
第7章 資料	103
1 おかざきっ子 育ちプラン策定経過.....	103
2 岡崎市子ども・子育て会議委員名簿.....	104
3 岡崎市子ども・子育て会議条例	105
4 岡崎市子ども・子育て会議運営規程.....	107

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の背景と趣旨

国は、1990（平成2）年の「1.57ショック」¹を契機に、仕事と子育ての両立支援など子どもを生き育てやすい環境づくりに向けての対策の検討を始めて以来、様々な少子化対策に取り組んできました。しかしながら、少子化は急速に進行しており、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、2012（平成24）年8月には「子ども・子育て関連3法」を制定しました。そして、2015（平成27）年4月から本格施行した「子ども・子育て支援新制度」のもと、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指してきました。

その後、2016（平成28）年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が策定され、「希望出生率1.8」の実現に向けた対応策を掲げたロードマップが示されました。女性就業率の上昇や保育ニーズの増加が見込まれることから、2017（平成29）年6月に公表された「子育て安心プラン」では、女性就業率80%にも対応できる保育の受け皿を整備することとされ、同年12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」では、子育て世代、子どもたちに大胆に政策資源を投入することとされ、2019（令和元）年10月から幼児教育・保育の無償化が実施されました。

こうした背景の中、本市は、2015（平成27）年3月に「おかざきっ子 育ちプラン（岡崎市子ども・子育て支援事業計画。以下「第1期計画」という。）」を策定し、誰もが安心して子どもを産み、子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、子育て環境の整備に取り組んできました。

2019（令和元）年度に第1期計画の計画期間が満了を迎えることから、第2期岡崎市子ども・子育て支援事業計画（以下「第2期計画」という。）を策定し、引き続き、子どもと子育て家庭の目線に立ち、子どもの育ちを重視する本市の実情に即したさらなる環境整備を図ることを目指します。

1 1.57 ショック

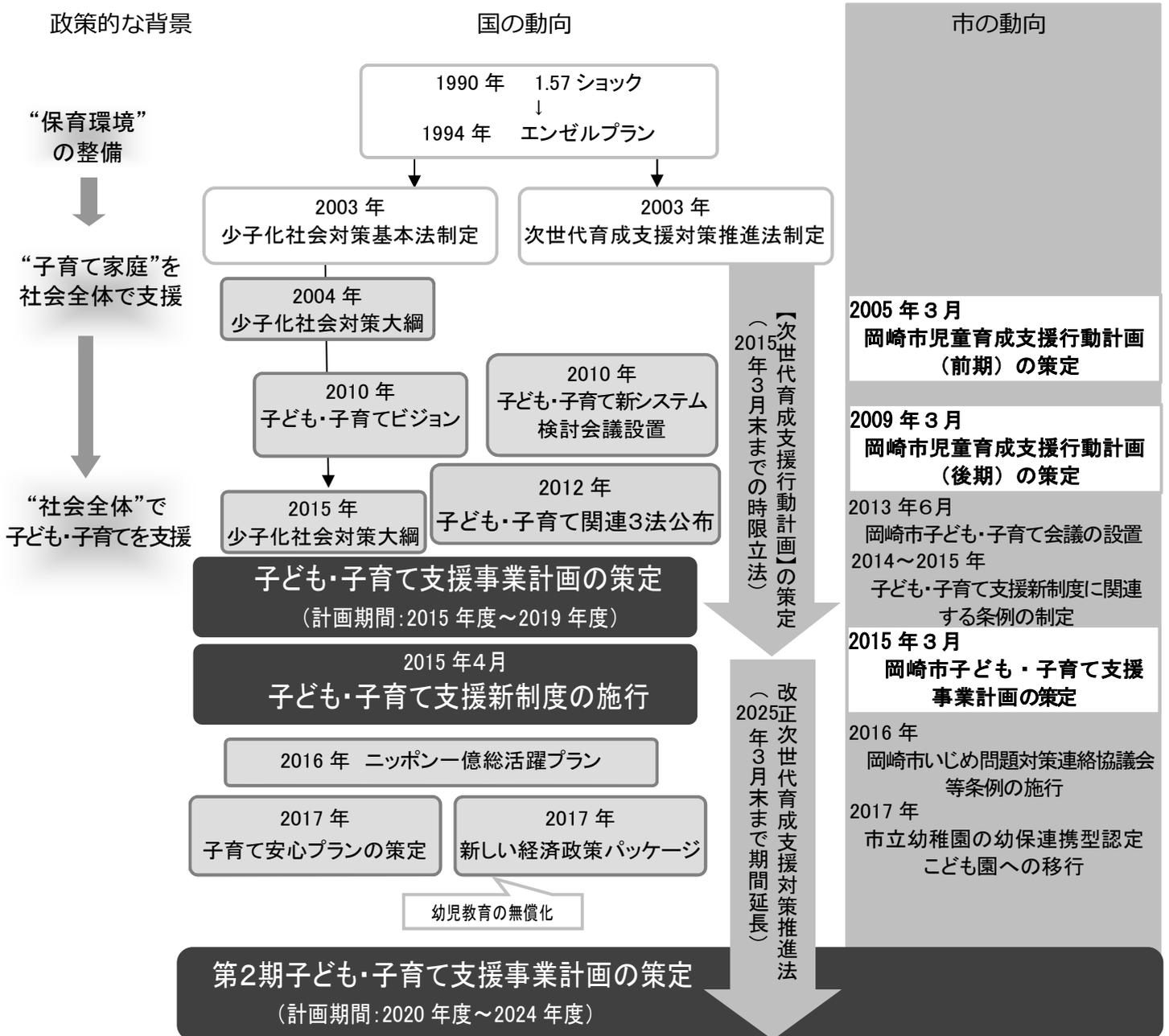
1990（平成2）年の1.57ショックとは、前年（1989（平成元）年）の合計特殊出生率が1.57と、「ひのえうま」という特殊要因により過去最低であった1966（昭和41）年の合計特殊出生率1.58を下回ったことが判明したときの衝撃を指している。

■国の少子化対策の主な取組

年 月	内 容
2003(平成 15)年 9月	<p>■少子化社会対策基本法施行 少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項とその他の事項を規定</p>
2005(平成 17)年 4月	<p>■次世代育成支援対策推進法施行 少子化の進行等を踏まえ、子どもの出生や育成における環境整備を図るための理念を定めるとともに、地方公共団体及び事業主は、行動計画の策定等の次世代育成支援対策を今後 10 年間に於いて重点的に推進</p>
2006(平成 18)年 6月	<p>■新しい少子化対策について 「子ども・子育て応援プラン」の着実な推進に加え、妊娠・出産から高校・大学生になるまで、子どもの成長に応じた総合的な子育て支援策や働き方の改革、社会の意識改革のための国民運動などを推進</p>
2006(平成 18)年 10月	<p>■「認定こども園」の制度創設 就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と地域における子育て支援の機能を併せ持った施設の普及</p>
2007(平成 19)年	<p>■「放課後子どもプラン」の創設 文部科学省の「放課後子供教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施</p>
2007(平成 19)年 12月	<p>■「子どもと家族を応援する日本」重点戦略 「仕事と生活の調和」、「就労と子育ての両立、家庭における子育てを包括的に支援する枠組みの構築」の2点を車の両輪として推進</p>
2008(平成 20)年 2月	<p>■「新待機児童ゼロ作戦」 希望する全ての人々が安心して子どもを預けて働くことができる社会を目指して保育施策を質・量ともに充実・強化</p>
2010(平成 22)年 1月	<p>■「子ども・子育てビジョン」閣議決定 「子どもが主人公(チルドレン・ファースト)」、「少子化対策から子ども・子育て支援へ」、「生活と仕事と子育ての調和」という視点で、子どもと子育てを応援する社会を目指す</p>
	<p>■子ども・子育て新システム検討会議設置 幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築について検討を開始</p>
2010(平成 22)年 4月	<p>■子ども・若者育成支援推進法施行 子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするため、総合的な育成支援を推進</p>
2012(平成 24)年 8月	<p>■子ども・子育て関連3法公布 「子ども・子育て支援法」「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の3法の公布</p>
2014(平成 26)年 1月	<p>■子どもの貧困対策の推進に関する法律施行 生まれ育った環境によって左右されず、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境の整備と教育機会の均等を図るための対策を総合的に推進</p>

年 月	内 容
2014(平成 26)年 4 月	<p>■次世代育成支援対策推進法の一部改正の公布 法律の有効期限を 2025（令和 7）年 3 月 31 日まで 10 年間の延長</p>
2014(平成 26)年 7 月	<p>■「放課後子ども総合プラン」の策定 次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小 1 の壁」を打破する観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備を推進</p>
2015(平成 27)年 4 月	<p>■子ども・子育て支援新制度の施行 子ども・子育て関連 3 法に基づく子ども・子育て支援新制度の施行</p>
2016(平成 28)年 4 月	<p>■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 一億総活躍社会の実現に向けて、事業主拠出金制度の拡充、事業所内保育業務を目的とする施設等の設置者に対する助成及び援助を行う事業（仕事・子育て両立支援事業）を創設</p>
2016(平成 28)年 6 月	<p>■ニッポン一億総活躍プランの策定 「夢をつむぐ子育て支援」などの「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に向けたプランを策定するとともに、「希望出生率 1.8」の実現に向けた 10 年間のロードマップを示す</p> <p>■児童福祉法等の一部改正の公布 児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康包括支援センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化などを定める</p>
2017(平成 29)年 6 月	<p>■「子育て安心プラン」の策定 2020（令和 2）年度末までに待機児童を解消するとともに、2022（令和 4）年度末までの 5 年間で 25～44 歳の女性就業率 80%に対応できる約 32 万人分の保育の受け皿を整備</p>
2017(平成 29)年 12 月	<p>■「新しい経済政策パッケージ」閣議決定 消費税引上げによる財源を活用し、待機児童対策の前倒しや 3～5 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化する方針を打ち出す</p>
2018(平成 30)年 9 月	<p>■「新・放課後子ども総合プラン」の策定 放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等を盛り込んだ今後 5 年間の計画を策定</p>
2019(令和元)年 10 月	<p>■子ども・子育て支援法の一部改正の施行 子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3～5 歳の子ども及び市民税非課税世帯の 0～2 歳の保育の必要性がある子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額を無償化</p>

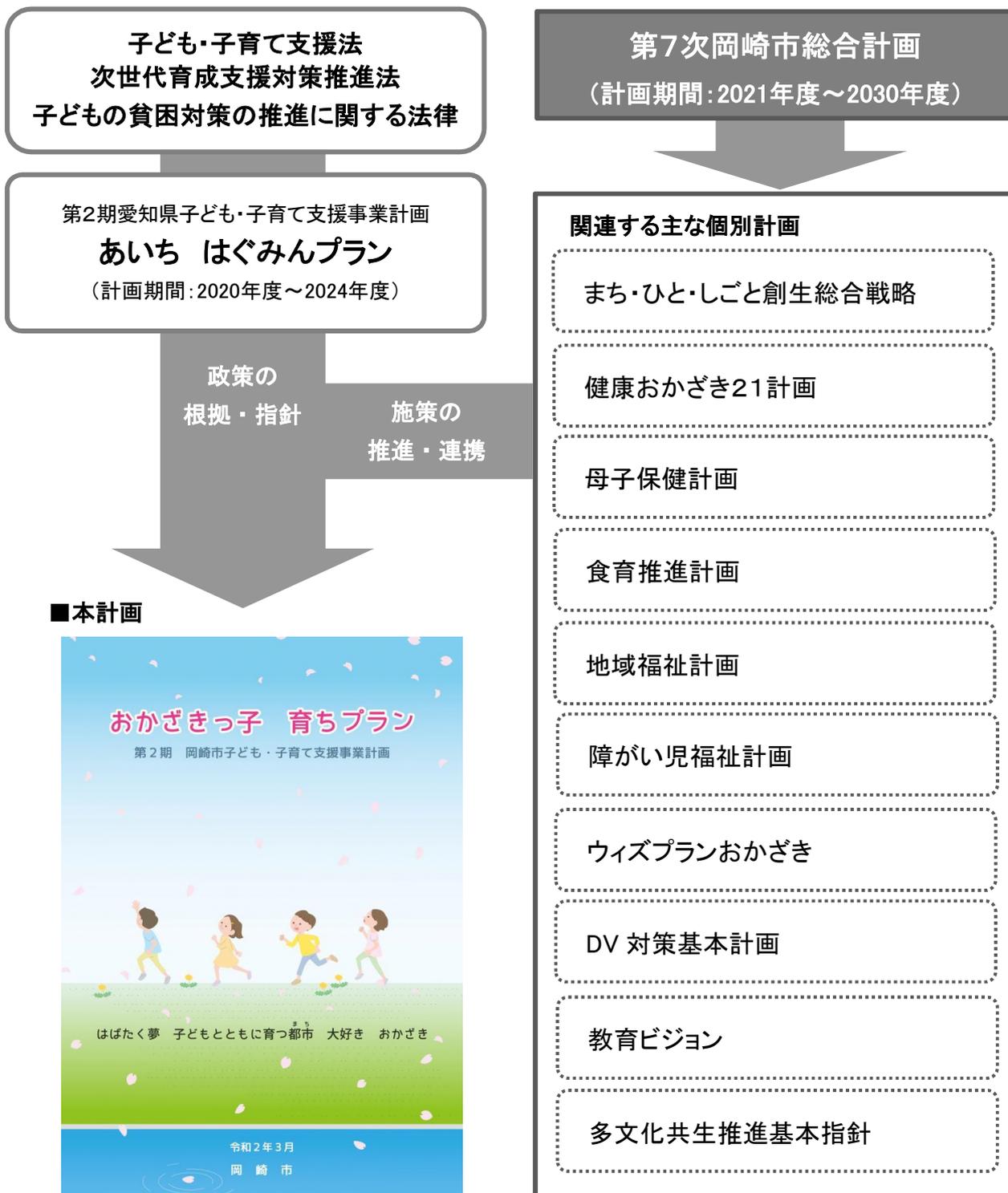
子ども・子育てに関する動向



2 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条に基づく市町村計画としても位置付けており、上位計画である「岡崎市総合計画」や、その他関連計画との間に調和を保ちながら策定しています。



第7次岡崎市総合計画について

第7次岡崎市総合計画は、30年後の西暦2050年を目標年度とする将来都市像の実現に向け、今から10年間の各分野における取組の方向性を示す10の分野別指針から構成されます。本計画は「女性や子どもがいいきと輝ける社会づくり」における目指すべき姿を実現するための個別計画です。ただし、子育て支援施策は多分野にわたるものであることから、その他の分野別指針による個別計画・事業との連携により、総合的に取組を進めていきます。

【将来都市像】

一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき

【基本指針】

公民連携による成長戦略の推進

まちへの誇りが育まれていく社会づくり

コンパクトな都市構造の構築

周辺都市との連携体制の推進

【分野別指針】

まち（環境）

暮らしを支える都市づくり

暮らしを守る強靱な都市づくり

持続可能な循環型の都市づくり

しごと（経済）

商業と観光が成長産業となる
地域経済づくり

ものづくりが柱でありつづける
地域経済づくり

ひと（社会）

多様な主体が協働・活躍できる
社会づくり

健康で生きがいをもって活躍できる
社会づくり

女性や子どもがいいきと輝ける
社会づくり

誰もが学び活躍できる社会づくり

行政運営

スマートでスリムな行政運営の確立

3世代の同居・近居率の高さ、西三河製造業勤務世帯の多さなど、本市の特性を踏まえ、子育て世代の就労をはじめとする社会での活躍を支援することで、**安心して楽しみながら子育てできるまち、子どもがのびのびと育つまち**を目指します。

3 計画の対象

本計画における「子ども」とは、胎児、乳幼児期、学童期、思春期を含む 18 歳までの児童を指します。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

本計画における次の語句は、児童福祉法と子ども・子育て支援法に基づいて定義しています。

- ・子ども： 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者
- ・児童： 18 歳未満の者
- ・幼児： 満 1 歳から小学校就学の始期に達するまでの者
- ・乳児： 1 歳未満の者
- ・妊産婦： 妊娠中又は出産後 1 年以内の女性
- ・子ども・子育て支援
 - ： 全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国、地方公共団体、地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援

4 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和 2）年度から 2024（令和 6）年度までの 5 か年とします。定期的に進捗状況の検証を行い、社会情勢の変化などに応じ必要な見直しを行うものとします。また、計画最終年度である 2024（令和 6）年度には達成状況の確認と 5 か年の総合的な評価を行います。



5 計画策定の方法

本計画は、子育て支援事業の実情及び市民ニーズの把握の観点から、以下の方法を経て策定しました。

(1) 子ども・子育て会議

学識経験者、各種団体の代表者、公募市民により組織し、計画案についての意見交換などを行い、審議しました。

(2) 市民意識調査

就学前児童の保護者、小学生児童の保護者に対し、保護者の就労状況や現在の幼児教育・保育サービス、子育て支援サービスの利用状況、利用意向等について把握することを目的としてアンケート調査を実施し、子ども・子育て支援新制度における各種サービスの提供に関する量の見込みの試算に活用しました。また、幼児教育・保育サービスに従事する保育園・幼稚園・認定こども園職員のほか、ワーク・ライフ・バランスの観点から、事業所に対しても、子どもと子育て家庭の環境把握などを目的とするアンケート調査を実施しました。

(3) 庁内ヒアリング調査

子育て支援にかかわる庁内関係部門にヒアリング調査を行い、第1期計画における各施策の総合評価等に基づく課題及び今後の方向性を検証し、本計画の子ども・子育て支援の施策展開の整理に活用しました。

(4) パブリックコメント

市民に対し、計画案を公表し意見を求めることで、公正な行政運営と透明性の向上を図るとともに、計画に市民の意見を反映させることを目的に行いました。

(5) その他

子ども・子育て会議の公開や計画策定経過、市民意識調査結果など、ホームページを通じて公表し、広く情報提供を行いました。

第2章 岡崎市の子ども・子育てを取り巻く現状

1 統計によるまちの現状

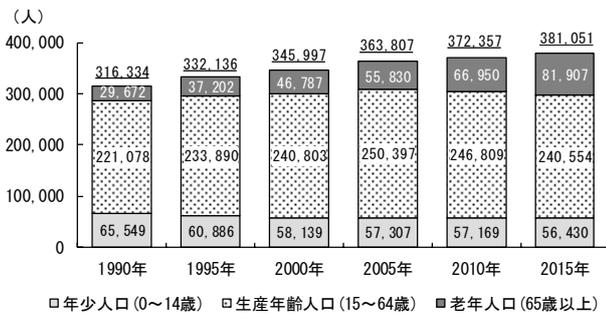
(1) 人口、世帯の推移

全国的に人口減少にある中、本市の人口は増加を続けていますが、年齢区分別にみると、増加を続けているのは老年人口（65歳以上）のみとなっています。生産年齢人口（15～64歳）は、2005（平成17）年の約25万人をピークに減少傾向となっています。年少人口（0～14歳）は緩やかな減少傾向にあり、少子高齢化の傾向を示しています。

世帯数は年々増加していますが、1世帯あたりの人員数が減少し続けており、2015（平成27）年には2.58人となっています。

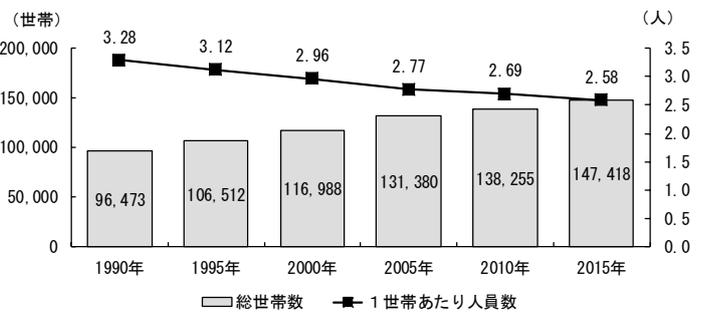
行政区域別に人口の推移をみると、区域によって差が大きくなっています。

■岡崎市の年齢3区分別人口の推移



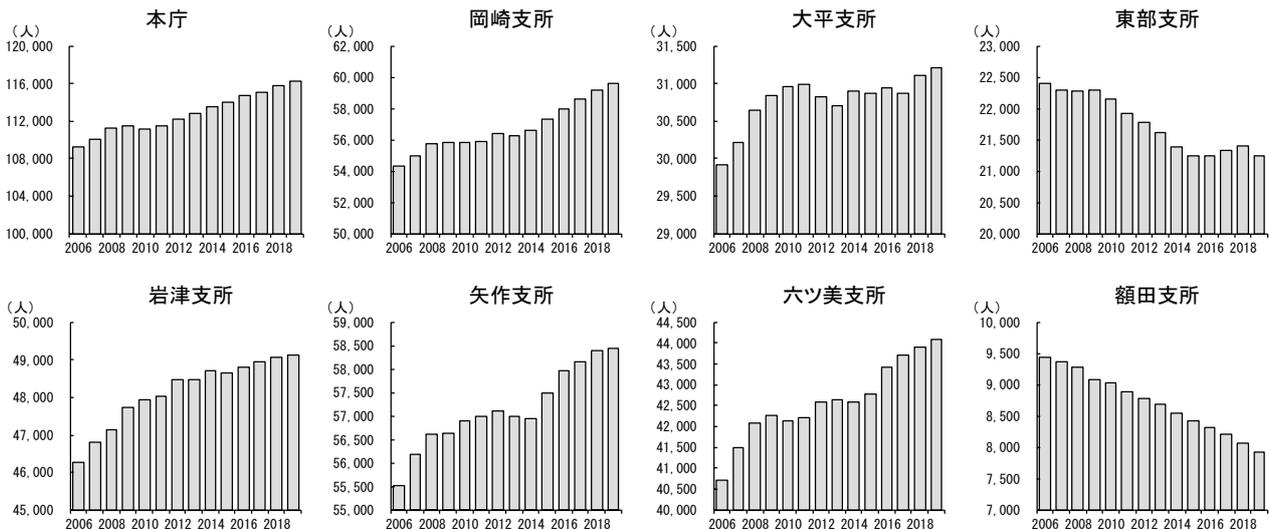
資料：国勢調査

■岡崎市の世帯数と1世帯あたりの人員数の推移



資料：国勢調査

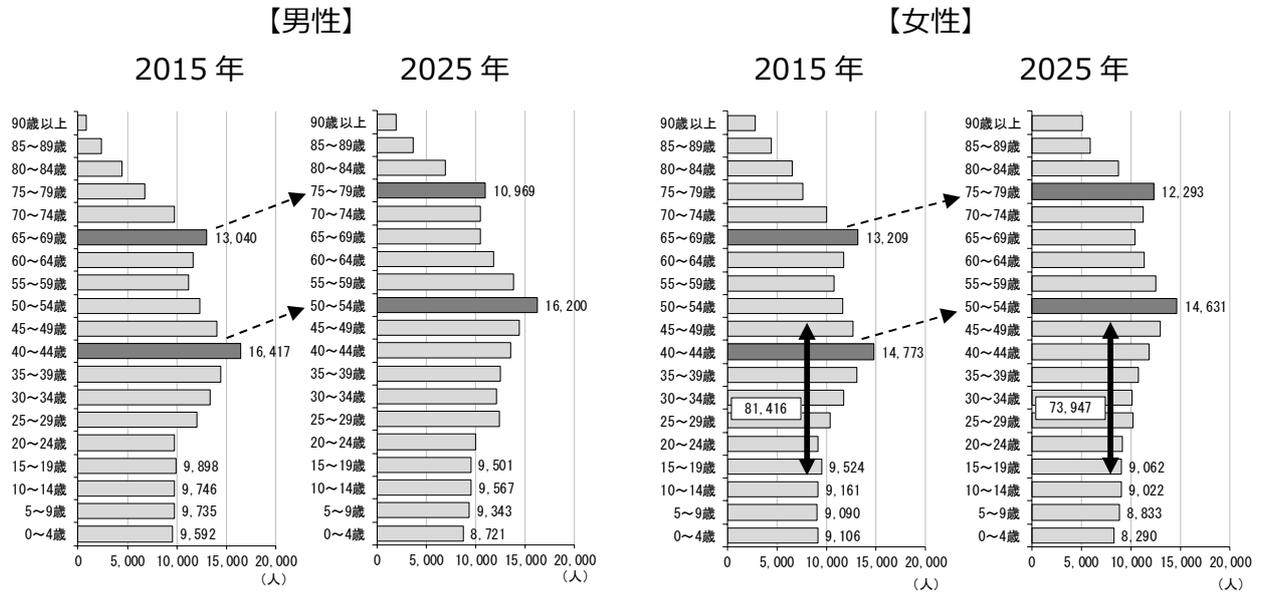
■岡崎市の行政区域別人口推移



資料：企画課

年齢別人口をみると、2015（平成 27）年には男女とも 40～44 歳の人口層が最も厚くなっています。10 年後の推計では、2025（令和 7）年の 19 歳以下人口や、出生にかかわる 15～49 歳の女性人口が減少しています。

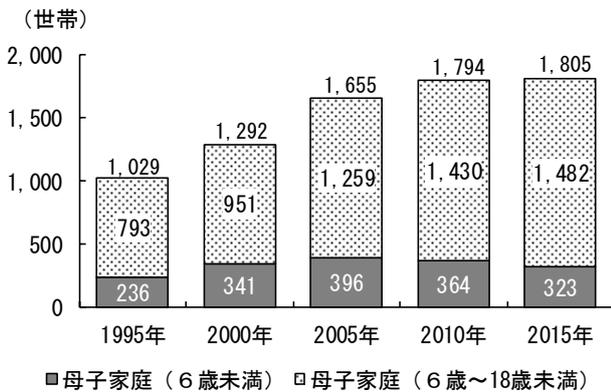
■岡崎市の人口ピラミッド



資料：2015 年は国勢調査
2025 年は国立社会保障・人口問題研究所

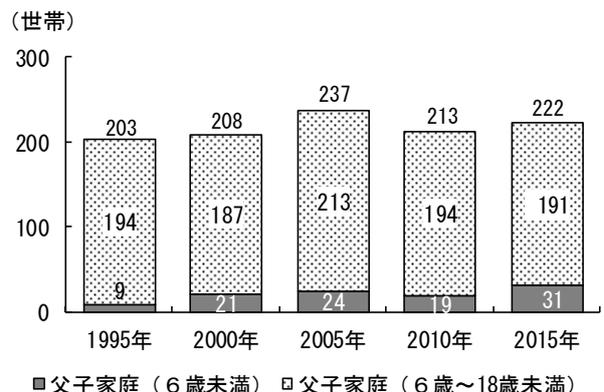
母子家庭世帯数は増加傾向にあります。子どもが 6 歳未満の世帯数は 2005（平成 17）年をピークとして減少に転じていますが、6 歳～18 歳未満の世帯数は年々増加しています。父子世帯は、ほぼ横ばいで推移しています。

■母子家庭世帯数の推移



資料：国勢調査

■父子家庭世帯数の推移



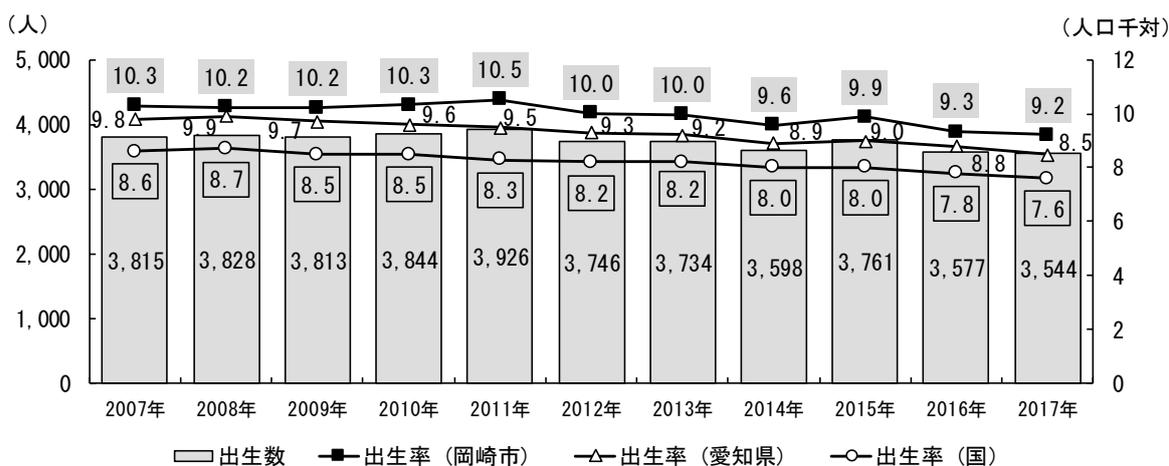
資料：国勢調査

(2) 出生数

本市の出生数は、2011（平成 23）年の 3,926 人まで増加傾向にありましたが、以降は減少傾向に転じており、2017（平成 29）年には 3,544 人となっています。出生率は、2014（平成 26）年に 9.6 となって以来、10 を下回っています。

合計特殊出生率は、全国及び愛知県を上回って推移しているものの、出生にかかわる 15～49 歳の女性人口が減少していることから、出生数及び出生率は減少傾向にあります。

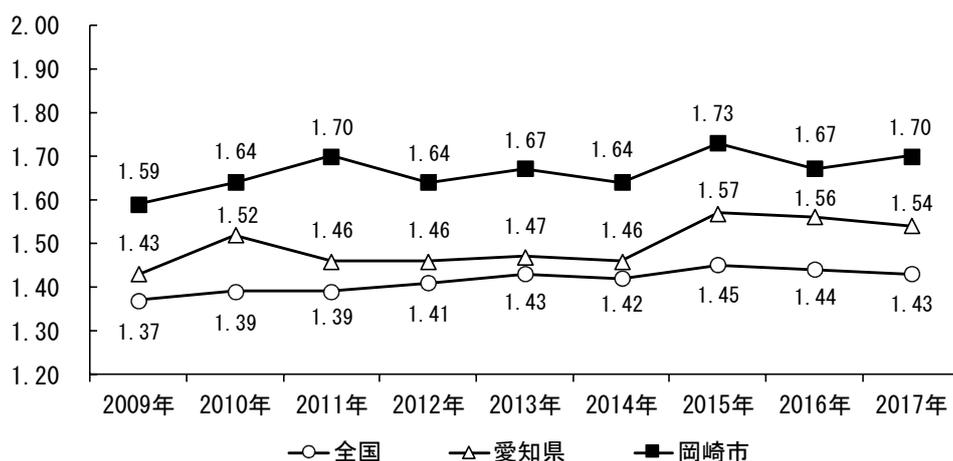
■出生数・出生率の推移



※ 折れ線グラフの網かけ数値は岡崎市、無地の数値は愛知県、枠内の数値は国の出生率にそれぞれ対応しています。

資料：愛知県の人口動態統計

■合計特殊出生率

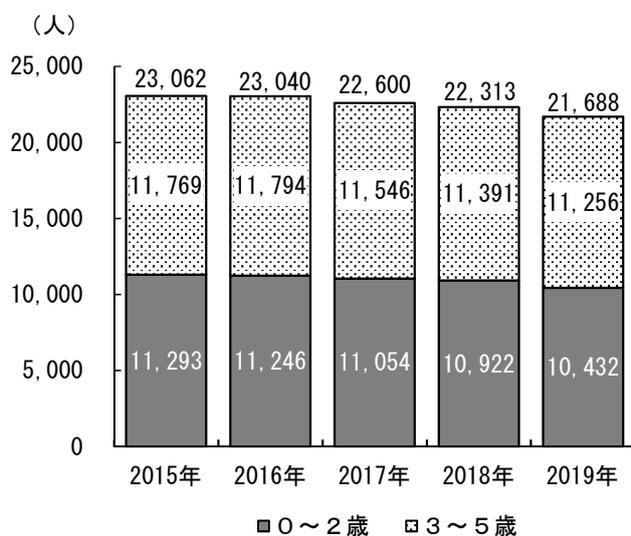


資料：保健企画課

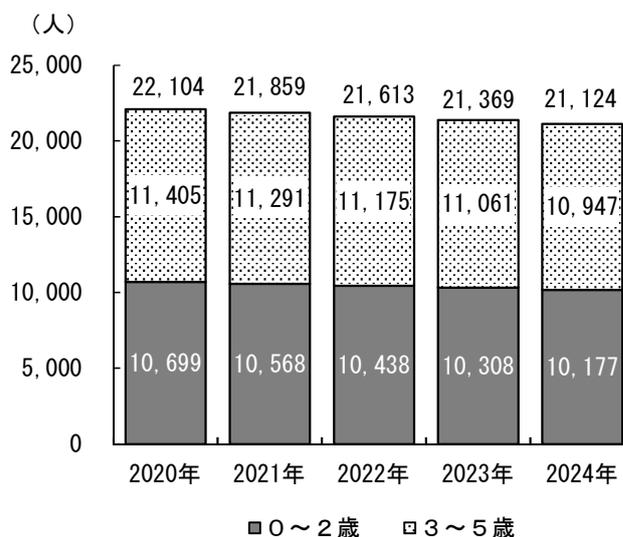
(3) 就学前児童数の推移及び今後の動向

2015（平成27）年から2019（令和元）年における5歳以下の就学前児童数は緩やかに減少しています。今後も就学前児童数の減少傾向は続き、2024（令和6）年の推計では21,124人と予想されています。

■ 就学前児童数の推移



■ 就学前児童数の推計



※ 実績値は、住民基本台帳の4月1日時点の数値です。

※ 推計値は、2015年の国勢調査を基に、コーホート変化率及び婦人子ども比、男女性比を考慮して2020年から2024年の年齢別人口を算出した数値です。

就学前児童数は行政区域によって若干の差はあるものの、全市的に微減傾向となっています。

■ 行政区域別の就学前児童人口 推移

単位（人）

区域	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2019年/2015年
本庁	6,803	6,821	6,636	6,501	6,329	0.93
岡崎	4,088	4,158	4,154	4,117	4,022	0.98
大平	1,765	1,746	1,667	1,684	1,646	0.93
東部	990	967	955	941	930	0.94
岩津	3,055	2,957	2,847	2,829	2,724	0.89
矢作	3,602	3,594	3,578	3,504	3,374	0.94
六ツ美	2,442	2,491	2,469	2,460	2,411	0.99
額田	317	306	294	277	248	0.78
合計	23,062	23,040	22,600	22,313	21,684	

※ 実績値は、各年における住民基本台帳の4月1日時点の数値です。

■行政区域別の就学前児童人口 推計

単位（人）

区域	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2024年/2020年
本庁	6,576	6,507	6,438	6,373	6,305	0.96
岡崎	3,663	3,641	3,617	3,596	3,573	0.98
大平	1,758	1,746	1,732	1,717	1,704	0.97
東部	1,036	1,018	1,001	985	968	0.93
岩津	2,717	2,668	2,619	2,569	2,519	0.93
矢作	3,483	3,450	3,417	3,383	3,349	0.96
六ツ美	2,549	2,516	2,486	2,454	2,423	0.95
額田	322	313	303	292	283	0.88
合計	22,104	21,859	21,613	21,369	21,124	

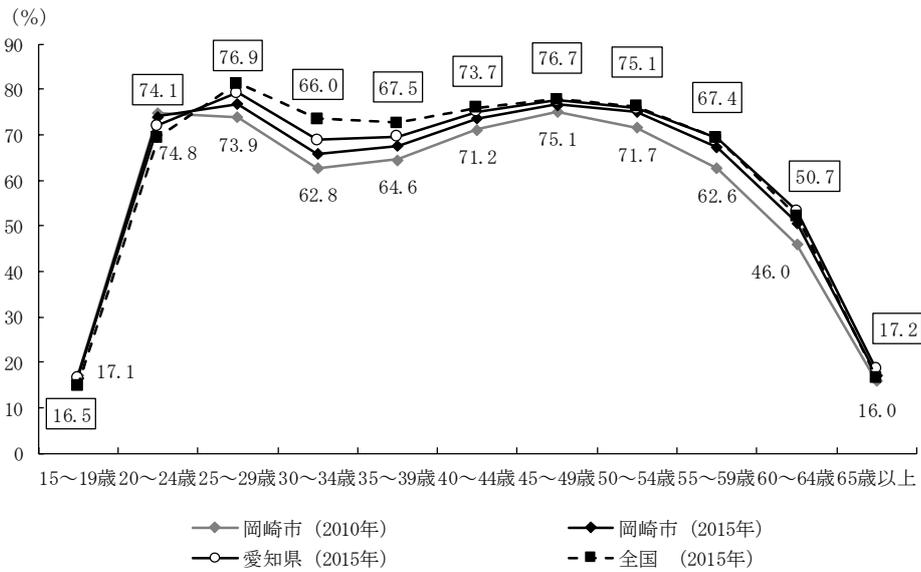
※ 推計値は、2015年の国勢調査を基に、コーホート変化率及び婦人子ども比、男女性比を考慮して2020年から2024年の年齢別人口を算出した数値です。

(4) 女性の労働力と男女の未婚の状況

女性の労働力率を年齢区別にみると、全国や愛知県と同様に30代で低くなるM字カーブを描いていますが、2010（平成22）年と2015（平成27）年を比べるとM字の谷が浅くなっていることから、本市における女性の社会進出が進んでいる様子がうかがえます。

また、本市の未婚率は全国や愛知県よりも低いものの、2005（平成17）年と2015（平成27）年を比べると男女ともやや高くなっています。

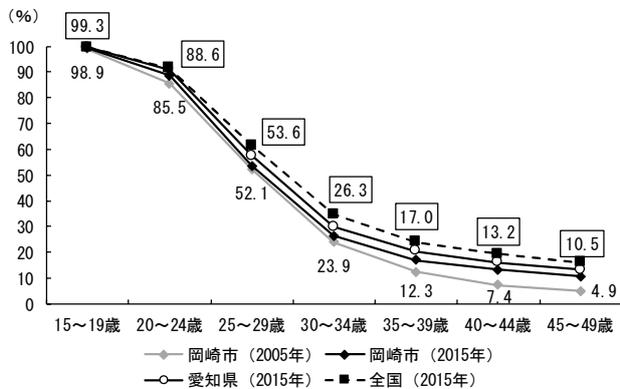
■女性の労働力率



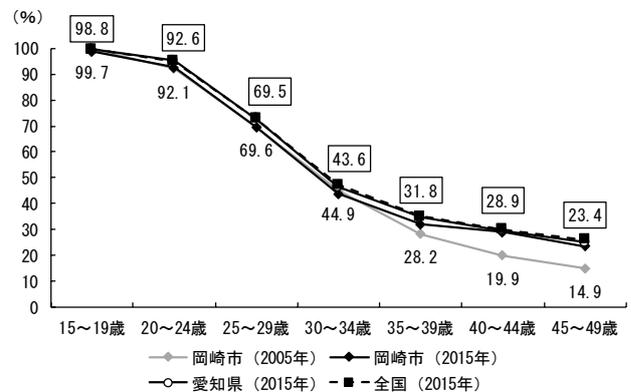
※1 労働力率は、(労働力率) = (労働力人口) ÷ (労働力状態の総数 - 労働力状態不詳) にて算出しています。
 ※2 折れ線グラフの無地の数値は岡崎市（2010年）、枠内の数値は岡崎市（2015年）にそれぞれ対応しています。

資料：国勢調査

■女性の未婚率



■男性の未婚率



※ 折れ線グラフの無地の数値は岡崎市（2005年）、枠内の数値は岡崎市（2015年）にそれぞれ対応しています。

資料：国勢調査

資料：国勢調査

2 市民意識調査結果

(1) 調査の目的

本調査は、市民の皆様の子育てに関する状況や岡崎市の子育て支援サービスに対する要望・意見、保育ニーズ、子育て家庭の生活状況等について把握し、2020（令和2）年から2024（令和6）年を期間とする第2期計画策定の基礎資料とすることを目的として実施しました。

(2) 調査概要

- 調査名 : 岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査（以下「市民意識調査」という。）
調査地域 : 岡崎市全域
調査対象者 : 岡崎市内在住の就学前のお子さんをお持ちの世帯・保護者（就学前児童保護者）
岡崎市内在住の小学生のお子さんをお持ちの世帯・保護者（小学生児童保護者）
岡崎市内の保育園・幼稚園・認定こども園の職員
岡崎市内の事業所
抽出方法 : 無作為抽出及び悉皆
調査期間 : 2018年10月25日（木）～2018年11月8日（木）
調査方法 : 郵送配布・郵送回収

調査対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者	5,000 件	3,324 件	66.5%
小学生児童保護者	3,000 件	1,890 件	63.0%
保育園・幼稚園・ 認定こども園職員	896 件	768 件	85.7%
事業所	446 件	161 件	36.1%
合計	9,342 件	6,143 件	65.8%

※ 就学前児童保護者調査は「就学前児童」、小学生児童保護者調査は「小学生児童」と以下省略しています。

(3) 就学前児童調査・小学生児童調査の結果

●日頃、子どもをみてもらえる親族・知人について

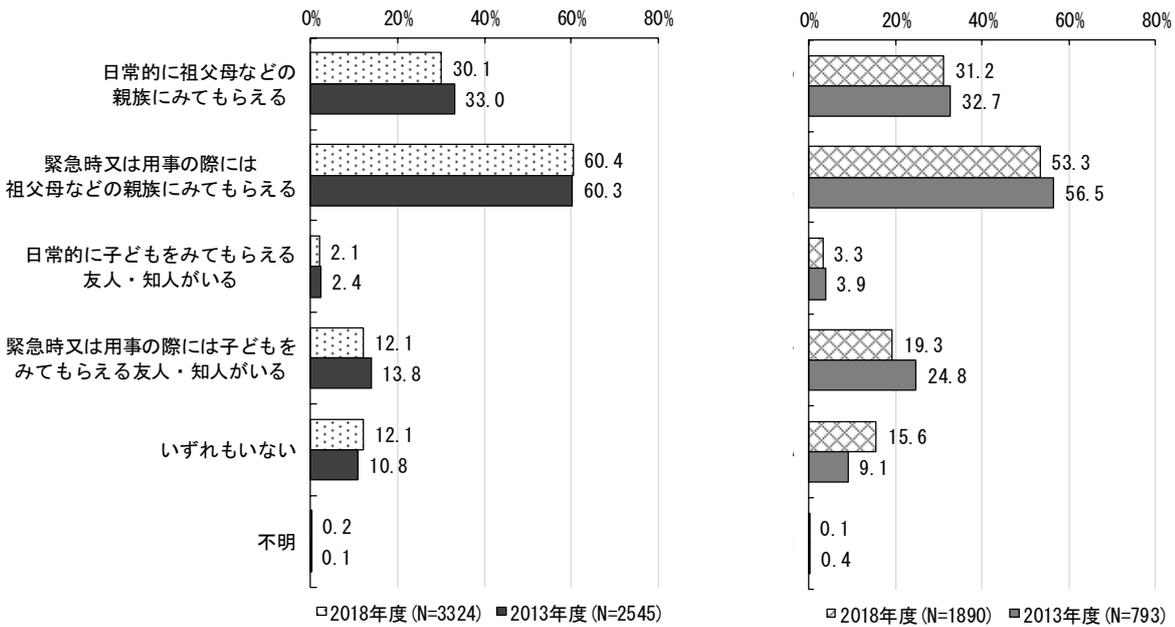
子どもをみてもらえる親族・知人の有無についてみると、「緊急時又は用事の際には祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で約6割、小学生児童で5割強となっています。

また、「日常的に祖父母などの親族にみてもらえる」が就学前児童で約3割、小学生児童で3割強となっています。

なお、前回調査時と比べると、「いずれもない」とする割合が就学前児童・小学生児童でやや増えています。

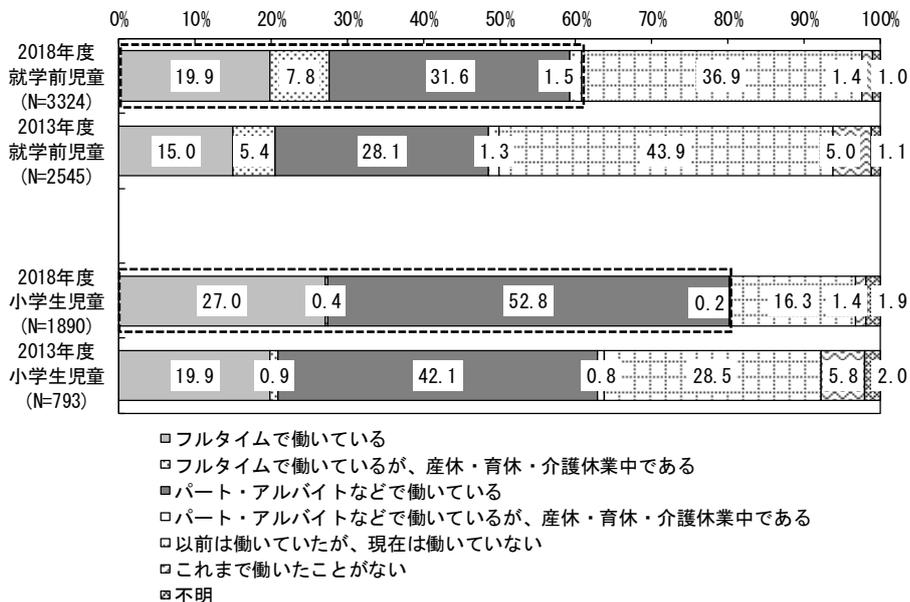
■就学前児童

■小学生児童



●保護者の就労状況について

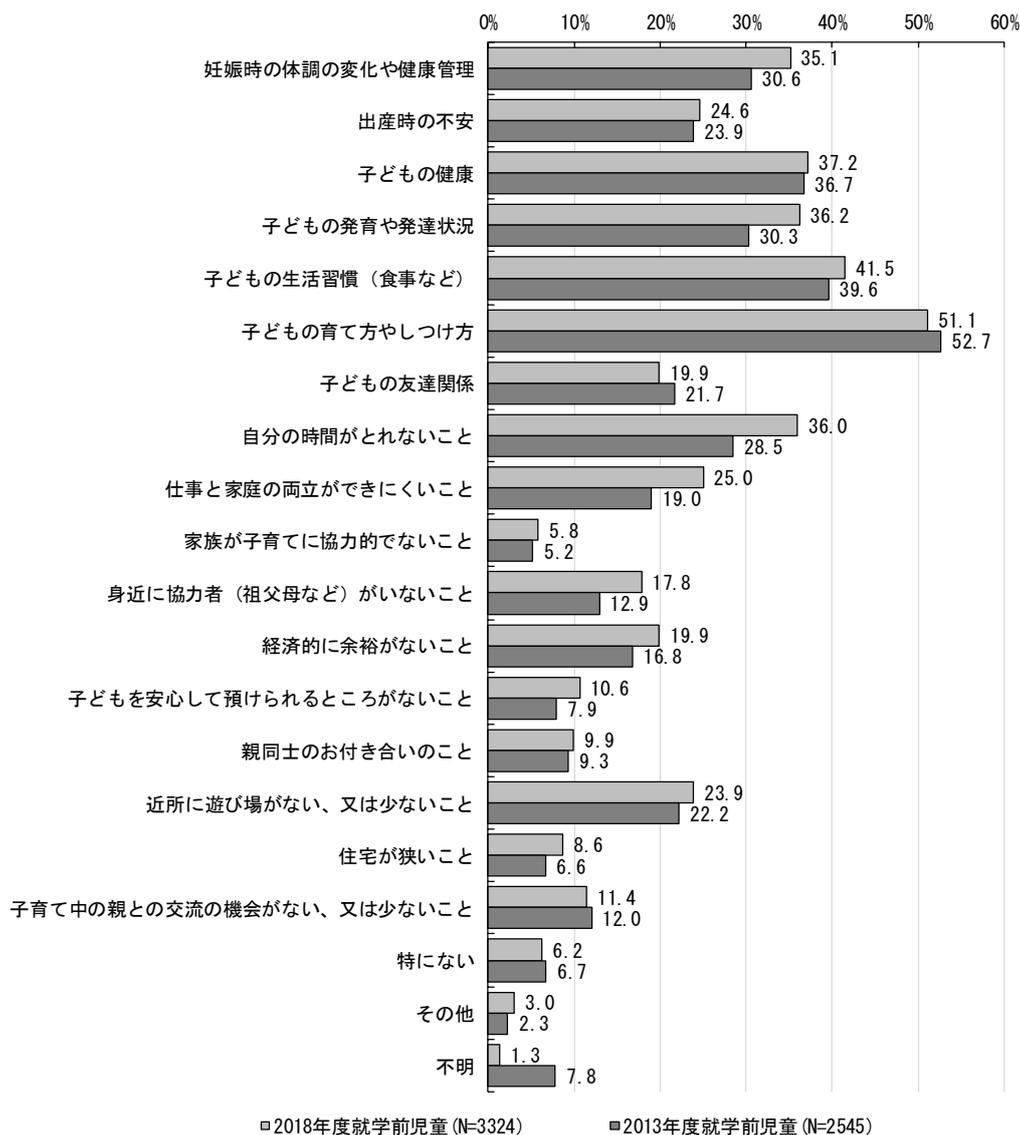
母親は就学前児童で6割程度、小学生児童で8割程度が就労しており、前回調査時と比べて働く母親が増えています。



● 妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだことについて（就学前児童のみ）

妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだことについてみると、「子どもの育て方やしつけ方」が5割強、「子どもの生活習慣（食事など）」が4割強、「子どもの健康」が4割弱となっています。

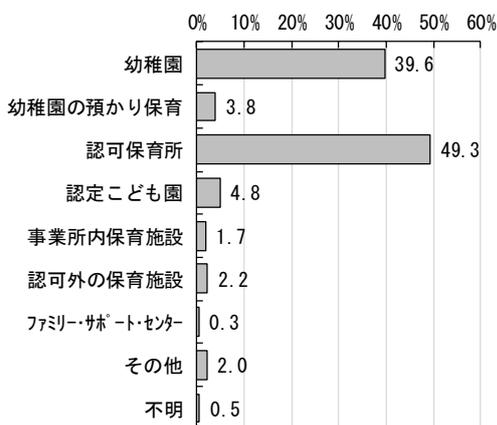
前回調査時と比べると、「自分の時間がとれないこと」や「仕事と家庭の両立ができにくいこと」が増加傾向にあります。



● 定期的な教育・保育事業の利用について

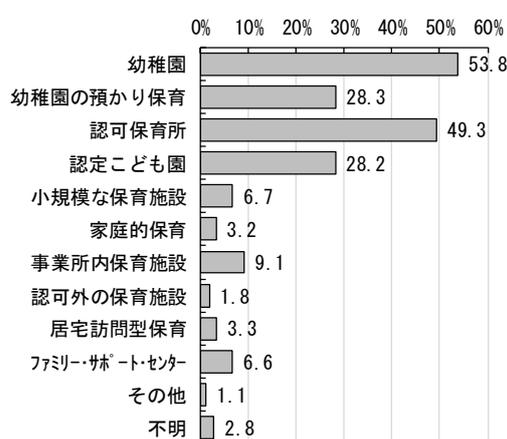
幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」について、「現在利用している事業」は「認可保育所」が5割弱、「幼稚園」が4割弱となっています。「今後、利用したい事業」については、「認可保育所」が5割弱、「幼稚園」が5割強となっています。

■現在利用している事業



□ 就学前児童 (N=2102)

■今後、利用したい事業



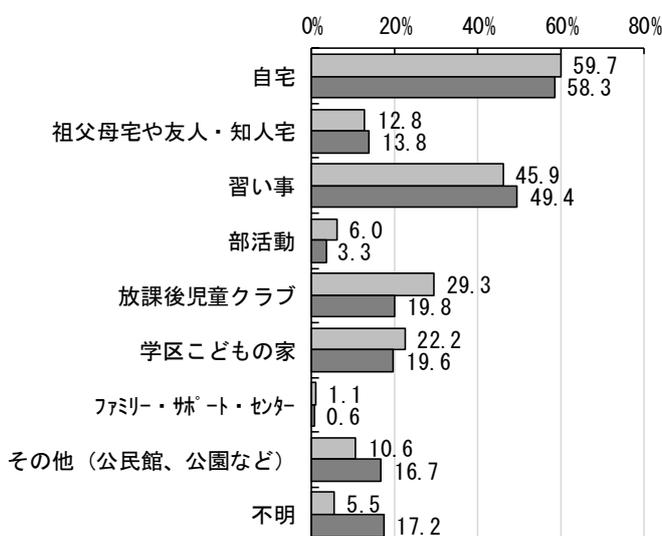
□ 就学前児童 (N=3324)

● 放課後（小学校終了後）の過ごし方について

小学校低学年のうちの希望として、就学前児童、小学生児童ともに「自宅」が最も多く、次いで「習い事」となっています。「放課後児童クラブ」は就学前児童で3割弱、小学生児童で2割弱、「学区こどもの家」は就学前児童で2割強、小学生児童で2割弱となっています。

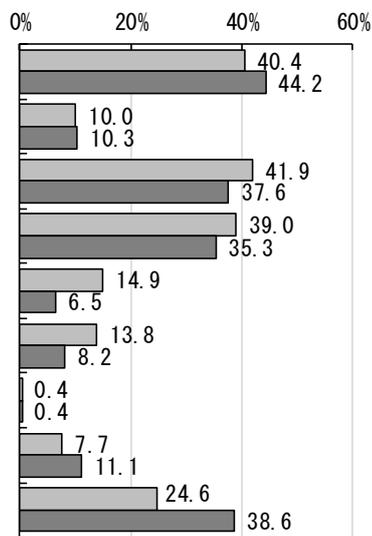
小学校高学年になってからの希望としては、低学年時と比べて、就学前児童、小学生児童ともに「放課後児童クラブ」「学区こどもの家」の回答割合が少なくなり、「部活動」が多くなっています。

■希望の過ごし方（低学年）



□ 就学前児童 (N=549) ■ 小学生児童 (N=930)

■希望の過ごし方（高学年）



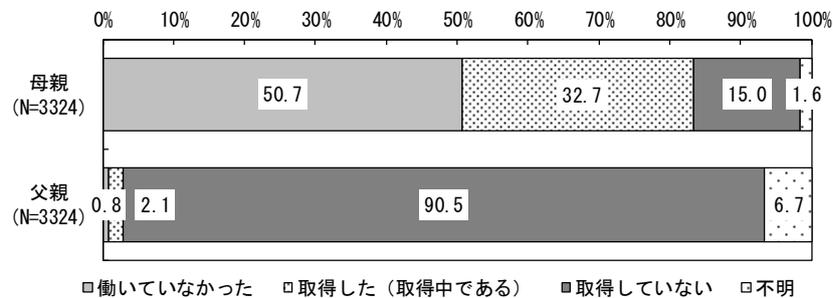
□ 就学前児童 (N=549) ■ 小学生児童 (N=1890)

※ 就学前児童は「5歳児」の小学校就学後の希望として把握

● 育児休業など職場の両立支援制度について

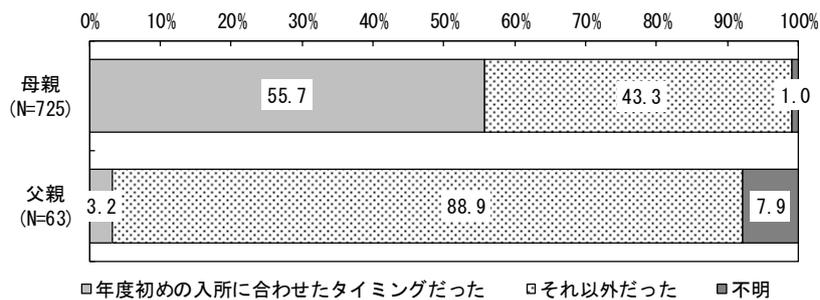
■ 育児休業の取得状況

母親の「取得した」割合が3割強、父親はごくわずかとなっています。



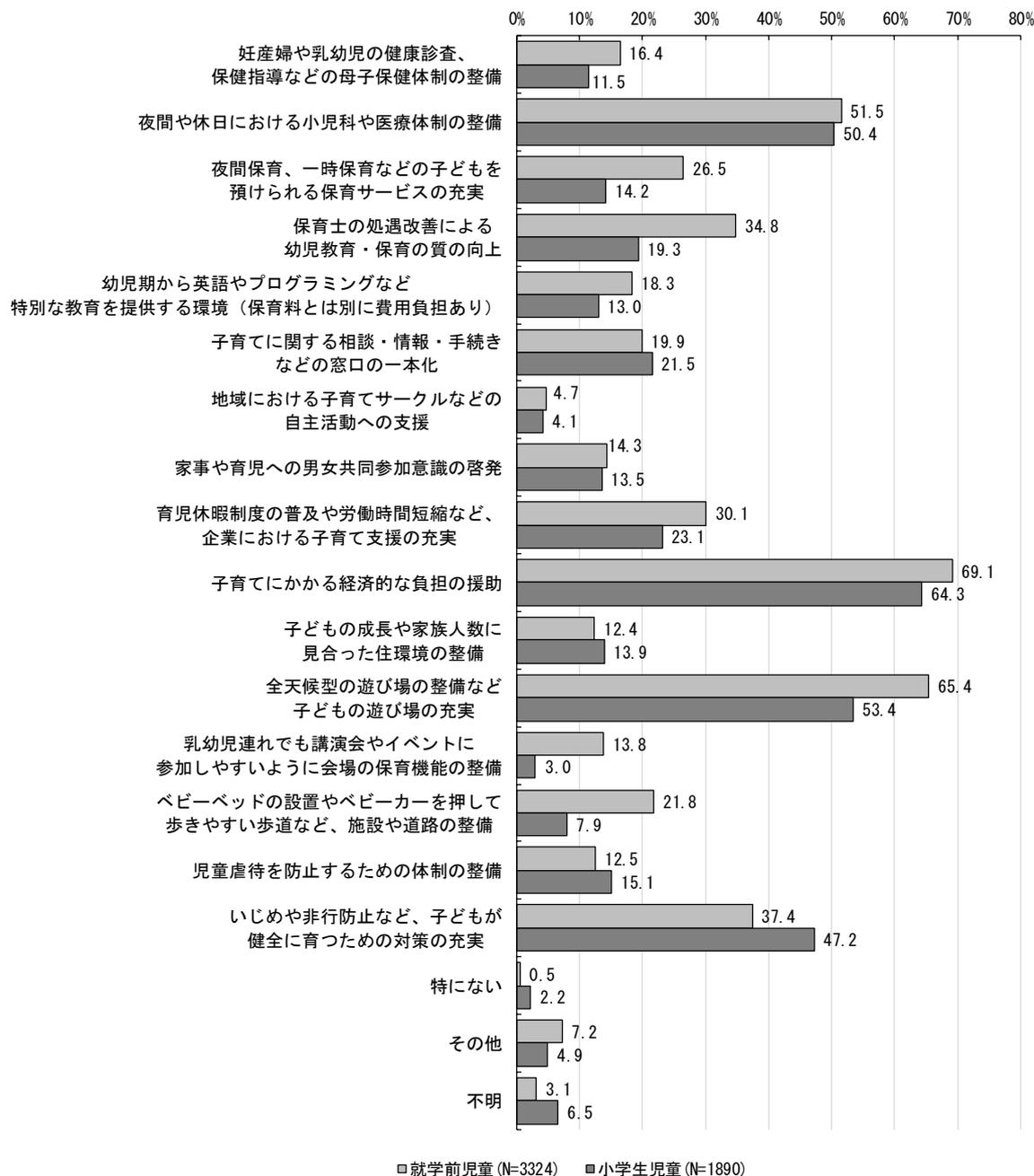
■ 育児休業取得後の職場復帰のタイミング

「年度初めの入所に合わせたタイミングだった」が母親で5割半ばとなっています。保育所等へ入園できるかどうか、職場復帰のタイミングを左右することがうかがえます。



●子育て環境のために市に期待する施策

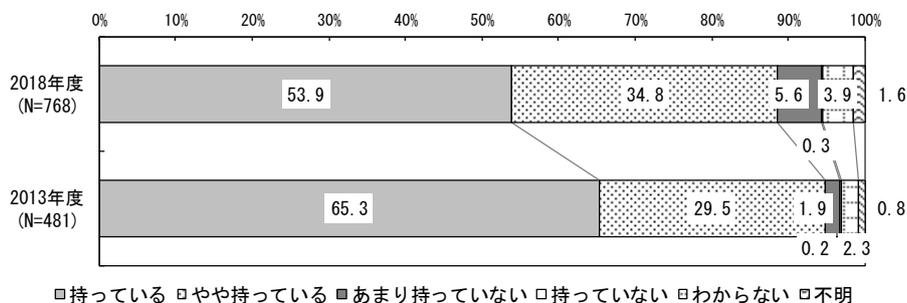
子どもを安心して産み育てられる環境のために市に期待する施策についてみると、「子育てにかかる経済的な負担の援助」が就学前児童で7割強、小学生児童で6割強と最も多く、次いで「全天候型の遊び場の整備など子どもの遊び場の充実」、「夜間や休日における小児科や医療体制の整備」が5割を超えています。



(4) 保育園・幼稚園・認定こども園職員調査の結果

● 仕事に対するやりがいや充実感について

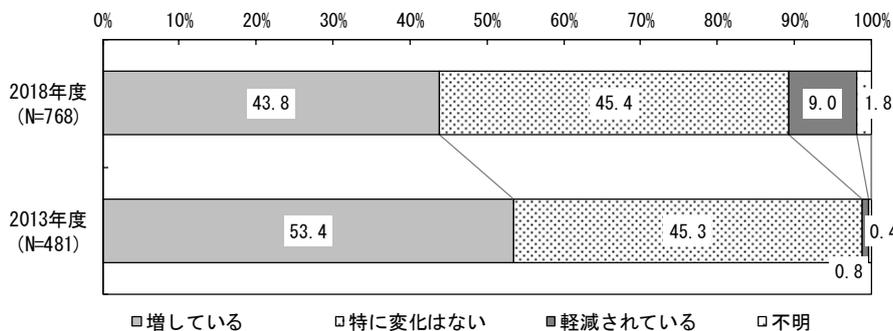
仕事に対するやりがいや充実感を「持っている」職員は5割強となっているものの、前回調査時に比べて減少しています。



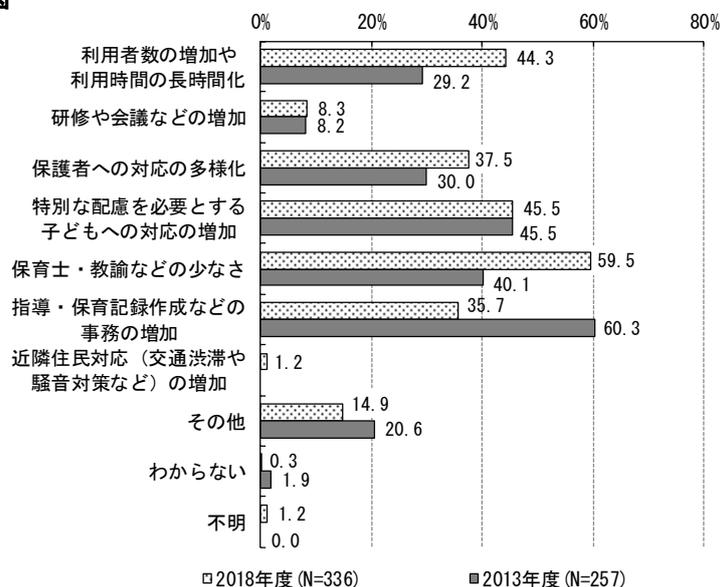
● ここ数年間の勤務負担について

勤務負担については、前回調査と比べて「増している」が減少し、「軽減されている」が増加しています。負担の主な原因として、「保育士・教諭などの少なさ」、「利用者数の増加や利用時間の長時間化」が前回調査より増えています。一方、「指導・保育記録作成などの事務の増加」が2割強減っています。

■ 勤務負担



■ 負担の主な原因

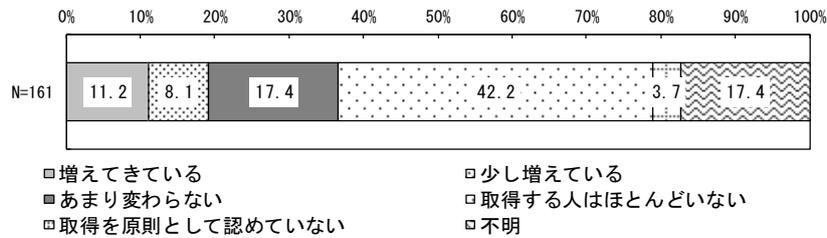


(5) 事業所調査の結果

● 育児休業や育児休暇の取得について

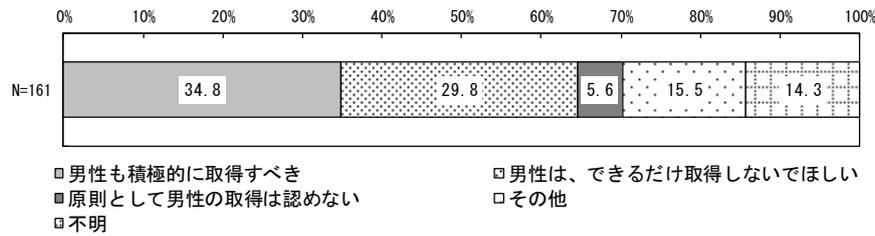
■ 直近5年における育児休業等の取得者

直近5年間において育児休業や育児休暇を取得する人についてみると、「取得する人はほとんどいない」が4割強となっています。増えた割合（「増えてきている」と「少し増えている」の合計）が2割弱となっています。



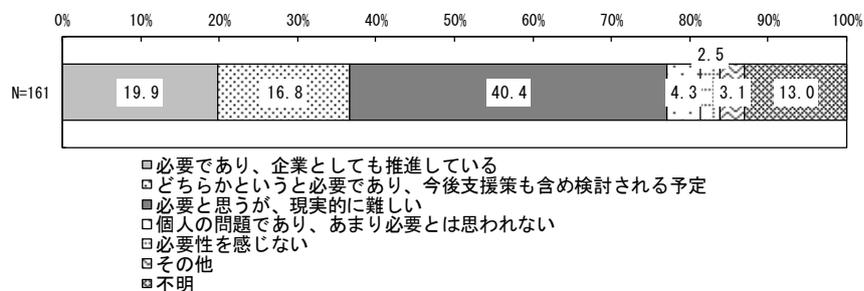
■ 男性の育児休業等の取得に対する考え方

男性が育児休業や育児休暇を取得することについて、「男性も積極的に取得すべき」が3割強であり、「男性は、できるだけ取得しないでほしい」が3割弱となっています。



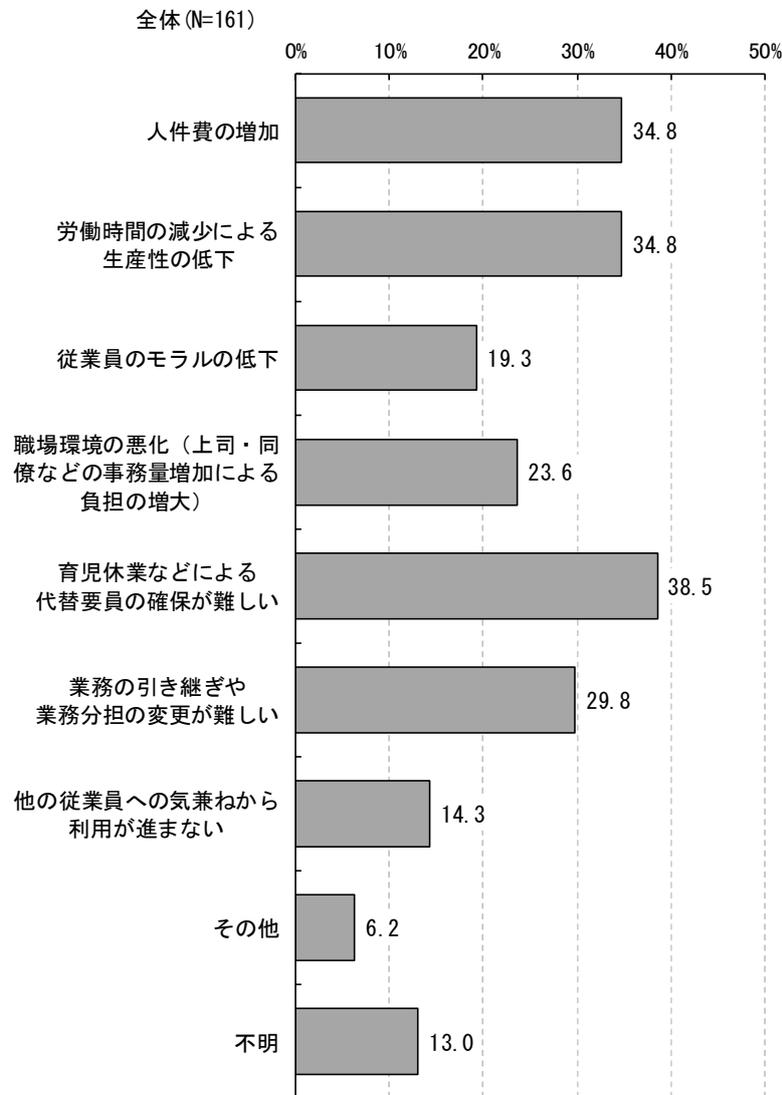
● ワーク・ライフ・バランスの推進について

ワーク・ライフ・バランスの推進における考え方についてみると、「必要と思うが、現実的に難しい」が約4割となっています。「必要であり、企業としても推進している」は約2割となっています。



●ワーク・ライフ・バランスの推進において障がいとなること

ワーク・ライフ・バランスの推進において障がいとなるものは、「育児休業などによる代替要員の確保が難しい」が4割弱、「人件費の増加」「労働時間の減少による生産性の低下」がそれぞれ3割強となっています。



3 第1期計画の評価

第1期計画では、国の子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。

(1) 教育・保育事業の実績（進捗状況）

	計画策定時 実績値	直近実績値	計画値 (量の見込み)	進捗率
	2014年度		2018年度	
1号（3－5歳）※1	5,873	5,526	5,654	98%
2号（3－5歳）※2	5,060	5,176	5,024	103%
3号（1・2歳）	1,779	2,095	2,073	101%
3号（0歳）	227	275	229	120%

※1 2号認定の教育ニーズを含む。

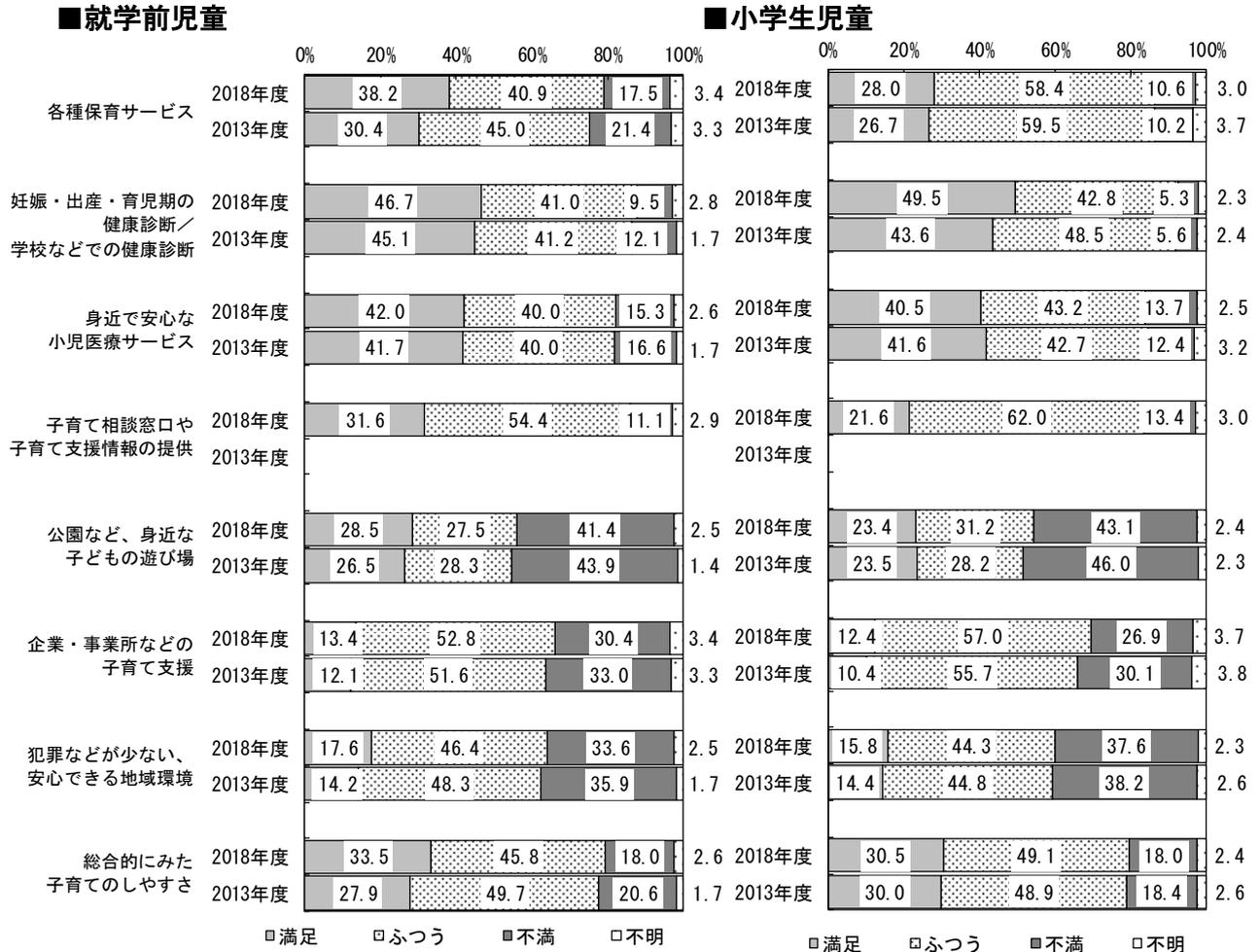
※2 教育ニーズを除く。

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績（進捗状況）

		計画策定時 実績値	直近実績値	計画値 (量の見込み)	進捗率
		2014年度		2018年度	
時間外保育事業（人）		2,406	3,080	2,417	127%
一時預かり 事業	幼稚園（実施園）	15	18	18	100%
	保育園（人）	5,959	7,090	5,689	125%
	保育園（実施園）	17	20	18	111%
地域子育て支援拠点事業（人日）		164,063	206,426	200,388	103%
利用者支援 事業	基本型（箇所）	-	6	6	100%
	母子保健型（箇所）	-	1	1	100%
病後児保育事業（人日）		8	6	288	2%
放課後児童 健全育成事 業	低学年（人）	1,880	2,374	3,249	87%
	高学年（人）	211	452		
ファミリー・サポート・センター 事業（人日）		4,613	7,637	8,383	91%
子育て短期支援事業（人日）		57	78	90	87%
乳児家庭全戸訪問事業（人）		3,107	2,613	3,111	84%
養育支援 訪問事業	専門職訪問（世帯）	25	29	16	181%
	ヘルパー派遣（世帯）	5	5	7	71%
妊婦に対する健康診査（回）		46,802	41,811	49,000	85%

(3) 子育て全般についての満足度

子育て家庭における本市の子育てに関する各分野の満足度について、2013（平成 25）年度と 2018（平成 30）年度に実施した市民意識調査結果から比較すると、以下のような結果となりました。



※「子育て相談窓口や子育て支援情報の提供」は 2018 年度の調査のみ

全体的に、就学前児童・小学生児童ともに同様の傾向がみられ、また、前回調査時と比べると満足度がわずかに高くなっています。

項目別にみると、「妊娠・出産・育児期の健康診断／学校などでの健康診断」や「身近で安心な小児医療サービス」で満足度が高くなっています。「各種保育サービス」は、前回調査と比べて、「満足」と回答した割合が就学前児童で 7.8 ポイント増加、小学生児童で 1.3 ポイント増加しており、第 1 期計画における取組の成果がうかがえます。

一方、「公園など、身近な子どもの遊び場」や「犯罪などが少ない、安心できる地域環境」においては、前回調査に引き続き「不満」の割合が「満足」の割合を上回っており、子どもが安心して過ごせる環境の整備が本市の課題であることがわかります。また、「企業・事業所などの子育て支援」も満足度が低く、働く母親の増加を背景に、企業等による子育て支援の取組が求められています。

「総合的にみた子育てのしやすさ」について、「満足」の回答割合は、就学前児童で 5.6 ポイント、小学生児童で 0.5 ポイント増加しています。

4 課題と方向性

■ 切れ目のない支援

若い世代や子育て家庭の子育てへの様々な不安や負担を和らげるため、妊娠・出産から子育てまで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。子育て家庭の状況に応じた的確な情報提供やきめ細やかな相談、母子保健や小児医療の充実により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりが重要です。

■ 保育ニーズの増加と多様化への対応

児童数が減少する一方、女性活躍の進行により、保育ニーズは高まっています。3歳以上の保育・教育ニーズはほぼ横ばいとなっているものの、3歳未満児の保育ニーズの増加をはじめ、時間外保育や一時預かり事業などの多様な保育サービスが求められています。

■ 子どもの居場所づくり

留守家庭児童の増加に伴って、放課後児童健全育成事業のニーズが急増しており、一部の学区で生じている待機児童の解消が喫緊の課題となっています。また、本市では全ての子どもの安全で安心な遊び場として学区こどもの家を設置しているものの、市民にとっては放課後児童健全育成事業との違いがわかりにくくなっているため、利用者が必要なサービスを選択できるよう事業の周知が必要です。

■ 保育人材の確保と専門性の向上

保育園・幼稚園・認定こども園において、利用者数の増加や利用時間の長時間化、特別な配慮を必要とする子どもへの対応などが職員の業務負担につながっています。職員の少なさが個々の業務負担を増している要因の一つでもあり、今後は、職員確保による体制の強化や職員の専門性を高めることが求められます。

■ 支援を必要とする家庭への対応

ひとり親家庭、障がいや発達に不安がある子どもがいる家庭、育児不安や育児ストレスを抱える家庭など特に支援を必要とする家庭への対応は、子どもの健やかな成長を支えるために重要となっています。特に、近年社会的に問題となっている児童虐待は、早期発見・早期対応に加え、未然に発生を防止することが求められます。

また、子どもの貧困対策は、子どもの現在と将来が生まれた環境によって左右されることがないように、貧困の状況下においても子どもを健やかに育成できる環境づくりを検討する必要があります。

■ 仕事と子育てが両立できる環境づくり

市民の希望する結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての人が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、行政による子ども・子育て支援施策の充実だけではなく、「働き方改革」によるワーク・ライフ・バランスを実現することが必要です。

■ 安全・安心な子育て環境の整備

子どもが事故や犯罪に巻き込まれないか、子どもを取り巻く社会環境に不安を抱く保護者が増加しています。子どもが安全で健やかに過ごすことができ、保護者が安心して子どもを送り出せるよう、地域が一体となって犯罪や事故が起こりにくい環境づくりに取り組んでいくことが求められます。

第3章 基本理念・基本目標

1 基本理念

本市では、これまで第1期計画に基づいて計画的に子育て支援施策を展開してきました。第1期計画では、岡崎市児童育成支援行動計画の目標「次代を担う子どもたちを安心して生み育てることのできる環境を基本としながら、豊かな人間性を育み、自らたくましく成長するため、家族や地域の中で子どもたちの自主性を尊重し、いきいきと学び遊べる環境の実現を目指します。そのため、子育て家庭、学校、地域住民、事業者、行政等が一体となり、社会全体で子育て²・子育てできる環境を支え、子育てに夢や希望を持つことができる取組を進めます。」を踏襲してきました。引き続き、第2期計画においても基本理念を継承し、子どもの幸せを第一義として子どもと子育て家庭を支援する環境づくりを充実していきます。

■少子化社会対策関連法における基本理念

【少子化社会対策基本法、次世代育成支援対策推進法、子ども・子育て支援法における基本理念】

- ・父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有する。
- ・「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す。

【少子化社会対策基本法】

- ・家庭や子育てに夢を持ち、かつ次代の社会を担う子どもを安心して生み育てることができる環境を整備する。
- ・安全な生活が確保されるとともに、心身の健やかな育成に配慮する。

【次世代育成支援対策推進法】

- ・次代の社会を担う子どもの育成と家庭に対する支援、並びに子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境を整備する。
- ・子育ての意義について理解を深め、子育てに伴う喜びの実感に配慮する。

【子ども・子育て支援法】

- ・家庭、学校、地域、職域等のあらゆる分野において、各々の役割を果たすとともに相互に協力し、子どもが健やかに成長するよう、良質かつ適正な支援をする。

■「おかざきっ子 育ちプラン」の基本理念

はばたく夢 子どもとともに育つ都市
大好き おかざき

2 子育て

子ども自身が健全に成長していく過程のことをいう。

2 基本目標

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるような支援を行うことが重要です。

そのため、社会のあらゆる分野における全ての構成員が、全ての子どもの健やかな成長を実現するという社会全体の目的を共有し、子育て・子育ての重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たせるよう、3つの基本目標を柱として総合的に施策を推進します。

基本目標1 「子どもが いきいきと 育つまち」～子どもがたくましく生きていく力を養う～

子どもの成長においては、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得、学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感を持って育まれることが重要です。この目標では、子どもの人権を尊重しながら、個々の成長を支え、豊かな人間性が育まれるよう、安全・安心の確保と教育・保育の質の向上を図ります。また、心身の健やかな成長の支援を通して、子どもがいきいきと育つまちを目指した施策を推進します。

基本目標2 「家族が とともに 育つまち」～家族が支えあい、子育てに喜びを感じる～

家族は子どもたちの成長における出発点です。子どもの健やかな育ちには、保護者が子育てに喜びを感じながら、子の成長とともに保護者自身も「親育ち」を感じられるような、温かな家族がつくられることが大切です。この目標では、子育ての基礎となる家族を支えるため、妊娠・出産期から切れ目なく子育て家庭をサポートするためのネットワークづくりや情報提供などを行うとともに、共働き世帯における仕事と子育ての両立支援などを通して、家族が子育てを大切にできる環境づくりへの取組を進めます。また、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障できるよう、幅広い施策を進めます。

基本目標3 「地域が すすんで 支えあうまち」～地域が子どもや家庭をあたたく応援する～

子育てに関するニーズの複雑化や多様化が進んでおり、また、子育てに不安や負担を感じている保護者が増加している中、子育てを支える地域のネットワークづくりが一層重要となっています。この目標では、学校、地域、職域等のあらゆる立場の人が、地域住民としてともに子どもの健やかな成長を応援するという意識のもと、子育て家庭に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるような支援体制を整備します。これらの取組を通じて、保護者が子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる、地域が進んで支えあうまちを目指した施策を推進します。

3 基本的な視点

(1) 子どもの幸せを願う視点

子育て支援に当たっては、当事者となる子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう取組を進めます。また、子どもの視点に立ち、子どもの成長に応じて、その意見が尊重され、心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めます。

(2) 質の向上の視点

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。そのため幼稚園教諭や保育士、保育教諭など子どもの育ちを支援する人の専門性の向上を図るとともに、施設整備等の良質な環境の確保に努めます。また、教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のために、適切な評価を実施し、結果を踏まえた改善に努めます。

(3) サービス利用者の視点

子育て家庭の生活実態や子育て支援の利用者ニーズが多様化していることを踏まえ、家庭の特性やニーズに対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービス提供を進めます。妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行い、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様な子育て支援を進めます。

(4) 親育ちを支援する視点

父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的な考えのもと、子どもの豊かな人間性を形成する上で、親の役割の重要性を認識し、自立して家庭を持つことができるよう支援します。また、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援を進めます。

(5) 子どもと家庭への支援の視点

子ども・子育て支援は、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とするものです。障がい、疾病、虐待、生活困窮等、家庭の状況その他の事情により社会的養護を必要とする子どもと子育て家庭に十分な対応が行えるよう、家庭的な養護、自立支援策の強化という観点も踏まえ、社会的養護体制の整備を進めます。

(6) ワーク・ライフ・バランスの実現の視点

市民一人一人が仕事上の責務を果たしながらも、家庭や地域生活などにおいて、ライフステージに応じた多様な生き方の選択や実現ができるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現を支援します。また、子育て家庭において男女を問わず子育てに向き合えるよう、雇用環境の整備を促すとともに、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の普及・啓発を図ります。

(7) 社会全体による支援の視点

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっています。子育てに対する孤立感や負担感を軽減するため、行政や事業者、地域社会を含めた社会全体の様々な担い手が協働し、それぞれの子どもや家庭の状況に応じた子育て支援の取組を進めます。

(8) 地域における社会資源の効果的な活用の視点

市内の社会資源や各種の公共施設の整備状況などは地域によって異なっており、地域の特性や状況に応じながら、地域で子育てに関する活動を行う市民活動団体や民間事業者、民生委員・児童委員や地域に貢献している高齢者など、様々な社会資源や各種の公共施設を十分かつ効果的に活用します。

(9) 地域特性の視点

市内の豊かな歴史や文化遺産、自然環境など地域固有の資源や財産を、次世代へ継承されるべきものという視点のもとに効果的に活用し、地域への誇りや愛着、満足感などを得ることを重視した取組を進めます。

第4章 子ども・子育ての環境整備

1 教育・保育等の量の見込みと提供体制の確保の内容の設定に当たって

(1) 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定に当たっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業等の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市が設定する教育・保育提供区域については、以下の「教育・保育提供区域の設定の考え方」を踏まえ、第1期計画に引き続き、本庁・支所区域の8区域（以下「行政区域」とする。）を基本とします。

なお、放課後児童健全育成事業のようにより小さな単位での想定が適切なものや、行政区域をまたいだ広域的な利用実態があるもの、限られた施設で実施しているものなどについては、小学校区や市全域を提供区域として設定し、捉えていくこととします。

■教育・保育提供区域の設定の考え方

- ・教育・保育施設と児童の分布状況を見ると、行政区域において、おおむね供給と利用範囲のバランスが整っていること。
- ・地域包括ケア計画（介護保険事業計画）においても、介護保険法において日常生活圏域を定めることとされており、行政区域に市域を区分していること。



■各事業と提供区域の考え方

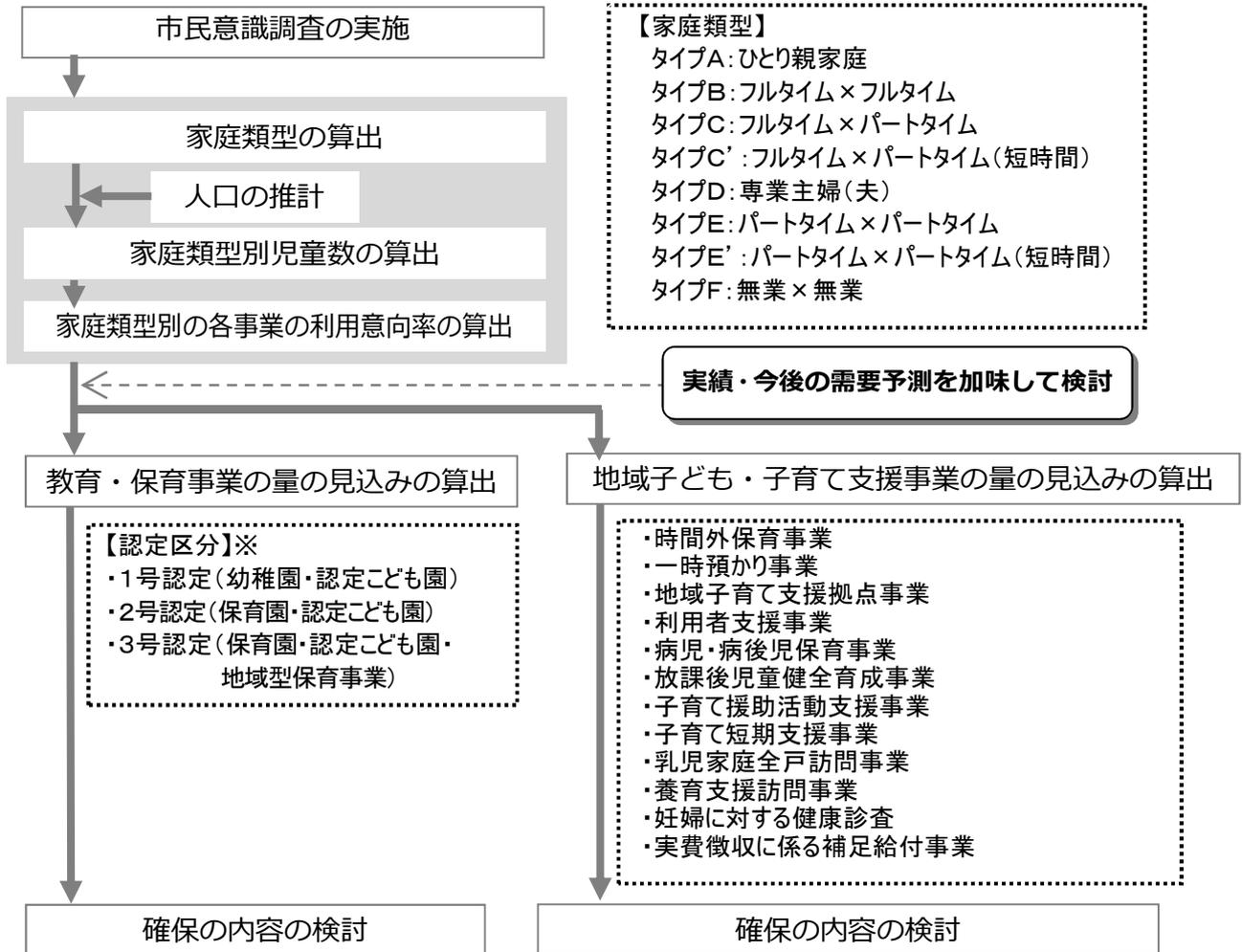
	事業等名	区域設定	設定理由
子ども・子育て 支援給付	保育事業 ・保育園 ・認定こども園 ・地域型保育事業	行政区域	行政区域においては、需要と供給のバランスが比較的取れていることや利用実態として現状に即しているため
	教育事業 ・幼稚園 ・認定こども園	市全域	広域的な利用実態があり、行政区域での区分けが実状に沿っていないため
地域子ども・子育て支援事業	時間外保育事業	行政区域	保育園、認定こども園、地域型保育事業に合わせた設定が必要であるため
	一時預かり事業	幼：市全域 保：行政区域	幼稚園等と保育園とで、それぞれの区域設定が必要であるため
	地域子育て支援拠点事業	市全域	全行政区域に設置されておらず、また利用定員のある施設でないため
	利用者支援事業	市全域	基本型7施設、母子保健型2施設において実施しているため
	病児・病後児保育事業	市全域	病児保育1施設、病後児保育2施設において実施しているため
	放課後児童健全育成事業	小学校区	小学生が放課後等に通う施設であり、小学校区で実施しているため
	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	1施設において実施しているため
	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市全域	市内外5施設及び登録里親家庭において実施しているため
	乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	養育支援訪問事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	妊婦に対する健康診査 (妊婦健康診査事業)	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	実費徴収に係る補足給付事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため
	多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市全域	施設整備等を伴う事業ではなく、また、区域の設定という考えではあてはまらない事業であるため

(2) 量の見込みの算出と確保の内容の検討

国の方針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、2020（令和2）年度を初年度とする5年間の、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、市民意識調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

■量の見込みの算出の流れ



※ 認定区分の考え方

	1号	2号	3号
対象年齢	満3歳以上の 小学校就学前の子ども		満3歳未満の子ども
対象条件	2号認定の子ども以外	保護者の就労または疾病その他の内閣府令で定める事由により 家庭において必要な保育を受けることが困難である者	
利用定員を設定可能な施設	幼稚園・認定こども園	保育園・認定こども園 地域型保育事業	

2 教育・保育事業の量の見込みと提供体制の確保の内容

「①量の見込み」のニーズに応じた「②確保の内容」の定員数を確保できるよう、提供体制を整えていきます。

■教育・保育事業 一覧表

単位(人)

全 市 合 計				計 画				
				2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
保育事業	2号認定	3～5歳児	①量の見込み	5,185	5,134	5,081	5,029	4,977
			②確保の内容	5,687	5,702	5,722	5,808	5,908
			②－①	502	568	641	779	931
	3号認定	1～2歳児	①量の見込み	2,242	2,214	2,187	2,199	2,132
			②確保の内容	2,347	2,347	2,351	2,438	2,483
			②－①	105	133	164	239	351
		0歳児	①量の見込み	311	307	303	300	296
			②確保の内容	336	336	332	354	362
			②－①	25	29	29	54	66
教育事業	1・2号認定	3～5歳児	①量の見込み	5,536	5,481	5,424	5,369	5,313
			1号認定	3,448	3,414	3,378	3,344	3,309
			2号認定	2,088	2,067	2,046	2,025	2,004
		②確保の内容	6,093	6,003	6,003	5,913	5,813	
		②－①	557	522	579	544	500	

(1) 保育事業（保育園・認定こども園（2・3号）・地域型保育事業）

事業概要	保護者の就労や病気などで、家庭で子どもをみるできない場合に、保護者の代わりに保育する施設・事業です。	提供区域 行政区域
施設数	保育園・認定こども園…56箇所（公立38・私立18） 中央区域…17箇所 岩津区域…6箇所 岡崎区域…6箇所 矢作区域…8箇所 大平区域…5箇所 六ツ美区域…6箇所 東部区域…4箇所 額田区域…4箇所（保育所型認定こども園2箇所含む。）	
現況	2014（平成26）年度から2018（平成30）年度にかけて、3～5歳児の利用はほぼ横ばいとなっているものの、0～2歳児の利用は増加傾向で推移しています。	

■利用実績の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014年度比
2号認定	3～5歳	5,060	5,186	5,209	5,180	5,176	1.02
	0歳	227	198	246	253	275	1.21
3号認定	1～2歳	1,779	1,933	1,982	2,096	2,095	1.18
	合計	7,066	7,317	7,437	7,529	7,546	1.07

※ 各年度10月1日現在

①全市の量の見込みと確保の内容

全体		2020年度			2021年度			2022年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		5,185	311	2,242	5,134	307	2,214	5,081	303	2,187
②確保の内容	保育園 認定こども園	5,687	336	2,347	5,702	336	2,347	5,722	332	2,351
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-①		502	25	105	568	29	133	641	29	164

全体		2023年度			2024年度		
		2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み (必要利用定員総数)		5,029	300	2,199	4,977	296	2,132
②確保の内容	保育園 認定こども園	5,808	345	2,390	5,908	353	2,435
	地域型保育		9	48		9	48
②-①		779	54	239	931	66	351

■ 0～2歳の保育利用率

	2018年度 利用実績	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
全市	22.1%	25.1%	25.4%	25.7%	27.1%	28.0%

※ 保育利用率は各年度の定員を推計人口で除して算出

提供体制の考え方

- 確保の内容については、既存の保育園の改修や新たな保育園の設置、私立幼稚園の認定こども園への移行による定員増を基本として、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。
- 0～2歳児の低年齢保育需要に応じて保育園の定員数の見直しなどにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。
- 地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業等）については、保育園や認定こども園の補完的な役割として位置付け、今後、状況の変化に伴い各区域内の保育需要が著しく増加する場合など、その必要性について、その都度、対応を検討します。

<整備計画>

- 保育園の建替え（定員変更）
 - 2021（令和3）年度 豊富保育園（額田区域）
みなみ保育園（岡崎区域）
 - 2023（令和5）年度 白鳩保育園（岡崎区域）
 - 2025（令和7）年度 るんびに一保育園（中央区域）
- 保育園の新設
 - 2022（令和4）年度 新設保育園開園（岡崎区域）
2024（令和6）年度までに段階的に2・3号定員を増員
- 幼稚園の認定こども園化
 - 2023（令和5）年度 幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行（岡崎区域及び矢作区域）
2025（令和7）年度までに段階的に2・3号定員を増員
- 小規模保育事業所の新設
 - 2023（令和5）年度 小規模保育事業者の公募による開設（中央区域及び岩津区域）

② 区域別の量の見込みと確保の内容

■中央区域

単位(人)

中央区域	2020年度			2021年度			2022年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	1,563	92	654	1,549	91	646	1,535	90	638	
②確保の内容	保育園 認定こども園	1,832	94	714	1,832	94	714	1,817	91	702
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-①	269	2	60	283	3	68	282	1	64	

中央区域	2023年度			2024年度			
	2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	1,521	89	643	1,508	88	623	
②確保の内容	保育園 認定こども園	1,817	91	702	1,817	91	702
	地域型保育		6	32		6	32
②-①	296	8	91	309	9	111	

中央区域では、小規模保育事業者の公募による定員増(38人増)により、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

■岡崎区域

単位(人)

岡崎区域	2020年度			2021年度			2022年度			
	2号	3号		2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	871	49	374	866	48	372	859	48	370	
②確保の内容	保育園 認定こども園 (中央・六ツ美・大平区域)	642 (229)	49 (0)	289 (85)	657 (209)	49 (0)	289 (83)	697 (162)	49 (0)	309 (61)
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-① (中央・六ツ美・大平区域含む)	▲229 (0)	0 (0)	▲85 (0)	▲209 (0)	1 (0)	▲83 (0)	▲162 (0)	1 (0)	▲61 (0)	

岡崎区域	2023年度			2024年度			
	2号	3号		2号	3号		
	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	854	48	375	848	47	365	
②確保の内容	保育園 認定こども園 (中央・六ツ美・大平区域)	753 (107)	59 (0)	330 (47)	823 (31)	64 (0)	369 (0)
	地域型保育		0	0		0	0
②-① (中央・六ツ美・大平区域含む)	▲101 (0)	11 (0)	▲45 (0)	▲25 (0)	17 (0)	4 (0)	

- 岡崎区域では、2号認定及び3号認定(1・2歳児)について、量の見込みに対する不足が生じています。
- 2021(令和3)年度のみなみ保育園の改築による定員増(15人増)や、2022(令和4)年度の保育園の新設による定員の段階的な増加(200人増)、及び2023(令和5)年度の白鳩保育園の改築による定員増(10人増)、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行による定員の段階的な増加(2025(令和7)年度までに90人増予定)などにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。
- 岡崎区域はエリアが狭く、現状においても隣接する中央・大平・六ツ美区域等の保育園へ入園している児童がいることから、引き続き隣接区域の保育園も含めた提供体制を確保します。

■大平区域

単位(人)

大平区域		2020年度			2021年度			2022年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		408	26	176	407	26	174	405	26	172
②確保の内容	保育園 認定こども園	577	39	214	577	39	214	572	38	210
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-①		169	13	38	170	13	40	167	12	38

大平区域		2023年度			2024年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		403	25	173	401	25	168
②確保の内容	保育園 認定こども園	572	38	210	572	38	210
	地域型保育		0	0		0	0
②-①		169	13	37	171	13	42

- 大平区域では、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。ただし、定員超過により選考を行っている保育園もあり、利用状況を踏まえ定員数の見直しを検討します。

■東部区域

単位(人)

東部区域		2020年度			2021年度			2022年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		263	13	98	259	12	96	256	12	94
②確保の内容	保育園 認定こども園	302	22	126	302	22	126	302	22	126
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-①		39	9	28	43	10	30	46	10	32

東部区域		2023年度			2024年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		253	12	93	249	12	90
②確保の内容	保育園 認定こども園	302	22	126	302	22	126
	地域型保育		0	0		0	0
②-①		49	10	33	53	10	36

- 東部区域では、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

■岩津区域

単位(人)

岩津区域		2020年度			2021年度			2022年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		663	36	265	651	35	261	638	35	256
②確保の内容	保育園 認定こども園	724	35	301	724	35	301	724	35	301
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-①		61	▲1	36	73	0	40	86	0	45

岩津区域		2023年度			2024年度		
		2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		625	34	256	612	34	247
②確保の内容	保育園 認定こども園	724	35	301	724	35	301
	地域型保育		3	16		3	16
②-①		99	4	61	112	4	70

- 岩津区域では、3号認定(0歳)について若干、量の見込みに対する不足が生じていることから、小規模保育事業者の公募による定員増(19人増)や一部の保育園の定員数の見直しなどにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

■矢作区域

単位(人)

矢作区域		2020年度			2021年度			2022年度		
		2号		3号	2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		774	54	364	767	54	361	760	53	357
②確保の内容	保育園 認定こども園	777	54	369	777	54	369	777	54	369
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-①		3	0	5	10	0	8	17	1	12

矢作区域		2023年度			2024年度		
		2号		3号	2号		3号
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		753	53	360	746	52	350
②確保の内容	保育園 認定こども園	807	57	387	837	60	393
	地域型保育		0	0		0	0
②-①		54	4	27	91	8	43

- 矢作区域では、幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行による定員の段階的な増加(2025(令和7)年度までに90人増)や一部の保育園の定員数を見直すことにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

■六ツ美区域

単位 (人)

六ツ美区域		2020年度			2021年度			2022年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		565	37	277	558	37	272	553	36	269
②確保の内容	保育園 認定こども園	674	38	278	674	38	278	674	38	278
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-①		109	1	1	116	1	6	121	2	9

六ツ美区域		2023年度			2024年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		547	36	269	541	35	261
②確保の内容	保育園 認定こども園	674	38	278	674	38	278
	地域型保育		0	0		0	0
②-①		127	2	9	133	3	17

- 六ツ美区域では、一部の保育園の定員数を見直すことにより、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

■額田区域

単位 (人)

額田区域		2020年度			2021年度			2022年度		
		2号	3号		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		78	4	34	77	4	32	75	3	31
②確保の内容	保育園 認定こども園	159	5	56	159	5	56	159	5	56
	地域型保育		0	0		0	0		0	0
②-①		81	1	22	82	1	24	84	2	25

額田区域		2023年度			2024年度		
		2号	3号		2号	3号	
		3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み		73	3	30	72	3	28
②確保の内容	保育園 認定こども園	159	5	56	159	5	56
	地域型保育		0	0		0	0
②-①		86	2	26	87	2	28

- 額田区域では、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。
- 2021（令和3）年度を目途に、豊富保育園の建替えを予定しています。利用状況に合わせて定員設定を検討します。

(2) 教育事業（幼稚園・認定こども園（1・2号））

事業概要	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	幼稚園・認定こども園…27箇所 （幼稚園：私立22 認定こども園：公立5（幼保連携型3、保育所型2）） 中央地域…9箇所 岩津地域…3箇所 岡崎地域…2箇所 矢作地域…5箇所 大平地域…2箇所 六ツ美地域…2箇所 東部地域…2箇所 額田地域…2箇所	
現況	2014（平成26）年度から2018（平成30）年度にかけて、減少傾向で推移しています。また、市外の幼稚園への通園者も減少しています。 ●市外幼稚園への通園者（概数）…2018年度：幸田町200人、西尾市100人、安城市90人、豊田市10人 ●他市町から市内幼稚園への通園者（概数）…2018年度：110人	

■利用実績の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014年度比
幼稚園・認定こども園	5,873	5,841	5,844	5,682	5,526	0.94

※ 各年度5月1日現在

全市の量の見込みと確保の内容

全体	2020年度		2021年度		2022年度		2023年度		2024年度	
	1号	2号								
①量の見込み （必要利用定員総数）	3,448	2,088	3,414	2,067	3,378	2,046	3,344	2,025	3,309	2,004
	5,536		5,481		5,424		5,369		5,313	
②確保の内容 幼稚園 認定こども園	6,093		6,003		6,003		5,913		5,813	
②-①	557		522		579		544		500	

※ 2号は教育ニーズのみ

提供体制の考え方

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

<整備計画>

- 幼稚園22園 5,673人 → 2021（令和3）年度 22園 5,583人
幼稚園（認可定員225名）の新制度移行により、利用定員を135名に設定（矢作区域）
5,583人 → 2023（令和5）年度 20園 5,148人
幼稚園（2園）を幼保連携型認定こども園へ移行する。（岡崎区域及び矢作区域）
- 認定こども園5園 420人 → 2023（令和5）年度 7園 765人
保育所型認定こども園（額田区域）及び幼保連携型認定こども園（中央区域、岡崎区域、矢作区域）において、引き続き1号認定児童の受入れ枠を確保する。
- 幼稚園20園 5,148人 → 2024（令和6）年度 20園 5,048人
幼稚園（認可定員280名）の新制度移行により、利用定員を180名に設定（中央区域）

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

■地域子ども・子育て支援事業 一覧表

全市合計		計画					単位	
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度		
時間外保育事業		①量の見込み	3,753	3,711	3,742	3,790	3,779	人
		②確保の内容	3,753	3,711	3,742	3,790	3,779	
		②-①	0	0	0	0	0	
一時預かり事業	幼稚園 認定こども園	①量の見込み	84,849	84,000	83,137	82,290	81,441	人日
		②確保の内容	84,849	84,000	83,137	82,290	81,441	
		②-①	0	0	0	0	0	
	保育園等	①量の見込み	7,233	7,500	7,767	7,679	7,590	
		②確保の内容	21,840	22,880	23,920	23,920	29,536	
		②-①	14,607	15,380	16,153	16,241	21,946	
地域子育て支援拠点事業		①量の見込み	208,168	206,648	205,119	203,568	204,972	人日
		②確保の内容	208,168	206,648	205,119	203,568	204,972	
		②-①	0	0	0	0	0	
利用者支援事業	基本型 (うち地域子育て相談機関)	①量の見込み	6	7	7	7	7(6)	箇所
		②確保の内容	6	7	7	7	7(6)	
		②-①	0	0	0	0	0(0)	
	母子保健型	①量の見込み	1	2	2	2	2	
		②確保の内容	1	2	2	2	2	
		②-①	0	0	0	0	0	
病児・病後児保育事業		①量の見込み	904	898	890	885	878	人日
		②確保の内容(病児)	960	960	960	960	960	
		②確保の内容(病後児)	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	
		②-①	2,136	2,142	2,150	2,155	2,162	
放課後児童健全育成事業		①量の見込み	3,413	3,527	3,672	3,591	3,725	人
		②確保の内容	3,260	3,410	3,540	3,570	3,725	
		②-①	▲153	▲117	▲132	▲21	0	
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)		①量の見込み(就学前)	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	回
		②確保の内容(就学前)	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400	
		②-①	0	0	0	0	0	
		①量の見込み(小学生)	5,200	5,850	6,500	7,150	7,800	
		②確保の内容(小学生)	5,200	5,850	6,500	7,150	7,800	
		②-①	0	0	0	0	0	
子育て短期支援事業 (ショートステイ)		①量の見込み	90	90	90	90	90	人日
		②確保の内容	90	90	90	90	90	
		②-①	0	0	0	0	0	
乳児家庭全戸訪問事業 (こんには赤ちゃん事業)		①量の見込み	2,907	2,892	2,877	2,862	2,847	人
		②確保の内容	2,907	2,892	2,877	2,862	2,847	
		②-①	0	0	0	0	0	
養育支援訪問事業		専門職訪問	240	240	240	240	240	回
		ヘルパー派遣	120	120	120	120		
		家庭訪問型子育て支援			800	800		
子育て世帯訪問支援事業		①量の見込み					110	人日
		②確保の内容					110	
親子関係形成支援事業		①量の見込み					5	人
		②確保の内容					5	
妊婦に対する健康診査 (妊婦健康診査事業)		健診回数	46,200	45,600	45,000	44,500	43,900	回
実費徴収に係る 補足給付事業		①量の見込み	667	660	653	646	640	人
		②確保の内容	667	660	653	646	640	
		②-①	0	0	0	0	0	
多様な事業者の 参入促進・能力活用		①量の見込み			3	5	7	人
		②確保の内容			3	5	7	
		②-①			0	0	0	

(1) 時間外保育（延長保育）事業

事業概要	通常保育時間（8時～17時30分）を超える保育ニーズに対応したサービスを提供する事業です。	▶提供区域 行政区域
施設数	43箇所	
現況	延長保育は利用実績が毎年増加傾向にあります。2018（平成30）年度は、2014（平成26）年度に比べ約1.3倍の増加となっており、全入所児童数の約41%の児童が利用しています。これを踏まえ、第1期計画期間では、実施園を増加し対応しています。	

■利用実績の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014年度比
年間利用者数	2,406	2,688	2,920	3,031	3,080	1.28
実施園数	36園	39園	41園	42園	43園	1.19

① 全市の量の見込みと確保の内容

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	3,753	3,711	3,742	3,790	3,779
②確保の内容	3,753 (43園)	3,711 (43園)	3,742 (44園)	3,790 (46園)	3,779 (49園)
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。
- 岡崎区域では、2(1)保育事業の確保の内容に基づき、隣接する中央・大平・六ツ美区域の保育園も含め提供体制を確保します。

<整備計画>

- 延長保育実施予定
 - 2022（令和4）年度 新設保育園開園（岡崎区域）で実施予定
 - 2023（令和5）年度 私立幼保連携認定型こども園開設（岡崎区域、矢作区域）で実施予定
 - 2024（令和6）年度 小規模保育事業の開始（中央区域、岩津区域）で実施予定

② 区域別の量の見込みと確保の内容

単位(人)

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
中央区域	①量の見込み	1,117	1,105	1,093	1,082	1,091
	②確保の内容	1,117 (14園)	1,105 (14園)	1,093 (14園)	1,082 (14園)	1,091 (16園)
	②-①	0	0	0	0	0
岡崎区域	①量の見込み	622	618	686	728	724
	②確保の内容	622 (6園)	618 (6園)	686 (7園)	728 (8園)	724 (8園)
	②-①	0	0	0	0	0
大平区域	①量の見込み	298	296	294	291	289
	②確保の内容	298 (5園)	296 (5園)	294 (5園)	291 (5園)	289 (5園)
	②-①	0	0	0	0	0
東部区域	①量の見込み	176	173	170	167	164
	②確保の内容	176 (3園)	173 (3園)	170 (3園)	167 (3園)	164 (3園)
	②-①	0	0	0	0	0
岩津区域	①量の見込み	461	453	445	436	438
	②確保の内容	461 (5園)	453 (5園)	445 (5園)	436 (5園)	438 (6園)
	②-①	0	0	0	0	0
矢作区域	①量の見込み	591	586	580	619	614
	②確保の内容	591 (4園)	586 (4園)	580 (4園)	619 (5園)	614 (5園)
	②-①	0	0	0	0	0
六ツ美区域	①量の見込み	433	427	422	417	411
	②確保の内容	433 (4園)	427 (4園)	422 (4園)	417 (4園)	411 (4園)
	②-①	0	0	0	0	0
額田区域	①量の見込み	55	53	52	50	48
	②確保の内容	55 (2園)	53 (2園)	52 (2園)	50 (2園)	48 (2園)
	②-①	0	0	0	0	0

(2) 一時預かり事業（幼稚園・認定こども園、保育園）

【幼稚園・認定こども園における一時預かり】

事業概要	通常の教育時間後や長期休業中などに、在園児を対象に保護者の希望に応じて預かり保育を実施するほか、保護者の就労や病気、出産または育児疲れの解消などを目的として、在園児以外の子どもを対象に一時的な子どもの保育（保育所の入所待ちの場合は定期的な保育）を実施する事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	●私立幼稚園 18園 ●公立認定こども園 5園	
現況	2018（平成30）年度現在で延べ利用人数が58,142人となっています。	

■利用実績

単位（人日）

	2018年度
幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり	58,142

※ 数値は概数

【保育園等における一時預かり】

事業概要	保護者の就労や病気、出産または育児疲れの解消などのための、一時的な子どもの保育を実施する事業です。	▶提供区域 行政区域
施設数	●市内20園	
現況	保育園の利用実績は年々増加傾向にあり、2018（平成30）年度は、対2014（平成26）年度比約1.2倍の増加となっています。中央区域、岩津区域、矢作区域で利用が多くなっています。	

■利用実績の推移

単位（人日）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014年度比
保育園	5,959	5,554	5,901	7,443	7,090	1.19

① 全市の量の見込みと確保の内容

【幼稚園・認定こども園における一時預かり】

単位(人日)

全体	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	84,849	84,000	83,137	82,290	81,441
1号認定による利用	20,158	19,956	19,751	19,550	19,348
2号認定による利用	64,691	64,044	63,386	62,740	62,093
② 確保の内容	84,849 (23園)	84,000 (24園)	83,137 (24園)	82,290 (24園)	81,441 (25園)
②-①	0	0	0	0	0

【保育園等における一時預かり】

単位(人日)

全体	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)	7,233	7,500	7,767	7,679	7,590
② 確保の内容	21,840 (21箇所)	22,880 (22箇所)	23,920 (23箇所)	23,920 (23箇所)	29,536 (27箇所)
②-①	14,607	15,380	16,153	16,241	21,946

提供体制の考え方

【幼稚園・認定こども園における一時預かり】

- 各幼稚園及び認定こども園において、主に在園児を対象とする事業であり、各園で今後の量の見込みに対する提供体制を確保できる予定です。

この事業は幼稚園及び認定こども園で実施する幼児教育と一体的に実施される事業です。将来の需要の変動に応じて、この事業を実施していない幼稚園及び認定こども園についても、順次、事業を実施します。

実施園：幼稚園 18園 → 19園(2021(令和3)年度)
→ 17園(2023(令和5)年度)
→ 18園(2024(令和6)年度)

認定こども園 5園 → 7園(2023(令和5)年度)

【保育園等における一時預かり】

- 確保の内容については、2021(令和3)年度及び2022(令和4)年度に岡崎区域で各1園増を予定しており、市内23園(1園当たり4人/日)において、本計画期間での量の見込みに対する提供体制を確保します。

この事業は保育園で実施する幼児保育と一体的に実施される事業です。将来の需要の変動に応じて、この事業を実施していない保育園についても、順次、事業を実施します。

2022年度 92人(23園×4人/日)×260日(52週×5日) = 23,920人日

- お子さんの性格や特性などにより、なじみのない施設に預けることを心配し、事業の活用が必要であるにも関わらず、利用を躊躇う保護者もいることから、地域子育て支援拠点に併設し、一時預かり事業を実施する施設の整備を検討します。

2024年度 6人×156日(52週×週3日) = 936人日

- 令和6年度から小規模保育事業所3施設において、一時預かり事業を実施します。

2024年度 18人(3施設×6人/日)×260日(52週×週5日) = 4,680人日

② 区域別の量の見込みと確保の内容

【保育園における一時預かり】

単位（人日）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
中央 区域	①量の見込み	2,122	2,096	2,070	2,047	2,020
	②確保の内容	4,160 (4園)	4,160 (4園)	4,160 (4園)	4,160 (4園)	6,500 (6園)
	②-①	2,038	2,064	2,090	2,113	2,140
岡崎 区域	①量の見込み	1,182	1,530	1,878	1,871	1,864
	②確保の内容	2,080 (2園)	3,120 (3園)	4,160 (4園)	4,160 (4園)	4,160 (4園)
	②-①	898	1,590	2,282	2,289	2,296
大平 区域	①量の見込み	581	575	569	562	556
	②確保の内容	2,080 (2園)	2,080 (2園)	2,080 (2園)	2,080 (2園)	2,080 (2園)
	②-①	1,499	1,505	1,511	1,518	1,524
東部 区域	①量の見込み	310	303	296	290	284
	②確保の内容	1,040 (1園)	1,040 (1園)	1,040 (1園)	1,040 (1園)	1,040 (1園)
	②-①	730	737	744	750	756
岩津 区域	①量の見込み	850	837	822	807	793
	②確保の内容	5,200 (5園)	5,200 (5園)	5,200 (5園)	5,200 (5園)	7,540 (6園)
	②-①	4,350	4,363	4,378	4,393	4,407
矢作 区域	①量の見込み	1,203	1,191	1,180	1,167	1,154
	②確保の内容	2,080 (2園)	2,080 (2園)	2,080 (2園)	2,080 (2園)	2,080 (2園)
	②-①	877	889	900	913	926
六ツ美 区域	①量の見込み	884	871	859	846	834
	②確保の内容	4,160 (4園)	4,160 (4園)	4,160 (4園)	4,160 (4園)	4,160 (4園)
	②-①	3,276	3,289	3,301	3,314	3,326
額田 区域	①量の見込み	101	97	93	89	85
	②確保の内容	1,040 (1園)	1,040 (1園)	1,040 (1園)	1,040 (1園)	1,040 (1園)
	②-①	939	943	947	951	955

【地域子育て支援拠点における一時預かり】

単位（人日）

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
市全域	①量の見込み	—	—	—	—	※936
	②確保の内容	—	—	—	—	936 (1箇所)
	②-①	—	—	—	—	0

※保育園における一時預かりと重複

(3) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	就園前の子どもを持つ子育て家庭の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場を提供する事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●総合子育て支援センター（城北保育園に併設／1箇所） ●地区子育て支援センター（六ツ美中・島坂・豊富・竜谷・岩松保育園に設置／5箇所） ●つどいの広場（岡崎げんき館・北部・南部・西部・東部地域交流センター・六ツ美分館内に設置／6箇所） ●そのほか、子育て広場事業として、18箇所の保育園の園庭や保育室の一部を開放 	
現況	利用実績は、年度によってばらつきがあるものの、ほぼ横ばいとなっています。	

■利用実績の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014 年度比
総合子育て支援センター 地区子育て支援センター	28,033 (6箇所)	31,522 (6箇所)	54,063 (6箇所)	52,500 (6箇所)	59,193 (6箇所)	2.11
つどいの広場	136,030 (5箇所)	146,573 (6箇所)	155,737 (6箇所)	144,022 (6箇所)	147,233 (6箇所)	1.08
合計	164,063 (11箇所)	178,095 (12箇所)	209,800 (12箇所)	196,522 (12箇所)	206,426 (12箇所)	1.26

全市の量の見込みと確保の内容

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み(年間値)	208,168	206,648	205,119	203,568	204,972
②確保の内容(年間値)	208,168 (12箇所)	206,648 (12箇所)	205,119 (12箇所)	203,568 (12箇所)	204,972 (13箇所)
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- お子さんの発達に心配のある保護者の中には、つどいの広場や子育て支援センターなどを訪れることをためらい、より支援の必要な方に支援の輪が届かないケースがあります。配慮が必要なお子さんでも気兼ねなく、安心して連れて行ける相談・支援の場を提供するための取組として、児童発達支援を行う事業者と連携による拠点の開設を検討します。

(4) 利用者支援事業

事業概要	子育て中の親子の身近な場所において、利用者支援専門職員を配置し、教育・保育・保健や地域の子育て支援事業などの情報提供や、必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。	▶提供区域 市全域
	<p>【基本型】 教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるよう身近な場所で寄り添い型の支援を行うもの</p> <p>【母子保健型】 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、助産師、保健師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うもの</p>	
施設数	<ul style="list-style-type: none"> ●基本型 7箇所（うち地域子育て相談機関6箇所） ●母子保健型 2箇所 	
現況	2016（平成28）年度から総合子育て支援センターで基本型、保健所で母子保健型を実施しました。また、2017（平成29）年度から5箇所の地区子育て支援センターで基本型を開始し、より身近な場所で子育てに関する支援が受けられるよう体制を整えました。	

全市の量の見込みと確保の内容

■基本型

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	6	7	7	7	7
②確保の内容	6	7	7	7	7
②-①	0	0	0	0	0

■基本型のうち地域子育て相談機関

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	6	7	7	7	6
②確保の内容	6	7	7	7	6
②-①	0	0	0	0	0

■母子保健型

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1	2	2	2	2
②確保の内容	1	2	2	2	2
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 2021（令和3）年度から福祉総合相談体制のこどもエリアで基本型と母子保健型の実施を検討しており、これに合わせて実施箇所が基本型1箇所及び母子保健型1箇所増えることとなります。基本型と母子保健型を同じ窓口で実施するため、利用者の利便性が向上するとともに、連携が図りやすくなります。また、これにより保健所の母子保健型をより専門的な支援体制とすることができます。
- 児童福祉法の改正に伴い、2024（令和6）年度からこども家庭センターを設置するとともに、身近な相談先として「地域子育て相談機関」を開設します。子育て家庭と継続的につながりを持ち、必要に応じてこども家庭センターとの連携を図ります。

(5) 病児・病後児保育事業

事業概要	症状の急変は認められないものの、病気の回復期に至っていない子ども、あるいは、病気の回復期にあり、まだ集団保育等が困難な子どもについて、保護者の都合で保育できない場合に、一時的に預かる事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	●病児保育1箇所 (MON TAMIA (モン タミア)) ●病後児保育2箇所 (八帖保育園、岡崎げんき館)	
現況	利用実績は年度によってばらつきがあります。 2019 (令和元) 年度から病児保育を実施しています。	

■利用実績の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	5年間平均
年間延べ利用者数計 (病後児保育)	8	16	31	10	6	14.2

全市の量の見込みと確保の内容

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み		904	898	890	885	878
②確保の内容	病児保育	960 (1箇所)	960 (1箇所)	960 (1箇所)	960 (1箇所)	960 (1箇所)
	病後児保育	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)	2,080 (2箇所)
②-①		2,136	2,142	2,150	2,155	2,162

提供体制の考え方

【病児保育】

- 確保の内容は、MON TAMIA (モン タミア) で4人/日を預かることができる体制を確保しています。

<保育可能人数> 4人/日×240日 (20日×12箇月) = 960人

【病後児保育】

- 確保の内容は、岡崎げんき館で4人/日、八帖保育園で4人/日(認可保育所利用者のみ)を預かることができる体制を確保しています。

<保育可能人数> 8人/日×260日 (52週×5日) = 2,080人

(6) 放課後児童健全育成事業

1) 放課後児童クラブ

事業概要	保護者が就労等により昼間、家庭にいない小学生を対象に、遊びと生活の場を与える放課後の居場所を提供し、児童の健全育成を図る事業です。	▶提供区域 小学校区
施設数	●児童育成センター（35 クラブ） ●民間の児童クラブ（11 クラブ）	
現況	利用希望者が近年著しく増えており、事業供給量が不足している状態です。放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いが保護者にとってわかりにくく、ニーズが混在している状況となっています。	

■利用実績の推移

		単位 (人)					2018/2014 年度比
		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	
利用児童数	低学年	1,880	1,905	1,966	2,163	2,374	1.26
	高学年	211	308	395	483	452	2.14
合計		2,091	2,213	2,361	2,646	2,826	1.35

※ 各年度5月1日現在

① 全市の量の見込みと確保の内容

		単位 (人)				
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	1年生	1,006	1,033	1,101	1,097	1,125
	2年生	955	957	980	1,015	1,020
	3年生	829	868	877	775	845
	4年生	334	348	365	419	435
	5年生	178	192	206	164	171
	6年生	111	129	143	121	129
	合計	3,413	3,527	3,672	3,591	3,725
②確保の内容		3,260	3,410	3,540	3,570	3,725
②-①		▲153	▲117	▲132	▲21	0

提供体制の考え方

- 小学校施設の活用について、教育委員会と連携して検討していきます。
- 事業量の不足する学区において、民間事業者の参入を促進し、事業量の確保を図ります。
- 市営住宅の建替整備に合わせ、市営住宅敷地内に放課後児童クラブを併設して整備します。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室との連携を図る一方で、その役割を分担し、児童の居場所を確保します。
- 国の放課後児童クラブ送迎支援事業等を活用して、余裕のある学区で児童を受入れることにより、学区間の需給バランスの改善を図ります。

② 区域ごとの量の見込みと確保の内容

単位(人)

学 区	2019年度 供給量 (A)	量の見込み					2024年度 (B)	過不足 (A - B)
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度			
梅 園	100	113	115	115	118	123	▲ 23	
根 石	90	99	102	104	107	108	▲ 18	
男 川	100	103	109	107	108	114	▲ 14	
美 合	50	51	53	51	46	46	4	
緑 丘	70	113	114	132	125	143	▲ 73	
羽 根	110	116	119	126	143	152	▲ 42	
岡 崎	120	147	154	158	150	160	▲ 40	
六 名	185	185	197	205	162	170	15	
三 島	65	74	86	91	86	82	▲ 17	
竜 美 丘	125	108	116	118	97	101	24	
連 尺	80	67	71	80	123	135	▲ 55	
広 幡	90	86	89	95	97	101	▲ 11	
井 田	150	165	170	172	165	172	▲ 22	
愛 宕	35	38	34	37	29	29	6	
福 岡	145	144	141	144	137	136	9	
藤 川	50	56	56	59	55	60	▲ 10	
山 中	50	49	47	48	37	40	10	
本 宿	50	58	60	59	49	47	3	
常 磐	50	36	35	34	34	33	17	
細 川	130	131	138	135	121	121	9	
岩 津	65	88	89	86	85	82	▲ 17	
大 樹 寺	105	110	114	126	131	141	▲ 36	
大 門	100	98	96	101	110	110	▲ 10	
矢 作 東	100	97	102	101	107	115	▲ 15	
矢 作 北	65	74	76	83	129	129	▲ 64	
矢 作 西	50	47	49	50	47	45	5	
矢 作 南	135	120	124	140	142	141	▲ 6	
六ツ美 中部	40	36	36	40	40	45	▲ 5	
六ツ美 北部	105	101	108	111	103	109	▲ 4	
六ツ美 南部	65	86	89	94	100	104	▲ 39	
城 南	65	88	90	97	88	93	▲ 28	
上 地	145	135	144	148	140	143	2	
小 豆 坂	100	113	111	106	97	96	4	
北 野	100	91	95	114	84	90	10	
六ツ美 西部	100	138	147	156	147	159	▲ 59	
豊 富	55	52	51	49	52	50	5	
合 計	3,240	3,413	3,527	3,672	3,591	3,725	▲ 485	

※ 放課後児童クラブ設置学区のみ

2) 放課後子ども教室（学区こどもの家）

事業概要	保護者の就労の有無にかかわらず、全ての小学生を対象に、地域社会の中で、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを目的としています。 地域ボランティアとの交流活動を始め、勉強やスポーツ・文化活動などに取り組み、充実した時間を過ごします。	▶提供区域 小学校区	
	施設数		●学区こどもの家（43館） ●学校施設等（4箇所）
	現況		2019（令和元）年度から全ての学区47箇所で開催しています。 学区こどもの家と放課後児童クラブが近接している学区では、連携して一体的に事業を実施しています。

■利用実績の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014年度比
年間延べ利用児童数	低学年	140,516	231,827	308,159	343,898	405,818	2.89
	高学年	41,008	61,792	100,491	92,959	98,285	2.40
合計		181,524	293,619	408,650	436,857	504,103	2.78
実施箇所数		15箇所	21箇所	28箇所	33箇所	40箇所	2.67

全市の量の見込みと確保の内容

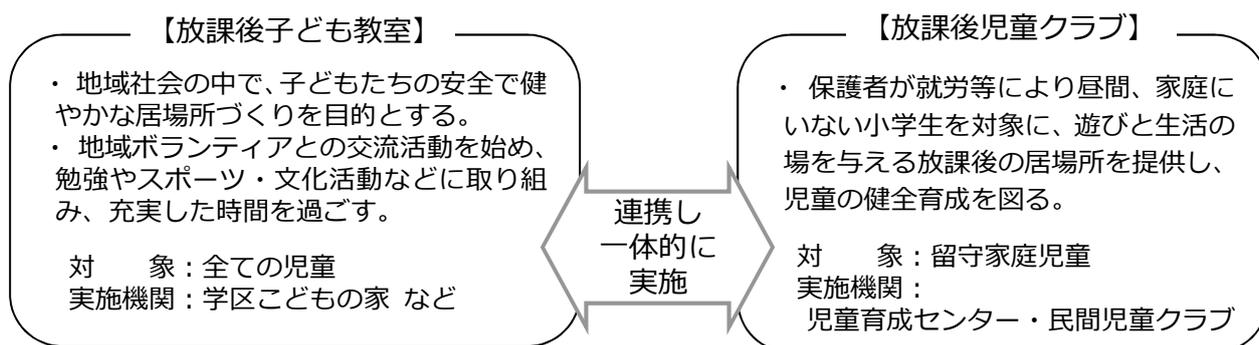
		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	低学年	480,000	480,000	480,000	480,000	480,000
	高学年	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	合計	600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②確保の内容		600,000	600,000	600,000	600,000	600,000
②-①		0	0	0	0	0

※ 放課後児童クラブ（留守家庭児童）の利用を含む。

提供体制の考え方

- 児童数の少ない放課後児童クラブの未設置学区や放課後児童クラブの事業量が不足している学区では、放課後児童クラブの代替機能を担います。
- 児童数の多い学区では面積的に余裕がないため、放課後児童クラブと調整を図りながら実施します。
- 学区こどもの家のレクリエーション室は空調がないため、天候や気温等に十分注意しながら、安全かつ安心な環境で事業を実施します。

新・放課後子ども総合プランの推進



« ねらい »

- ・ 放課後の安全・安心な居場所の確保
- ・ 保護者の就労状況によらない子どもたちの交流の場の提供
- ・ 放課後児童クラブの活動の幅の拡大

● 取組の方向性

- ・ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の両方が設置される学区については、支援員と指導員が連携し、一緒にプログラムに参加できる体制を整えます。
- ・ 児童数が少なく放課後児童クラブの設置のない学区については、少人数である強みを活かし、放課後子ども教室においてきめ細やかなサービスを提供することで放課後児童クラブの代替機能を担います。
- ・ 障がい等、特別な配慮を必要とする児童への適切な育成支援を図るため、支援員等へ事例検討や研修を行うとともに、放課後児童クラブの状況に応じ、支援員等の加配など配慮をしていきます。また、保護者や学校等の関係機関と連携して、放課後児童クラブ・放課後子ども教室として適切な対応を図ります。
- ・ 支援員等への研修を充実し、必要な知識及び技能の習得、維持並びに向上を図るとともに、放課後児童クラブに対し、監査等を通じて指導していきます。
- ・ 保護者が事業を選択できるよう事業について周知するとともに、放課後子ども教室地域ボランティアの充実を図ります。
- ・ 学校敷地内における一体型の放課後児童クラブ・放課後子ども教室の拡充を図ります。

現況4箇所 ⇒ 2023（令和5）年度末までの目標6箇所

● 連携体制

- ・ 放課後児童クラブ・放課後子ども教室の開設場所については、学校の余裕教室や地域の公共施設等の既存施設を有効活用できるよう、教育委員会や関連部局と連携して検討していきます。
- ・ 小学校の教室の活用を推進するため、教育委員会会議での説明を行うとともに、教育委員会と市長部局の間で確認書を交わし、施設利用方針や責任体制の明確化を図っています。
- ・ 総合教育会議等を活用して情報を共有するとともに、岡崎市放課後子ども総合プラン運営委員会を組織し、全市的な視点で放課後対策に取り組んでいます。

● 開所時間

- ・ 放課後子ども教室は午後6時までを基本とし、地域の実状に合わせ延長しています。
- ・ 放課後児童クラブは、現状、午後7時まで開所しており、今後も現在の開所時間を維持していきます。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業概要	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行う事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	家庭児童課内（1箇所）	
現況	<p>依頼会員の増加に伴い、2018（平成 30）年度において初めて会員数 1,500 人を超過し、利用実績も増えています。</p> <p>2016（平成 28）年度から会員更新確認が義務付けられたことで、実質活動していない援助会員が精査され、会員数が減少したものの実質的に活動可能な会員として実態が把握できるようになりました。就学前児童の利用が 5 年間で約 1.1 倍に増加したのに対し、小学生の利用は送迎のニーズが増えている傾向が強く、週平均、年間延べ利用者数ともに 5 年間で約 3 倍に増加しています。</p>	

■利用実績の推移

就学前児童	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2018/2014 年度比
週平均	64	64	68	63	72	1.13
年間延べ利用者数 （就学前児童）	3,335	3,313	3,556	3,261	3,764	1.13
小学生	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2018/2014 年度比
週平均	25	28	38	52	74	2.96
年間延べ利用者数 （小学生）	1,278	1,463	1,959	2,703	3,873	3.03

会員数	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
依頼会員	1,018	1,089	1,168	1,232	1,333
援助会員	152	166	148	139	124
両会員	100	84	81	81	72
合計	1,270	1,339	1,397	1,452	1,529

全市の量の見込みと確保の内容

■就学前児童

単位(回)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400
②確保の内容	4,000	4,100	4,200	4,300	4,400
②-①	0	0	0	0	0

■小学生

単位(回)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み	5,200	5,850	6,500	7,150	7,800
②確保の内容	5,200	5,850	6,500	7,150	7,800
②-①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 2024(令和6)年度の就学前児童・小学生を合わせた量の見込み 12,200回に対して、2018(平成30)年度の援助会員数(両会員含む) 196人を維持した場合、援助会員1人当たり約62回/年の活動となり、提供体制は確保できる見込みです。
- 今後、援助会員のさらなる増加に努め、増大するニーズに対応できる提供体制を維持します。

(8) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要	保護者による養育が一時的に困難になった場合に、1週間以内（宿泊を伴う）を原則として児童養護施設等で児童の養育・保護を提供する事業です。	▶提供区域 市全域
施設数	5箇所（市内3箇所、市外2箇所）	
現況	利用日数及び利用者数は、年度によって異なっている状況です。臨時的需要の事業であるものの、一定の利用ニーズがあり繰り返しの利用も増加しています。	

■利用実績の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	単位（人日） 2018/2014 年度比
年間延べ利用者数	57	51	79	76	78	1.37

全市の量の見込みと確保の内容

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	単位（人日）
①量の見込み	90	90	90	90	90	
②確保の内容	90	90	90	90	90	
②-①	0	0	0	0	0	

提供体制の考え方

- 保護者や子どもの状況やニーズを面接により把握し、子どもによって最善のサービスの提供に努めます。
- 2023（令和5）年度から新たに里親への委託を開始し、預け先の選択肢が増えました。里親が送迎対応可能な場合、これまで保護者が行っていた施設への送迎がなくなることや、施設にいる期間はできなかった学校や保育園等への通学・通園ができるようになるなどのメリットがあります。
臨時的需要の事業であることから、選択肢の増加と利用者数の増は必ずしも比例しません。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報の提供並びに親子の心身の状況や養育環境などの把握及び助言を行う事業（こんにちは赤ちゃん事業）です。	▶提供区域 市全域
現況	訪問率は98%以上で推移しています。また、未訪問家庭の追跡調査や他事業との連携（3歳児健診未受診・未就園児童を対象とする家庭訪問・保育園巡回）により、子どもの養育状況の把握に努めています。	

■利用実績の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	単位(人) 2018/2014 年度比
訪問員による 訪問対象乳児数	3,157	3,302	3,068	2,780	2,643	0.84
訪問実施済数	3,107	3,263	3,029	2,729	2,613	0.84
訪問率	98.4%	98.8%	98.7%	98.2%	98.9%	—
【参考】 新生児・低体重児訪問数	555	610	664	839	821	1.48

全市の量の見込みと確保の内容

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
訪問員による 訪問対象 乳児数	①量の見込み	2,907	2,892	2,877	2,862	2,847
	②確保の内容	2,907	2,892	2,877	2,862	2,847
	②-①	0	0	0	0	0
訪問率		100%	100%	100%	100%	100%

提供体制の考え方

- こんにちは赤ちゃん訪問員（保育士等）で実施します。
- 現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定であり、今後、訪問率100%を目指します。

(10) 養育支援訪問事業

事業概要	乳児家庭全戸訪問事業や母子保健事業、関係機関からの連絡等により、養育支援が特に必要と判断した家庭に対し、保健師等がその居宅を訪問し、養育に関する相談・指導、助言等を行う事業です。なお、ヘルパー派遣については、児童福祉法の改正に伴い、2024年度から子育て世帯訪問支援事業で実施します。	▶提供区域 市全域
現況	訪問回数は年度により異なりますが、専門職による訪問支援が必要な世帯は増加傾向にあります。家庭のリスクが高いほど家庭訪問の受け入れが難しくなる傾向にあります。	

■利用実績の推移

		2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014 年度比
専門職訪問 (養育相談等)	対象世帯数 (世帯)	25	27	20	19	29	1.16
	延べ回数 (回)	185	215	187	163	157	0.85
ヘルパー派遣 (家事援助等)	対象世帯数 (世帯)	5	12	5	7	5	1.00
	延べ回数 (回)	30	130	55	69	64	2.13

全市の量の見込みと確保の内容

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
専門職訪問 (養育相談等)	対象世帯数 (世帯)	30	30	30	30	30
	延べ回数 (回)	240	240	240	240	240
ヘルパー派遣 (家事援助等)	対象世帯数 (世帯)	10	10	10	10	/
	延べ回数 (回)	120	120	120	120	/
家庭訪問型 子育て支援 (家事援助等)	対象世帯数 (世帯)			80	80	/
	延べ回数 (回)			800	800	/

提供体制の考え方

- 保健師等の訪問における相談・指導・助言等を、サポートプランに基づいて実施します。
- 実施状況は少数であり、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。
- 要保護児童・DV対策協議会等と連携し、支援方法を検討します。

(10-1) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要

虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、ヘルパーによる家事・子育て等の支援を実施し、家庭や養育環境を整えるための事業です。

▶提供区域

市全域

現況

児童福祉法の改正に伴い、2023年度まで養育支援訪問事業として実施されていたヘルパー派遣が、子育て世帯訪問支援事業として実施されることになりました。

全市の量の見込みと確保の内容

単位(人日)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み					110
②確保の内容					110
②-①					0

提供体制の考え方

- 市が委託した事業所からヘルパーが派遣されます。
- サポートプランに基づいて、短期～中期的な支援が実施されます。

(10-2) 親子関係形成支援事業

事業概要

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者に対して、グループワーク、ロールプレイを通じて親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

▶提供区域

市全域

現況

児童福祉法の改正に伴い、2024年度から実施されることになりました。

全市の量の見込みと確保の内容

単位(人)

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み					5
②確保の内容					5
②-①					0

提供体制の考え方

- 専門の講師に依頼をしてグループワークを実施します。
- プログラムは1セッション7回を予定しております。グループワークに参加できる方は、支援が必要と判断された方となります。

(11) 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業）

事業概要	妊婦と胎児の異常の早期発見により、適正医療につなげるとともに、保健指導の実施により、安全・安心な出産と健全な育児に臨めるよう、必要な回数の妊婦健康診査の受診を促し、公費負担を行う事業です。	▶提供区域 市全域
現況	県内医療機関等への委託契約（県外受診は償還払）により実施しています。	

■利用実績の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2018/2014 年度比
妊娠届出件数(件)	3,900	3,849	3,670	3,610	3,297	0.85
(延べ受診者数)(人)	46,802	48,223	45,211	45,124	41,811	0.89

全市の量の見込みと確保の内容

		2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
量の 見込み	①対象人数(人)	3,660	3,615	3,570	3,525	3,480
	②受診票 (回数)(回)	14	14	14	14	14
	③受診票 使用率	90%	90%	90%	90%	90%
健診回数(回)		46,200	45,600	45,000	44,500	43,900

※ 健診回数：100回未満切上げ

提供体制の考え方

- 県内医療機関等への委託契約（県外受診は償還払）で実施します。
- 妊婦健康診査事業については、現行の提供体制により、今後の量の見込みを確保できる予定です。

(12) 実費徴収に係る補足給付事業

事業概要

就学前の子どものうち、年収 360 万円未満相当世帯の子ども及び第 3 子以降の全ての子どもに対して、教育を利用するために必要な副食費相当分の費用を助成する事業です。

▶提供区域

市全域

現況

幼児教育の無償化に伴い、2019（令和元）年 10 月から開始しました。

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
①量の見込み	667	660	653	646	640
②確保の内容	667	660	653	646	640
②－①	0	0	0	0	0

提供体制の考え方

- 必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業概要

就学前の子どもを対象とした多様な集団活動を利用する幼児の保護者に対して利用料の一部を助成する事業です。

▶提供区域

市全域

現況

国の制度改正に伴い、2022（令和4）年4月から開始します。

全市の量の見込みと確保の内容

単位（人）

	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
①量の見込み			3	5	7
②確保の内容			3	5	7
②-①			0	0	0

提供体制の考え方

- 必要な援助を行い、保護者の負担軽減を図ります。

4 教育・保育の一体的提供と推進に関する体制の確保

(1) 認定こども園の普及について

本市は、2017（平成 29）年度に公立幼稚園 3 園を幼保連携型認定こども園に移行し、既存の公立保育所型認定こども園 2 園と合わせ 5 園の認定こども園により、教育・保育を一体的に提供しています。

認定こども園のうち幼保連携型認定こども園は、就学前の教育・保育を一体的に行う施設で、いわば幼稚園と保育園の両方の良さを合わせ持つ施設です。保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できることが大きな特長です。また、既存の幼稚園の認定こども園化によって保育ニーズへの対応が可能になり、既存の保育園の認定こども園化によっては幼稚園不在地域への対応が可能になるといったメリットがあります。

こうしたことから、私立幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行の希望があれば、地域や事業者の実情を勘案しながら円滑な移行に向けて支援し、教育・保育へのニーズに対応していきます。

一方、保育園については、現在、額田区域において公立保育所型認定こども園を 2 園設置していますが、公立、私立とも、3 歳未満児を中心に、保育ニーズが高くなっている現在の状況においては、当面の間、保育を必要とする子どもを対象とした施設として継続していく必要があります。

幼稚園や保育園からの認定こども園への移行に当たっては、施設・設備の改修や職員体制の確保等が必要となる場合があることから、本市では、幼稚園及び保育園の設置者に適宜情報提供を行うなど、必要な支援を行っていきます。

(2) 質の高い教育・保育の提供について

就学前の子どもに関する質の高い教育・保育の総合的な提供を推進するため、先進地の事例研究や保育士と保育教諭の合同研修のあり方等の検討を進めていきます。

関係機関、関係団体等との連携を図り、職員の意識向上、人材の確保・育成、適正配置に努め、教育・保育サービスの拡充に対応しつつ、質の向上を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の提供について

保護者が子育てに感じる不安や孤立感、負担感を軽減できるよう、地域で子育てを支えるネットワークづくりを進めます。妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、教育・保育施設を利用する家庭のみならず、在宅の子育て家庭や社会的養護を必要とする家庭など、全ての子育て家庭を対象に、ニーズに合わせた多様な支援を進めていきます。

(4) 幼保小連携の取組の推進について

幼稚園・保育園・認定こども園・小学校が連携し、幼児・児童の相互訪問等を通じて、幼児・児童の豊かな社会性を育むとともに、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校への円滑な移行・接続を図ります。また、岡崎市幼保小連絡協議会を定期的開催し、関係者相互の交流を通じて連携を進めます。

5 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

2019（令和元）年からの幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設等を利用する保護者が無償化の対象となるためには、施設等利用給付認定を受ける必要があります。このため、市では子育てのための施設等利用給付に当たって、以下の方針をもとに保護者の経済的負担の軽減や利便性等を配慮し、円滑に実施していきます。

（1）子育てのための施設等利用給付の方法について

子育てのための施設等利用給付の実施に当たっては、保護者の経済的負担の軽減や利便性等に配慮し、年4回の給付を基本とします。また、子ども・子育て支援法第30条の11に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対して施設等利用費を給付する場合は、特定子ども・子育て支援施設等における資金繰りに支障を来すことのないよう、給付時期について配慮します。

（2）子育てのための施設等利用給付の申請について

預かり保育事業に係る子育てのための施設等利用給付の給付申請は、当該利用者が主に利用している施設に取りまとめを依頼することで利用者の利便性向上を図るとともに、過誤請求・支払いの防止を図ります。

その他の認可外保育施設等に係る子育てのための施設等利用給付申請については、各施設の状況や申請の実態を踏まえ、検討することとします。

（3）愛知県との連携について

特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行に当たっては、必要に応じて愛知県に施設の運営状況、監査状況等に関する情報の提供を依頼するほか、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力についても要請するなど、子育てのための施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保のため、愛知県との連携を図ります。

第5章 子ども・子育て支援施策の展開

1 施策の体系

本章では、基本理念の達成を目指し、5年間の計画期間で展開していく、本市の子ども・子育て支援についての具体的な取組を示します。

基本理念

はばたく夢 子どもとともに育つ都市^{まち} 大好き おかざき

基本目標 1

子どもが いきいきと 育つまち

基本目標 2

家族が とともに 育つまち

基本目標 3

地域が すすんで 支えあうまち

基本施策

推進施策

1

地域における子育て支援

- (1) 総合的な子育て支援の充実
- (2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実
- (3) 親育ちの支援
- (4) 保育サービスの充実
- (5) 子どもの居場所づくり

2

母と子の健康の確保及び増進

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 食育の推進
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

3

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

- (1) 子どもの健やかな体づくり
- (2) 乳幼児期の養育の充実
- (3) 人間性・社会性を育む体験活動の推進
- (4) 生きる力を育む教育の充実

4

子育てを支援する生活環境の整備

- (1) 子育て家庭の経済的負担の軽減
- (2) 良質な住宅・居住環境の確保
- (3) 安心して外出できる環境の整備

5

仕事と家庭の両立支援の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

6

子どもの安全の確保

- (1) 子どもの交通安全の確保
- (2) 子どもを守るための環境づくり

7

支援が必要な子どもや保護者へのきめ細かな取組の推進

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) 子どもの貧困対策の推進
- (3) 障がい児施策の充実
- (4) 定住外国人の子どもに対する支援の充実
- (5) いじめや不登校などの児童生徒への対策の充実

2 基本施策別の取組

基本施策1 地域における子育て支援

施策の背景

- 核家族化や地域とのつながりの希薄化により、保護者への子育ての負担・育児への不安が大きくなっています。このため、保護者の育児不安を軽減し、子どもを育てやすい環境の整備を図ることが求められており、社会全体が子育ての大切さを認め、積極的に支援することが必要となっています。
- 家庭は子育てや教育の出発点となる場所であり、子どもの健やかな成長のためには、保護者自身が子どもの育て方やしつけ方を学ぶための環境は重要です。市民意識調査によると、妊娠、出産、子育てを通じて、困ったことや悩んだことについて、「子どもの育て方やしつけ方」が最も高くなっており（17 頁参照）、身近な地域における専門的な支援も含めたよりきめ細やかな相談、情報提供などが求められています。
- 働く母親の増加など子育て家庭を取り巻く社会環境の変化により、子育て支援に関するニーズは多様化しています。行政や事業者はもとより、地域の様々な担い手により子どもの育ちや子育て家庭を支援していく必要があります。

◆ 関連計画 ◆

市民協働推進計画

地域福祉計画

推進施策

(1) 総合的な子育て支援の充実

- 乳児家庭全戸訪問事業や、総合子育て支援センターを核とする子育て支援センター事業、保育園における子育て広場事業や子育て相談、地域交流センター等でのつどいの広場事業など、子育て家庭を地域で支える取組を推進し、子育て家庭の孤立や子育ての負担感の解消を図ります。
- 子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うため、子ども家庭総合支援拠点の設置を目指します。
- 保育園と老人クラブや介護施設による交流事業などの多世代交流を支援し、地域全体の福祉向上に寄与します。
- 様々な事由により、子どもの養育にかかる支援が必要な家庭に対し、居宅訪問により支援を行う養育支援訪問事業や、家庭での子どもの養育が一時的に困難となった場合に児童養護施設等で預かる子育て短期支援事業など、適切なサービスが利用できるよう支援を行います。
- 産前産後ホームヘルプサービス事業やファミリー・サポート・センター事業など、妊娠期から子育て期への切れ目のない支援に資するサービスの内容精査、メニューの充実について絶えず検討します。
- 愛知県等と連携し、家庭や職場、地域で一人一人が子育てを支えていく取組に関する啓発を進め、「社会全体で子育てを支える」機運を醸成します。

■子育て家庭優待事業（イメージ図）



(2) 子育てに関する相談体制・情報提供の充実

- 母子健康手帳や子育てガイドブック、子どもの急病ガイドブックなどに掲載する「保護者に知ってほしい情報」は、わかりやすく、使いやすいものとするため、定期的に見直すなど、情報が一過性のものとならないよう内容の充実に努めます。
- 子育て応援すくすくメールを配信し、子どもの成長に合わせて、役に立つ子育て支援情報を提供するとともに、育児不安の軽減を図ります。
- これまで別の場所で実施していた子育て世代包括支援センターの基本型と母子保健型の機能を、2021（令和3）年度から福祉総合相談体制のこどもエリアとして同じ場所で開催し、利用者の利便性の向上を図ります。また、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点を同一の場所に設置し、円滑な情報共有・連携体制を整えます。

■子育てガイドブック



(3) 親育ちの支援

- 総合子育て支援センターでの子育て講座、保健所で実施する体験型妊婦教室など、保護者や親子を対象とした各種講座や教室等を開催し、親としての学びの機会を提供します。また、総合子育て支援センターでは「パパのためのひろば」を行い、父親の育児参加の促進を図ります。
- 地域の民生委員児童委員を中心に活動する「子育て支援の会」をはじめ、地域の市民活動団体や子育てサークルとの連携により、子育て家庭を地域で支えるとともに、保護者の子育て力の向上が図られるよう、地域の子育て支援ネットワークづくりを進めます。
- 地域の親子が集い、交流できるような場として、子育て支援センターやつどいの広場に加え、子ども会などの活動を通じて、親同士の交流機会の拡充を図ります。

■子育て応援フェア「つながる子育てinおかざき」



(4) 保育サービスの充実

- 多様化する保育ニーズに対応できるよう、第4章に掲げる整備計画を着実に進め、子どもと保護者の両方が心身ともに健やかに過ごすことができるよう支援環境を整えます。
- 保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するため、潜在保育士の就職や保育園における潜在保育士の活用を支援します。
- 子どもを第一に考えた適切なサービスを提供するため、国の基準を超える保育士の配置を行います。また、研修制度の充実、施設設備・運営やカリキュラムについて公私立保育園・認定こども園で同一の処遇を行い、教育・保育の質に配慮した環境を整備します。
- 安全な教育・保育環境を確保するため、乳児の睡眠中や食物アレルギーへの配慮、校外活動時の安全管理等、子どもの年齢に応じた活動内容に留意し、重大な事故の発生防止に取り組みます。
- 就学前の保育サービスの整備状況に対し、小学校就学後の放課後児童に対するサービスは不足しており、小1の壁³と呼ばれる問題が生じていることから、待機児童の解消を目指した環境整備を進めます。

(5) 子どもの居場所づくり

- 学区こどもの家を就学前児童、小学生の自由に遊べる場としてだけでなく、放課後子ども教室の実施場所として活用するとともに、地域の子育ての拠点施設としての活用を促進します。
- 児童遊園やこども広場の維持管理を行い、屋外でのびのびと過ごすことができる地域の子どもの居場所を提供します。
- 新・放課後子ども総合プランに準じた、放課後児童クラブと放課後子ども教室とのさらなる連携を図り、小学生の安全・安心な居場所の確保を図ります。

■ 「関連する業務活動」について

現在、本市で取り組んでいる業務活動のうち、各基本施策に関連し、数値指標を設定して取組を評価していくものを掲載しています。これらの業務活動については、数値指標のほか、必要性、効率性、有効性などについて検証し、毎年、事務の見直しを行っています。また、各業務活動の詳細や評価結果等については、岡崎市ホームページなどを通じて公表します。

基本施策1に関連する業務活動

● 現状値は平成30年度の実績値です。

No	取組	事業概要		
1	家庭児童相談 【家庭児童課】	児童問題に関するあらゆる相談に対応できるよう、児童相談所などの関係機関と連携し、子どもとその家族に対する助言・指導を含めた支援を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		家庭児童相談受付件数	678件	継続
		小学生・中学生の学習・学校生活、家庭環境などに関する相談を行います。		
			方向性	
			継続	
			継続	

● 業務活動の今後の実施方向性を「拡大・充実」・「継続」・「改善」で表しています。

3 小1の壁

共働き家庭において、子どもが保育園を卒園し小学校に入学した際に直面する問題のこと。

短時間勤務制度などが利用できなくなった等の理由もあるが、多くは、預かり時間などが保育園よりも短いこと、利用可能な受入れ人数が少ないといったハードルの高さから、小学校入学を機に働き方の変更を迫られる母親は多い。

基本施策1に関連する
業務活動

No	取組	事業概要		
1	家庭児童相談 【家庭児童課】	子どもの養育に関する悩みに対し、養護・障がい・非行・育成・保健の各相談に応じ、子どもとその家族に対する助言・指導を含めた支援を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		家庭児童相談受付件数	678 件	継続
2	産前産後ホームヘルプサービス 【家庭児童課】	妊娠中及び出産後間もない時期で体調不良等により、日中家族からの支援が受けられない方に対して、ヘルパーを派遣し、家事や育児の支援を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		利用世帯数	79 世帯	継続
3	地域生涯学習講座 開催支援 【社会教育課】	市民自身の企画により実施される生涯学習講座に、地域における児童の保護者を対象とする子育てに関する講座（家庭教育）を加え、地域のニーズに合った生涯学習講座の開催を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		家庭教育講座開催数	11 講座	継続
		参加者数	852 人	継続
4	家庭教育推進 【社会教育課】	あいさつ運動や「家庭の日」などの普及啓発や子育て講座の開催、家庭教育推進地区事業など、学校や地域との連携により家庭教育を推進します。		
		参考指標	現状値	方向性
		わいわい子育て講座参加率	87.2%	継続
		家庭の日啓発ポスター応募数	519 点	継続
5	健康増進普及啓発 【健康増進課】	健康推進員による保健活動の周知、疾病予防及び健康保持増進事業を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		健康増進に関する普及啓発の回数	487 回	継続
		実施人数	31,780 人	継続
6	地域福祉活動費補助 【地域福祉課】	市民の自主的な参加と協力により、地域福祉推進のため、子育て支援や安全安心を含めた地域の見守りを中心とした活動を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		小地域福祉活動団体数	46 団体	継続
7	子育て家庭 優待事業 【こども育成課】	事業者、地域、行政との連携により、社会全体で子どもと子育て家庭を応援する取組を進めます。		
		参考指標	現状値	方向性
		はぐみん協賛店舗登録数	287 店	継続
8	子育て支援 情報発信 【こども育成課】	子育てガイドブックを発行し、母子健康手帳交付時等に配付します。また、子育て応援すくすくメールを配信します。		
		参考指標	現状値	方向性
		メール登録者数	2,061 人	継続

No	取組	事業概要		
9	民生委員児童委員協議会関連 【地域福祉課】	児童などの福祉に関する相談や援助、見守り活動や子育て支援サークル活動を含めた地域活動を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		委員1人当たり活動日数	144.7日	継続
		民生委員定数	563人	継続
10	市民活動支援 【市民協働推進課】	市民活動の支援により、市民活動団体の活性化や市民協働の推進を図り、市民力を活かしたより豊かな地域社会の形成を目指します。		
		参考指標	現状値	方向性
		市民活動団体登録数	544団体	改善
11	子育て支援ネットワーク推進 【こども育成課】	子育て支援団体と協働で、子育て応援フェア「つながる子育てinおかざき」を開催します。子育て支援団体登録制度により、子育て支援団体の情報を把握し、子育て家庭へ提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		来場者数	1,000人	継続
		登録団体数	29団体	継続
12	保育園地域活動実施 【保育課】	世代間交流や異年齢児交流、育児講座などを開催します。		
		参考指標	現状値	方向性
		私立保育園実施園数	14園	継続
		公立保育園実施園数	15園	継続
13	学区こどもの家管理運営 【こども育成課】	学区こどもの家において児童に遊びの場を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		学区こどもの家施設数	43館	拡大・充実
		学区こどもの家利用者数	809,461人	拡大・充実
14	放課後児童健全育成事業費補助 【こども育成課】	保護者が就労しているなどの理由で、留守家庭となる子どもの居場所を確保するために、市が定める基準に沿い適正な運営をする民間児童クラブに対し、運営費補助を行い、事業の安定を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		民間児童クラブ数	9館	継続
		民間児童クラブ利用者数	429人	継続
15	放課後子ども教室実施 【こども育成課】	小学生が放課後に過ごせる活動拠点として放課後子ども教室を整備し、地域の方の参画を得て、勉強やスポーツ・文化活動を通じた交流活動を促進します。		
		参考指標	現状値	方向性
		放課後子ども教室開催施設数	40館	継続
		利用者数	503,563人	継続

基本施策2 母と子の健康の確保及び増進

施策の背景

- 妊娠・出産・子育てを通じて困ったこと悩んだことについて、市民意識調査によると「妊娠時の体調の変化や健康管理」、「出産時の不安」、「子どもの健康」、「子どもの発育・発達状況」の選択割合は前回調査時から増加しており（17頁参照）、多くの保護者は、妊娠や出産、子育ては、身体・精神的負担が大きく、子どもの病気や成長に対して不安を感じています。
- 本市における健康増進計画（健康おかざき21計画－健やか親子分野）に基づく母子の健康保持・増進への着実な取組等により、市民意識調査の子育て施策の満足度に関する設問では、「妊娠・出産・育児期の健康診断（就学前児童）／学校などでの健康診断（小学生児童）」は、他の項目と比較して満足度が高くなっています（25頁参照）。
- 妊娠・出産・育児に関し母親が不安を感じることなく、健康を維持しながら育児を楽しむとともに、子どもが心身ともに健やかに成長していけるよう、妊娠・出産期から子育て期に至る時期において切れ目のない一貫した母子保健施策の充実が求められています。健康診断をはじめ、食育の推進、事故防止、病気に対する正しい知識の習得、子育てに対する不安感や孤独感を軽減するための相談等の体制を整備・推進していくことが必要です。
- 心や体の発達にとって重要な時期である思春期においては、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に関する正しい知識が必要となります。本市では、若年出産や10代の性感染症罹患者が減少しないことが現状の課題であり、将来の親となる世代が家庭の大切さや生命との関わりについて理解を深められるよう、思春期からの保健施策が重要です。
- 小児医療は、子どもの健やかな成長と、子育て家庭の育児面における安全・安心の確保を図る基盤として非常に重要です。乳児健康診査や予防接種の個別化、小児救急医療に関する情報提供や小児救急出前講座などの取組により、本市では乳児期からかかりつけ小児科医を持っている保護者の割合が増えており、この流れを継承するとともに、関係機関との連携により、安心して受診できる体制を整備していくことが求められています。

◆関連計画◆

健康おかざき21計画

食育推進計画

■健康おかざき21計画（第2次）（平成26年度～平成34年度）の健やか親子の取組

＜目指す健康市民の姿＞



いのち

生命の大切さを理解し、行動する

子育てを家庭や地域でともに考える

＜市民みんなの取組＞

- 自分や生命を大切にすることを育てる
- 性に関する正しい知識を身につける
- 早い時期からかかりつけ小児科医をつくる
- 子育て家庭での事故防止をすすめる

＜市や団体の取組＞

- 生命の教育の充実
- 性に関する正しい知識の啓発
- 小児保健の充実

目標・健康水準	指標	2013年 (策定時)	2017年 (中間評価時)	目標値
生命の大切さを理解する 人が増える	性感染症の知識(高校生)	44.9%	88.2%	70%以上
	かかりつけ小児科医を持っている	92.9%	94.7%	97%以上
安心・安全な子育てを できる人が増える	小児救急医療機関を知っている	89.1%	89.4%	97%以上
	乳児期のうつぶせ寝(4か月)	22.7%	12.4%	減少
10歳代の性感染症罹患 者の数(定点報告)	性器クラミジア	16件	7件	減少
	淋病感染症	0件	5件	維持
	尖圭コンジローマ	2件	0件	減少
	性器ヘルペス	3件	1件	減少

資料：健康おかざき 21 計画（第 2 次）中間評価

推 進 施 策

(1) 子どもや母親の健康の確保

- 妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師、助産師等が専門的な見地から相談支援を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行います。
- 核家族化の進行等により子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えています。母子健康手帳の交付時の面接指導等により、妊娠期から支援を要する妊婦を早期に把握して継続的な支援につなげます。さらに、産後の母の心身の不調を早期に把握し、安心して子育てができるよう、産婦健康診査と産後ケア事業を実施します。また、母子の健康を確保するため、妊婦健康診査、乳幼児健康診査の受診勧奨を行うとともに、市内の分娩施設、助産院など周産期関係の医療機関等と連携した支援を行います。
- 妊娠・出産・育児に関する相談の場として、妊産婦、乳児を対象とした健康相談を行う「まちかど ほっと相談室」を実施します。また、こころの健康相談として、「メンタルヘルス専門相談」や「岡崎市こころホットライン」を実施するなど、不安を解消するための支援に努めます。
- 乳幼児健康診査において経過観察が必要とされた場合には、速やかに定期的な指導を行い、必要に応じて専門医による相談など、事後指導相談体制の充実に努めます。
- 様々な機会をとらえて、誤飲や転落といった乳幼児の事故防止に関する啓発活動を行います。

■まちかど ほっと相談室



■パパママちゃれんじ教室 「水難事故（溺れた時）の対処方法」



(2) 食育の推進

- 児童生徒への給食は、食材や調理方法などを工夫し、栄養のある給食を提供します。また、食材に岡崎市産の米や野菜、果物、味噌を使用するなど、地産地消を推進します。
- 保育園での行事食や郷土料理、小中学校で実施する「リクエストランチ」や「学校給食メニューコンクール」などの食べて楽しい給食の提供や、保育園、幼稚園、認定こども園、学校における農業体験など、食への関心を高める取組を進めます。



令和元年度学校給食メニューコンクール最優秀賞
「コクあり！八丁味噌混ぜごはん」
(考案者:常磐中学校 森 友莉彩さん)

(3) 思春期保健対策の充実

- 保健・医療・福祉・教育の関係者の連携を一層強化し、自分や生命を大切にする心を育てる教育を推進するとともに、喫煙、飲酒、薬物など健康を脅かす問題に関する個々の情報選択能力の向上を図ります。
- 生命の教育とあわせて、年代に合わせた性の正しい知識を伝えていくことにも努め、性感染症や望まない妊娠を防ぐために、関連機関との連携を強化します。
- 次世代の親となる子どもには、家庭科の授業や職場体験などを通じて乳幼児とふれあう機会を提供し、生命の大切さ、家庭の役割等への理解を深めるなど、子どもや家庭の大切さを知るための機会を拡充します。

(4) 小児医療の充実

- 「子どもの急病ガイドブック」の配布、母子健康手帳における各種相談窓口一覧表の掲載、子どもへの感染防止と愛知県の小児救急電話相談事業「小児救急電話相談#8000」の周知啓発など、小児医療の正しい知識と受診に向けた取組を進めます。
- かかりつけ小児科医の普及を図るとともに、引き続き安心して受診できる環境づくりを関係機関との連携により進めます。

■子どもの急病ガイドブック



基本施策2に関連する
業務活動

No	取組	事業概要		
1	妊婦・乳幼児 健康診査 【健康増進課】	母子保健法などにに基づき、母子の健康の保持を目的に、妊婦、乳幼児の健康診査を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		母子健康手帳の早期（妊娠週数 11 週までの）交付率	95.2%	継続
		3歳児健康診査の受診率	97.5%	継続
2	妊産婦・乳幼児 保健指導 【健康増進課】	妊娠期から出産後の育児支援まで相談や指導を行います。特定妊婦（若年、未婚、多胎、多産、遅い届出等）については、重点的に保健指導を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		体験型妊婦教室来所者数	979人	継続
		ハイリスク妊婦の家庭訪問指導件数	177件	継続
3	助産扶助 【家庭児童課】	経済的な理由により入院助産を受けることができない妊産婦に対し、助産施設において入院出産できるよう援助を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		助産援助数	5件	継続
4	不妊対策補助 【健康増進課】	所得状況により、一般・特定不妊治療の治療費の一部を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		特定不妊治療費補助成果	46.6%	継続
		一般不妊治療費補助成果	11.1%	継続
5	食育推進 【健康増進課】	健康・食育だより、食育ポスターコンクール、食育教室などにより、食育の普及啓発を進めます。		
		参考指標	現状値	方向性
		食育だより発行回数	4回	拡大・充実
		食育推進協働事業実施数	14回	拡大・充実
6	学校給食の提供 【教育委員会総務課】	食教育の充実を目指し、児童生徒が身体的にも精神的にも大きく成長する大切な時期に栄養のバランスのとれた学校給食を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		延べ給食数	6,469,480食	継続
7	薬物乱用防止啓発 【生活衛生課】	薬物乱用防止教室やその他の講習会、街頭キャンペーンなどにより、薬物についての知識を周知するとともに、薬物乱用防止を啓発します。		
		参考指標	現状値	方向性
		薬物乱用防止教室開催回数	33回	継続
		街頭キャンペーン啓発資材配布数	7,951個	継続

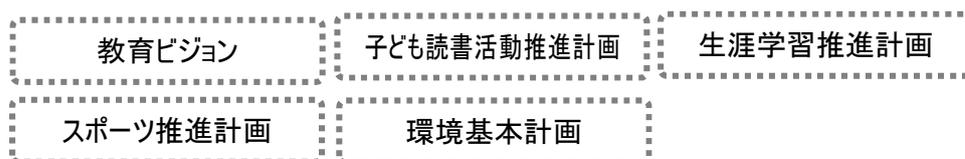
No	取組	事業概要		
8	エイズ・特定感染症 関連 【生活衛生課】	H I V感染症を中心とした性感染症の講習会を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		ウイルス性肝炎検査受検者数	145 人	継続
		予防啓発講座の受講者数	2,640 人	継続
9	感染症予防啓発 【生活衛生課】	電話対応を中心とした性感染症の相談を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		感染症情報ホームページアクセス数	2,446 回	継続
10	救急医療適正化 対策 【保健企画課】	小児救急医療に関するリーフレットなどの作成・配布及び小児救急出前講座を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		市民病院救急外来小児科受診者数	3,834 人	拡大・充実
		小児救急出前講座開催回数	10 回	拡大・充実

基本施策3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

施策の背景

- 近年、子どもの体力は低下傾向にあり、生活習慣の乱れや肥満の増加等の課題が指摘されています。健康的な体づくりを進めるためには、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむことができる環境づくりと、適切な生活習慣を身につけるための健康教育の推進が必要です。
- 幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期です。生活の中での自分の興味や欲求に基づいた直接的・具体的な体験を通じて、豊かな感性、好奇心、探究心や思考力といった、その後の生活や学びの基礎が培われます。また、ものや人との関わりにおける自己表出を通じて、自我や主体性が芽生える時期でもあります。次代を担う子どもたちが人間として心豊かにたくましく生きる力を身につけられるよう、幼児期の教育の重要性を認識した取組が必要です。
- 本格的な人口減少社会の到来に対して、社会の活力や豊かさを持続するためには一人一人が能力と個性を伸ばして未来を拓く心豊かで力強く生き抜く人を育む必要があります。また、子どもの豊かな成長に欠かせない、多くの人や社会、自然などに直接ふれあう体験の機会が乏しくなっている一方、ICT教育のあり方やさらなる充実が求められています。
このような中、子どもたちが自ら学び、考え、行動できる、生きる力を育むとともに、自然や人とのふれあいを大切に、豊かな人間性や、真に豊かな調和のある社会を目指した生き方を一人一人が身につけられるよう、学校、家庭、地域が一体となり次代の担い手の育成に取り組んでいく必要があります。

◆関連計画◆



■教育ビジョンの基本理念

「心豊かにたくましく生きる力を育む」

◆ 知・徳・体の調和のとれた感性豊かな人間形成を図る。

【学校教育の推進】

◆ 学校・家庭・地域が一体となった教育環境の充実を図る。

【学校教育の推進】

【生涯学習の推進】

◆ 学び続けることができる生涯学習環境の充実を図る。

【学校教育の推進】

【生涯学習の推進】

【スポーツの推進】

【文化の振興】

資料：岡崎市教育委員会「教育要覧」

推 進 施 策

(1) 子どもの健やかな体づくり

- スポーツ少年団への支援、子ども向けの教室や大会、イベント等の充実などを通して、子どものスポーツ活動の機会を充実させます。
- 地域のスポーツ指導者の確保、育成に努め、地域全体で子どものスポーツ振興に取り組む体制づくりを支援します。
- 生涯を通じて健康に過ごせるよう、子どもたちへの健康教育を推進します。

■市民体育祭

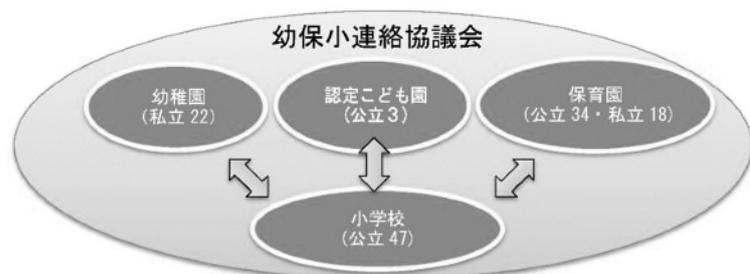


(2) 乳幼児期の養育の充実

- 各幼稚園・保育園・認定こども園を取り巻く地域の自然・社会環境や建学の精神、保育理念などに基づく特色を活かし、子どもが興味・関心を持ち、子ども自身の主体的な取組を引き出せる教育、保育を展開します。
- 乳幼児期の遊びは発達の基礎を築き、精神的な成長を促すものであることから、遊びの実践について幼稚園教諭・保育士・保育教諭の研修を充実し、教育・保育の質の向上を図ります。
- 子どもの生きる力の基礎を培い、またその力を育み、健やかな育ちを支えることを目的として、市内の幼稚園・保育園・認定こども園及び小学校が、各々の教育の独自性と連続性を理解し合いながら、交流や連携を図ります。

■岡崎市幼保小連絡協議会による活動

- ・各幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の交流や連携の推進
- ・各幼稚園・保育園・認定こども園・小学校の交流や連携の実態把握と分析
- ・講演会・研修会等の啓発活動
- ・関係諸機関との連携



(3) 人間性・社会性を育む体験活動の推進

- ボランティアなどの地域貢献活動や芸術・文化・歴史などに触れる機会、野外での自然体験、木に対して理解を深める木育や動物とふれあう機会など、多様な体験活動の充実を図り、広い視野を持ち、豊かな人間性や社会性を養う取組を進めます。
- 乳児期に初めての絵本を手渡す「ブックスタート」、中央図書館や地域図書室、幼稚園・保育園・認定こども園などでの読み聞かせ活動、小中学校での読書推進の取組など、「子ども読書活動推進計画」に基づき、本に親しむ取組を進めます。

■動物総合センター 動物愛護教室



■ブックスタート



(4) 生きる力を育む教育の充実

- 多様な個性と生きる力を育む教育の実践、技術革新やグローバル化など社会経済環境の変化に対応できる創造性や国際性を備えた子どもの育成など学校・家庭・地域が一体となった教育環境の充実を図ります。
- 知識を一方向的に教え込みがちだった教育から、基礎・基本を大切に、児童生徒の個性や問題意識に根ざした自ら学ぶ教育の推進と、学ぶ楽しさを実感し、学び続けるための「確かな学力を育む」教育を推進します。
- スクール・サポート・ボランティアの登録制度などにより、地域人材の活用を図り、地域ぐるみで連携した教育環境の整備を進めます。また、地域を知り、地域を愛する子どもたちを育てます。
- 国際的な視野をもち、他人との関係や社会との関係、自然環境との関係を認識し、つながりを尊重する個を育むことを目指して、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進します。

■ホテル学校での環境学習



基本施策3に関連する
業務活動

No	取組	事業概要		
1	スポーツ大会開催 【スポーツ振興課】	市民スポーツ大会、1日スポーツ教室、市民駅伝大会等を開催し、広く市民にスポーツに親しむ機会を提供し、競技力の向上及び市民の健康の保持・増進、体力の向上を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		駅伝・おかざきマラソン・1日スポーツ教室参加者数	7,602人	継続
2	動物愛護啓発 【動物総合センター】	動物愛護精神の啓発、動物とのふれあいを通して命の大切さを感じ学ぶことができる機会を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		動物愛護教室等開催クラス数	62クラス	継続
3	生徒市議会 【学校指導課】	中学生の質問・提案に対し、市長や担当部長が答弁する市議会を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		参加学校数	20校	継続
4	子ども会活動 事業補助 【こども育成課】	子ども会活動の活性化を促すことにより、子どもが活動を通じて社会の一員として必要な知識、技能、態度を学び、かつ健全な仲間づくりを進め、心身の成長発達に大切な経験を得る機会を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		子ども会活動団体数	319団体	継続
		安全共済会加入者数	34,275人	継続
5	こどもまつり開催 【こども育成課】	遊びや創作、体験等を通じて親子や自然とのふれあいを深めるイベントを開催します。		
		参考指標	現状値	方向性
		各コーナーへの参加者数	25,000人	継続
6	ブックスタート 実施 【中央図書館】	絵本を通して親子のふれあいを深められるよう、乳児とその保護者に絵本を手渡すブックスタート事業を実施します。また、さらなる体制の整備を図るため、ボランティアの育成を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		ブックスタート実施者数	3,650人	継続
7	児童読書活動支援 【中央図書館】	学校図書館にはない資料の提供、学級文庫図書の定期的な入れ替えを行い、児童の読書活動の推進及び朝の読書時間や各学校における教科学習や総合的な学習の時間等の教育活動を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		資料貸出点数	90,150点	拡大・充実
8	親子造形センター 事業 【地域文化広場】	工作教室、粘土教室、絵画教室、EBアート教室の造形教室を開催します。		
		参考指標	現状値	方向性
		親子造形センター利用者数	70,608人	拡大・充実

No	取組	事業概要		
9	おかざき自然体験の森 【環境政策課】	おかざき自然体験の森のフィールドを利用して、各種自然体験プログラムを実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		おかざき自然体験の森施設入場者数	13,147人	継続
		プログラム参加人数	1,713人	継続
10	少年自然の家 【少年自然の家】	小学校・中学校の教育計画に基づく活動及び引率者のある少年団体を対象に、自然の中で集団宿泊生活の機会を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		利用団体数	86団体	拡大・充実
		利用者数	14,287人	拡大・充実
11	姉妹友好都市交流 【国際課】	姉妹都市（アメリカ・ニューポートビーチ市、スウェーデン・ウッデバラ市）、友好都市（中国・呼和浩特市の中学生との交流事業を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		訪問団を受入れした件数	4件	拡大・充実
		受入事業参加市民の人数	648人	拡大・充実
12	国際理解教育・英語教育振興 【学校指導課】	外国語指導助手、小学校英語指導補助者を活用し、小中学生の実践的な語学力の向上と国際意識の高揚を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		外国語指導助手配置人数	23人	継続
		小学校英語指導補助者配置人数	25人	継続
13	特色ある学校づくり推進 【学校指導課】	特色ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進し、より信頼された学校を目指す各学校の創意工夫ある教育活動を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		事業実施校	67校	継続
14	科学技術・理科教育振興 【学校指導課】	小中学校理科作品展、自然科学研究機構の出前授業・国研セミナーなど児童生徒の科学への探究心を満たす機会を与え、科学的リテラシーのさらなる伸長を狙うとともに学術機関と連携した理科教育のあり方を先進的に取り組むことにより、市内小中学校の理科教育のレベルアップを図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		理科作品展参加人数	16,890人	継続
		理科作品展来場者数	7,485人	継続
15	タブレット型情報端末導入 【教育委員会総務課】	学習用ICT機器（タブレット型情報端末）を導入し、児童生徒の主体的な学習を促すとともに、思考力・判断力・表現力等の育成を目指します。また、プログラミング教育等のICT機器を用いた学習に日常的に取り組むことにより、情報活用能力や理論的思考力を高めていきます。		
		参考指標	現状値	方向性
		実施した授業回数	2,232単元	拡大・充実
		授業を受けた児童生徒数	33,171人	拡大・充実

No	取組	事業概要		
16	ホタル学校 【環境政策課】	環境保全意識の高揚を図り、一人一人が自然との共生を考え、行動することができるよう、ホタルを通じた環境教育及び環境学習を推進します。		
		参考指標	現状値	方向性
		ホタル学校入場者数	13,255人	継続
		イベント開催回数	65回	継続
17	自然共生普及啓発 【環境政策課】	地域の中で、地球環境を守るためのさまざまな活動を行う「こどもエコクラブ」への登録促進を図ります。また、キットの配布やイベントなどの情報提供を実施し活動を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		自然観察会の開催数	36回	拡大・充実
		自然観察会の参加者数	714人	拡大・充実
18	地球温暖化 防止活動支援 【環境政策課】	自ら地球温暖化防止の重要性を理解し、防止活動に取り組めるように、地域協議会「岡崎市地球温暖化防止隊」による夏休み親子教室、学校や地域への出前講座等の地球温暖化防止啓発活動を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		地球温暖化防止隊会員数	94人	拡大・充実
		地球温暖化防止活動参加者数	594人	拡大・充実
19	水に関する 市民啓発 【上下水道局総務課】	浄水場見学や下水道出前講座を活用して、水道の安全性や下水道の重要性を伝えるとともに、水の大切さについて周知啓発を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		浄水場見学者数	3,241人	継続
		下水道出前講座参加者数	1,041人	継続
20	総合検査センター 見学会等開催 【総合検査センター】	「夏休みこども教室」「施設見学会（かがくフェスタ）」等の開催を通じ、環境、生活衛生、繊維の検査に関する周知、環境保全や保健衛生に対する関心の向上を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		見学会等参加者数	471人	継続
		参加者満足度	98.1%	継続

基本施策4 子育てを支援する生活環境の整備

施策の背景

- 「子育てにはお金がかかる」という潜在的なイメージと、個の豊かさに重きを置いた社会的価値観の広がりから、子どもを産み育てることを負担と捉え、敬遠してしまうことが、少子化の要因の一つと考えられます。市民意識調査でも、子どもを安心して産み育てられる環境として市に期待する施策について、「子育てにかかる経済的な負担の援助」が最も高くなっており、経済的支援や住宅環境の優遇により、子育てに対する負担感を軽減し、子育てを諦めない社会づくりを進める必要があります。
- 本市における子育て世帯は、国が推奨する誘導居住面積水準⁴以下の世帯割合が高くなっています。子育て世帯が安心して子どもを育てられるように、適切な広さのある住宅取得の支援や子育てをしやすい住環境を整備していく必要があります。
- 妊産婦や乳幼児の期間が一時的であることから、子育て期、とりわけ妊産婦や乳幼児連れの外出について、社会的な支援の必要性や施設のバリアフリー化など取組は必ずしも十分ではありません。また、家の中に子どもと2人で閉じこもってしまう孤立した子育てが社会的な問題となっています。子育て家庭が外出しやすい環境を整え、社会との接点を持ち、子育てを楽しむ心のゆとりを持てるような社会づくりを進めていく必要があります。

◆ 関連計画 ◆

住宅マスタープラン

緑の基本計画

■子どもを安心して産み育てられる環境として市に期待する施策

	就学前児童		小学生児童	
	2013	2018	2013	2018
子育てにかかる経済的な負担の援助	72.5%	69.1%	72.9%	64.3%
全天候型の遊び場の整備など子どもの遊び場の充実	—	65.4%	—	53.4%
夜間や休日における小児科や医療体制の整備	58.2%	51.5%	60.7%	50.4%
いじめや非行防止など、子どもが健全に育つための対策の充実	44.8%	37.4%	59.0%	47.2%
夜間保育、一時保育などの子どもを預けられる保育サービスの充実	32.8%	26.5%	31.1%	14.2%
育児休暇制度の普及や労働時間短縮など、企業における子育て支援の充実	31.2%	30.1%	24.1%	23.1%
ベビーベッドの設置やベビーカーを押して歩きやすい歩道など、施設や道路の整備	27.5%	21.8%	22.6%	7.9%
子育てに関する相談・情報・手続きなどの窓口の一本化	23.7%	19.9%	17.3%	21.5%
乳幼児連れでも講演会やイベントに参加しやすいように会場の保育機能の整備	19.6%	13.8%	12.9%	3.0%
子どもの成長や家族人数に見合った住環境の整備	15.3%	12.4%	10.0%	13.9%

資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査報告書

4 誘導居住面積水準

世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として、多様なライフスタイルを想定した場合に必要なと考えられる住宅の面積に関する水準

推 進 施 策

(1) 子育て家庭の経済的負担の軽減

- 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもたちに質の高い幼児教育の機会を保障することは極めて重要であり、また、経済的な負担軽減措置を講じることは重要な少子化対策であるとして「新しい経済政策パッケージ」等を踏まえ、幼児教育の無償化が 2019（令和元）年 10 月より実施されました。
- 児童手当の支給、妊婦健康診査の補助、子どもにかかる医療費の助成、私立高校の授業料補助制度など、教育・子育ての経済的負担の軽減のため制度の適切な利用、費用の支給を行います。特に、子どもにかかる医療費の助成については、入院費の対象を 18 歳までに拡大し、より一層の充実を図ります。

(2) 良質な住宅・居住環境の確保

- 子育て世帯が住宅に関する正確な情報を得られるよう、関係部局を通じて公営住宅の空き情報を提供します。また、子育てしやすい住宅について情報の提供を行います。さらに、住宅取得に当たっての情報提供もあわせて行います。
- 子育て世帯が、適正な規模の住宅に居住できるよう、公営住宅の建替え時に、子育て世帯の優先入居制度を活用するとともに、子育てしやすい環境づくりのため、公営住宅等における子育て支援スペースの設置や、指定管理者制度を活用したボランティア団体等の連携による子育て支援サービスの提供を図ります。
- 子育て世帯に配慮した住宅を供給するため、子どもの成長に対応できる間取りや事故防止設計による仕様の住宅供給を促進します。また、民間のマンションにおいても子育て世帯に配慮したマンションを子育て支援マンションとして認定する制度を検討します。
- 子育て環境に関するバリアフリー化等の情報を整理し、子育て世帯が子育てしやすい住宅へ円滑に住み替えられるよう、住宅の情報提供、入居の支援及び居住の安定など岡崎市住宅確保要配慮者居住支援協議会による居住支援を行います。また、安価で住宅を取得できる方法として、中古住宅取得に当たっての情報提供等のサポートを行います。

(3) 安心して外出できる環境の整備

- 公共施設や民間店舗において、おむつ替えや授乳のできる施設の情報提供を行います。
- 市が実施する子どもを対象とするイベント開催時には、専用スペースを設置し、おむつ替えや授乳がしやすいよう配慮します。また、市内で開催されるイベントに、乳幼児を連れた保護者が安心して参加できるよう、授乳・おむつ替え用のテント等を希望する団体に貸し出します。



- 東公園や南公園などの都市公園やこども自然遊びの森わん Park など、屋外で思いっきり遊ぶことができる場所や、図書館交流プラザ内の中央図書館・子ども図書室やおかざき世界子ども美術博物館・親子造形センターなど子育て家庭が安心して外出できる場を提供します。全天候型の子どもの遊び場など、子育て家庭のニーズに応えられるよう充実を図ります。
- 安全・安心な歩行空間の整備や交通バリアフリー化の施策を進めるとともに、愛知県との協働による「子育て家庭優待事業」や「子育て応援の日の啓発」などを通じて、子育て家庭にやさしいまちづくりを進めます。

基本施策4に関連する
業務活動

No	取組	事業概要		
1	子ども医療助成 【医療助成室】	中学校卒業までの子どもを養育している保護者に対し、医療費自己負担分を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		1人当たり給付額（月額）	2,847円	継続
		1人当たり受診率	124.9%	継続
2	民間児童クラブ 利用者育成料補助 【こども育成課】	民間児童クラブを利用する保護者に対し、利用料の一部を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		民間児童クラブ利用者育成料補助対象者数	5,140人	継続
3	私立高校等 授業料補助 【教育委員会総務課】	授業料補助を行い、公私立学校間における授業料負担の格差是正を図り、教育の機会均等の原則を確保します。		
		参考指標	現状値	方向性
		補助対象者数	1,897人	継続
4	こども自然遊びの森 わんPark 【環境政策課】	子どもたちがのびのびと自然遊びができる場所を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		こども自然遊びの森入場者数	19,200人	継続
		プログラム参加人数	2,200人	継続
5	中央図書館 管理運営 【中央図書館】	中央図書館の図書環境の整備・充実を図るとともに、子どもにとって充実した読書環境となるよう、資料の充実と提供、子どもが楽しめるイベント等の事業を実施します。		
		参考指標	現状値	方向性
		図書館入館者数	1,265,665人	継続
		図書貸出冊数	1,665,397冊	継続

基本施策5 仕事と家庭の両立支援の推進

施策の背景

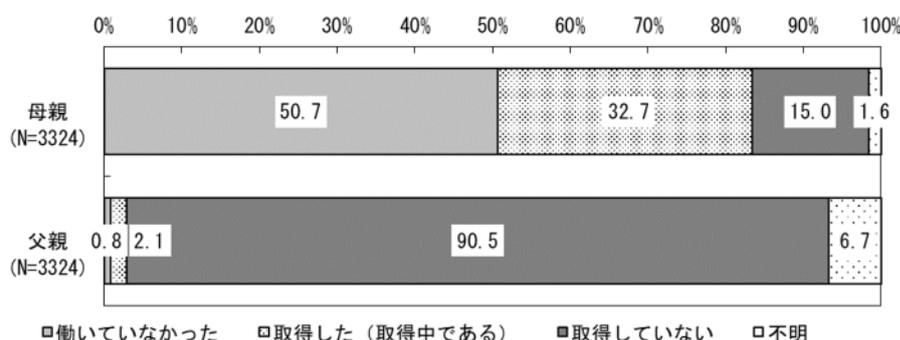
- 少子高齢化社会の進行に伴う本格的な人口減少社会の到来が危惧される中、経済の維持・発展といった点からも、さらなる女性の社会進出と、女性の活力が求められています。一方で、結婚・出産による女性の離職はまだ多く、また、仕事に偏重した働き方をする男性が多いことによる、男性の家事・育児への参加の遅れといった点も課題となっています。仕事と子育て、家族の介護などを両立できるようにするための環境を実現する必要があります。
- 育児休業の取得状況について、市民意識調査では取得している母親の割合が32.7%に対して父親で2.1%と、大きく乖離があります。また、取得しなかった理由として、母親で「子育てや家事に専念するため退職した」が最も高くなっているのに対し、父親では「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が高く、女性の就労継続への支援の充実とともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた一人一人の意識改革が必要となっています。
- 近年、0歳児の子どもを保護者が、保育園等への入園時期を考慮して、取得中の育児休業を途中で切り上げたりしている状況を踏まえ、保育事業等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要です。
- 企業では、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境、子育てを含めた多様な労働条件の整備等について計画期間、目標、目標達成のための対策及びその実施時期を一般事業主行動計画として策定し、取り組むこととされています。大企業を中心に制度への理解が浸透してきており、市民意識調査では、本市の事業所においても従業員に対する子育て支援について企業の社会的責任であると感じている意識が高くなってきています。

◆関連計画◆

ウィズプランおかざき

商工振興計画

■育児休業の取得状況



資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査報告書

■育児休業を取得しなかった理由（上位5位）

	母親(N=498)		父親(N=3,007)	
第1位	子育てや家事に専念するため退職した	46.4%	配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	36.2%
第2位	職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)	12.7%	仕事が忙しかった	35.2%
第3位	仕事に戻るのが難しそうだった	9.2%	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	32.6%
第4位	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	7.8%	収入減となり、経済的に苦しくなる	25.4%
第5位	配偶者が無職、祖父母などの親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	7.4%	配偶者が育児休業制度を利用した	22.8%

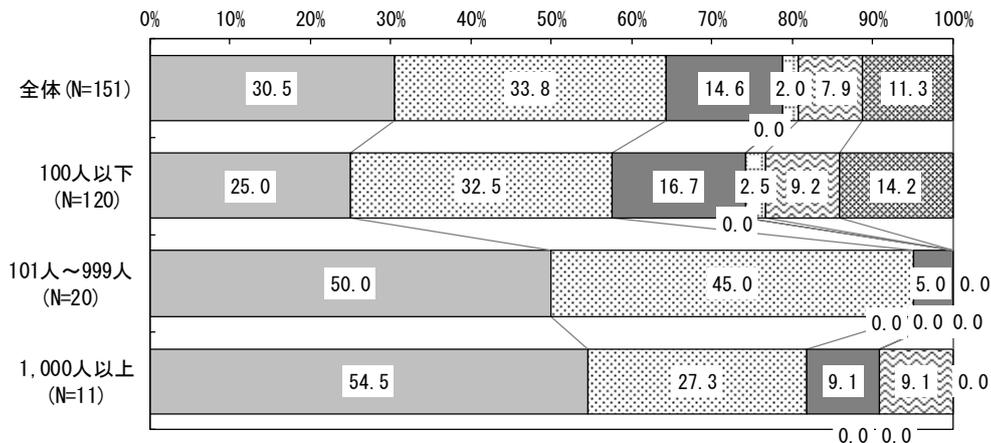
資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査報告書

■一般事業主行動計画策定状況

愛知県一般事業主行動計画策定届出状況	2014年6月末	2019年6月末
計画策定届提出企業	4,014	4,970
常時雇用労働者 301人以上の企業	947	1,111
常時雇用労働者 101人以上 300人以下の企業	2,005	1,775
常時雇用労働者 100人以下の企業数	1,062	2,084
参考		
常時雇用労働者 301人以上の企業数	949	1,124
届出率	99.80%	98.84%
常時雇用労働者 101人以上 300人以下の企業数	2,017	1,796
届出率	99.40%	98.83%

資料：「厚生労働省：都道府県別一般事業主行動計画策定届の届出及び認定状況」より抜粋

■従業員への子育て支援についてどのように考えるか



- 企業の社会的責任として
- 従業員の福利厚生として
- 有能な人材を確保するため
- 企業のイメージアップのため
- 企業が従業員の子育てを支援する必要はない
- その他

資料：岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査報告書

推 進 施 策

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

- 共働き世帯が増加する中、特に父親の育児・家事参加が重要となっています。「ウイズプランおかざき」に基づき、企業に対し働き方の見直しなどワーク・ライフ・バランスに関する啓発や、男性の家庭生活への参画を促進します。
- 2015（平成 27）年に女性活躍推進法が施行されたことを受け、女性の職業生活において希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できるように支援していく必要があります。本市では出産・育児を機に就業を中断する女性が未だ多い状況（14 頁参照）にあるため、女性が働き続けられる支援や再就職支援を行います。
- 女性活躍やワーク・ライフ・バランスの推進等に取り組もうとする市内事業者を支援するため、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家によるアドバイザー派遣を行います。
- 県内市町村と協働し、毎月 19 日を子育て応援の日「はぐみんデー」とするなど、子育て家庭を支援する機運を向上させる取組を進めます。
- 男女ともに仕事と家庭を両立させながら働くことのできる職場環境づくりに取り組んでいる企業を登録し、広く紹介する「愛知県ファミリー・フレンドリー企業」への積極的な登録を促すため、制度の紹介や啓発活動を行います。

■イクメンパパのパン作り教室



■Empowered JAPAN 2019 in OKAZAKI



■おとう飯サポーター宣言



■子育て応援の日 はぐみんデーの啓発



(2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

- 男女が協力し、柔軟な働き方が選択できるよう、保育園の増改築に伴う定員の見直しや、育児休業復帰時の入所予約受付など、低年齢児の保育ニーズに対応する仕組みづくりに取り組みます。また、放課後児童健全育成事業等の拡充により、仕事と子育ての両立を図れるよう環境を整えます。
- 就学前児童の保護者が、産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設などを利用できるよう、産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

基本施策5に関連する 業務活動

No	取組	事業概要		
1	男女共同参画 意識啓発 【男女共同参画課】	市内における男女共同参画推進事業等の紹介を行います。女性の雇用形態や父親が育児に参加しやすい働き方など、企業や社会全体で取り組む「ワーク・ライフ・バランス」を推進するため、男女共同参画推進講座、セミナー等を開催し、男女共同参画社会形成に対する正しい理解と、具体的な活動の機会を提供します。		
		参考指標	現状値	方向性
		情報誌発行数	10,000部	継続
2	女性活躍推進 講座等開催 【男女共同参画課】	様々な理由で、離職した女性向けの再就職支援講座・セミナーを開催します。		
		参考指標	現状値	方向性
		講座開催数	10回	継続

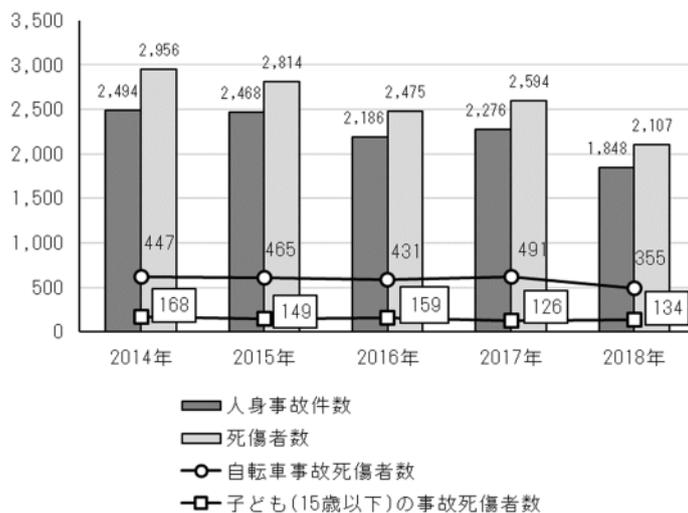
基本施策6 子どもの安全の確保

施策の背景

- 愛知県は、車の保有台数、道路の総延長、運転免許保有人口など統計的にも自家用車依存度が高く、悲惨な交通事故の発生が非常に多い状況です。本市においても安全であるはずの横断歩道上で子どもが巻き込まれてしまう痛ましい事故が発生しており、市民一人一人が交通安全の確保を自らの課題として捉える意識を浸透させる取組は非常に重要です。
- 子どもが健全に育っていくためには、子どもの安全が保障されていることが前提であり、日常生活における事故や危害を防ぐ防犯対策は欠くことのできない重要な取組です。一部のモラルのない自己中心的な考えで行動する者による犯罪は、子どもや女性、高齢者などの弱者が被害者となってしまうことが多く、社会的な問題になっています。
- 風水害や地震など、いざというときに子どもを守るためのリスク管理、対応として本市では、岡崎市地域防災計画による災害時要配慮者等への支援、子育てや教育の現場における業務継続計画の策定、訓練など防災体制の充実に努めています。



■ 交通事故発生の推移（岡崎警察署管内）



- ※1 件数は全て、幸田町を含む岡崎警察署管内の件数
- ※2 自転車事故は自転車対車両
- ※3 枠内の数値は子どもの事故に対応しています。

資料：岡崎警察署

推 進 施 策

(1) 子どもの交通安全の確保

- 一人一人の交通社会における意識の向上により事故防止を図れるよう、子どもの成長に応じ、段階的かつ体系的な交通安全教育を行います。

■年齢に応じた交通安全教育

幼児に対する交通安全教育

- ・日常生活で安全に道路を通行するために必要な基本的技能及び知識習得
- ・幼児交通安全指導者研修会等の開催を通じた保護者を指導者とする人材育成

小中学生に対する交通安全教育

- ・歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識習得
- ・危険予測、危険を回避して安全に通行する意識と能力を高める
- ・スクール・サポート・ボランティア(SSV)による、登下校時の安全指導
- ・自己の安全確保とともに他の人々の安全にも配慮することを目指す

高校生に対する交通安全教育

- ・二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等の知識習得
- ・交通社会の一員として交通ルールを遵守し、責任を持って行動することを目指す

■街頭交通指導



(2) 子どもを守るための環境づくり

- 学校における不審者侵入訓練や防犯教室の実施、防犯ブザーの配布等を通じ、「自分の身は自分で守る」という防犯意識の高揚を図ります。
- 防犯ボランティア等によるパトロール活動や「子ども110番の家」の活動に対する支援、電子メールによる不審者情報等の迅速な発信及び情報共有を行います。
- 学校等と連携して被害防止教育を実施するとともに、警察が実施するスクールサポータの派遣など、子どもたちが安心して教育を受けるために、学校安全ボランティア等を効果的に活用する仕組みの整備を進め、地域社会全体で、子どもの安全を見守る体制の充実を図ります。
- インターネットに起因する子どもの犯罪被害等を防止するため、携帯端末に対するフィルタリング・ペアレンタルコントロール等の必要性について、保護者に対して啓発活動を実施します。また、子どもに対する情報モラル教育の取組により子ども自身が加害者とならないよう情報モラルの向上を目指します。
- 少年消防クラブ及び幼年消防クラブの活動を通じて、火に対する意識を養い、火災予防への意識を高めるとともに、地域住民に対し防災意識の高揚と防火思想の普及に努めています。

基本施策6に関連する
業務活動

No	取組	事業概要		
1	交通安全指導 【安全安心課】	市民の交通安全意識を高めるための交通安全教育を、地域や幼稚園・保育園・認定こども園、老人クラブ等と協力して行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		交通安全教室実施回数	163回	継続
2	交通少年団 育成補助 【安全安心課】	子どもを事故から守る地域運動として、小学生のうちから交通安全意識を高める活動を推進します。		
		参考指標	現状値	方向性
		交通安全啓発活動参加回数	10回	継続
3	青少年健全育成啓発 【社会教育課】	青少年の健全育成について「青少年は地域社会で育む」という意識を醸成するため、国、県と連携して啓発活動を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		街頭啓発活動実施回数	3回	継続
4	生活安全推進 【安全安心課】	市・警察・地域の連携による一体となった防犯体制の構築、市民一人一人の自主防犯意識向上による犯罪の起きにくいまちづくりを目指し、小学生への防犯ブザーの配布、小学校等での防犯教室、不審者侵入訓練の開催等、各種の事業を推進します。		
		参考指標	現状値	方向性
		刑法犯罪認知数	2,412件	継続
		防犯講座等の開催数	77回	継続
5	情報モラル出前講座 【視聴覚ライブラリー】	児童生徒や保護者・教員、一般市民を対象に情報モラルに関する講習会を行います。ネットトラブルに関する情報提供や注意喚起により、子ども自らが被害者にも加害者にもならないよう情報モラルの向上を目指します。		
		参考指標	現状値	方向性
		情報モラル出前講座回数	15回	継続
		参加者数	2,940人	継続
6	少年消防クラブ 指導・育成 【消防本部予防課】	少年及び幼年消防クラブの運営指導を行い、防火・防災思想の啓蒙を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		防火作品応募数	264件	拡大・充実
		幼年消防クラブ活動実施園割合	90%	拡大・充実

基本施策7 支援が必要な子どもや保護者へのきめ細かな取組の推進

(岡崎市子どもの貧困対策推進計画)

施策の背景

- 家庭や家族の形態、親の就業状況、個人のライフスタイルは多様化しており、被虐待児童、子どもの貧困、ひとり親家庭、定住外国人の子ども、いじめの被害児童や不登校児童など、様々な困難を抱え、特別な配慮を必要とする子どもが増加しています。
- 虐待は、どの家庭でも起こりうるものであり、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。子どもへの身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待は、子どもの体や心を深く傷つけ、子どもの健やかな育ちを阻害する人権侵害であり、関係機関との連携による虐待の発生防止を重点的に行っていく必要があります。
- 子どもの貧困は、子どもの権利条約が示す生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利を奪うものであり、子どもの生活習慣、健康管理、学習意欲、自己肯定感など、様々な影響を及ぼします。貧困が世代を超えて連鎖することがないように、全ての子どもたちが尊重され、その育ちが等しく確実に保障されるとともに、現在の当事者の状況に応じた支援を行い、将来に向けて個人の希望が叶えられる環境を実現する取組が必要です。
- ひとり親家庭の保護者は、一人で生計を維持し、子どもの養育や教育を担うことから、様々な悩みを抱え込みやすいため、経済的・精神的に自立した生活が営めるよう支援が必要です。
- 新たに障がい児支援の提供体制の確保に関することを定める「障がい児福祉計画」を策定し、障がい児通所支援等の強化や関係機関の連携強化が進められています。
- 発達障がいなど、発達に心配のある子どもが増加しており、発達段階に応じたきめ細かな支援に対応する基盤整備が求められています。
- 外国人世帯を対象とした子育て支援情報の提供など、平等に支援を受けられる環境の整備が求められます。また、外国人の定住化が進み、より身近な存在になったことで、日本人市民と外国人市民双方が、互いに地域社会を支える主体であるという認識が重要です。
- 子どもの心に深い傷を負わせるいじめは、誰にでも起こりうることを十分認識し、「人間として絶対に許されない」行為であるという前提のもと、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭・学校・地域社会など全ての関係者が一体となって、児童生徒一人一人に応じた支援を積極的に進める必要があります。

◆関連計画◆

DV対策基本計画

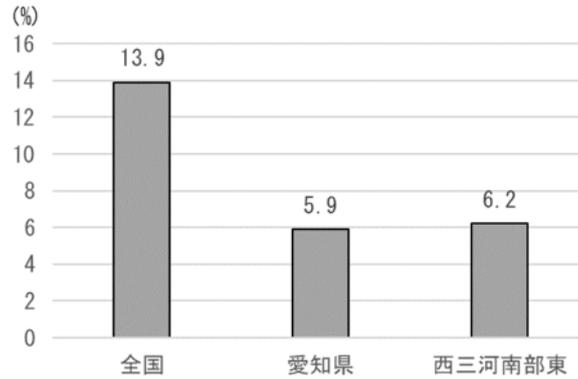
多文化共生推進基本指針

地域福祉計画

障がい者基本計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画

自殺対策計画

■子どもの貧困率



※ 国民生活基礎調査の貧困線（122万円）をもとに、子どもの貧困率を算出。貧困線とは、等価可処分所得（世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額

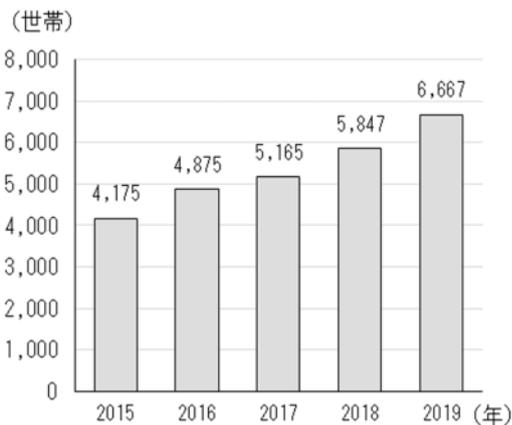
資料：愛知こども調査 2016 年度

■児童扶養手当受給者推移

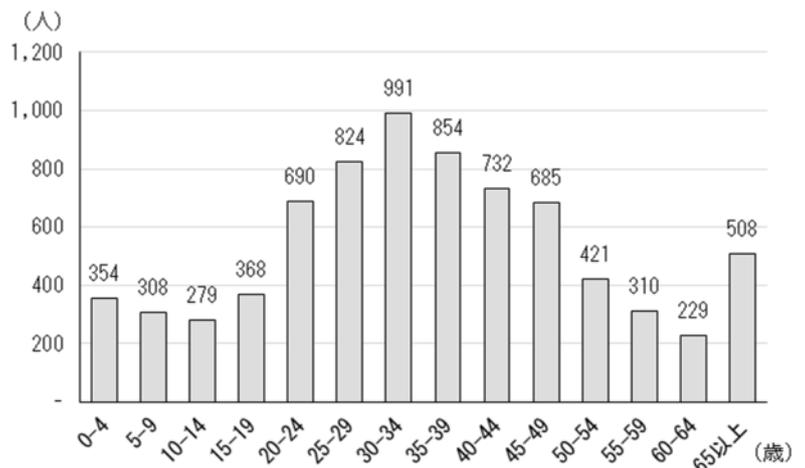
	延べ児童数(人)				
	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度
全額支給者	15,113	14,488	13,428	12,178	12,430
一部停止者	13,567	14,077	14,802	15,092	13,724
2子加算	11,853	11,776	11,753	11,236	10,759
3子以上加算	2,958	3,068	2,965	2,986	2,878
追加調整	1	0	3	5	17
合計	43,492	43,409	42,951	41,497	39,808

資料：こども育成課

■外国人世帯数



■年齢別外国人人数



※ 各年 4 月 1 日時点の数値です。

資料：国勢調査 2015 年

資料：住民基本台帳

推 進 施 策

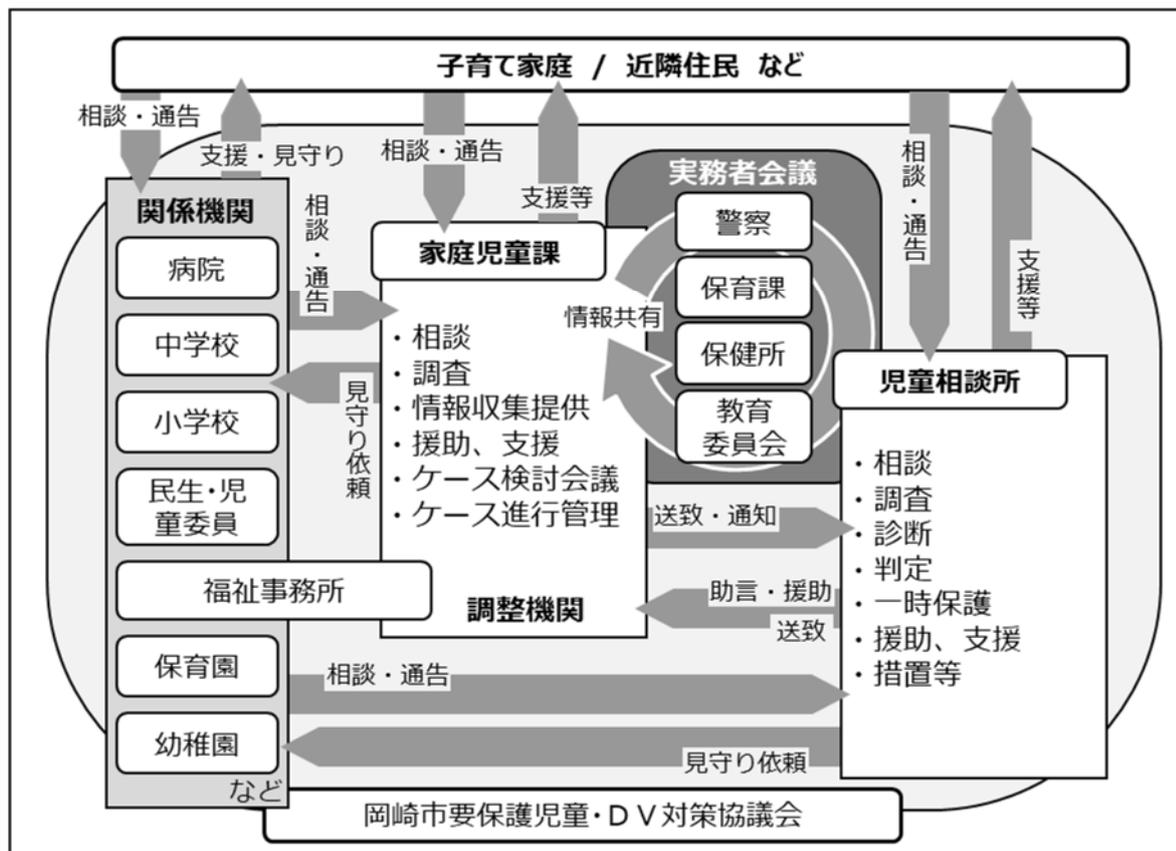
(1) 児童虐待防止対策の充実

- 乳児家庭全戸訪問を行ったことを示す「こんにちは赤ちゃん事業印章」を母子健康手帳に押すことで、健康診査や医療受診をした際に未訪問家庭を確認できるようにし、小児科医や歯科医、保健所の協力により養育状況の把握に努め、気になる状況がある場合は、連絡してもらうよう連携を図ります。
- 3歳児健康診査を受診しておらず、幼稚園・保育園・認定こども園にも通っていない養育環境に不安のある家庭を訪問し、児童の安全を確認するとともに、養育状況を把握し、虐待の予防及び早期発見に努めます。
- 岡崎市要保護児童・DV対策協議会を中心に虐待防止ネットワークを強化し、関係機関相互の連携を取り、児童虐待に関する情報の共有と、早期発見・早期対応に努めます。

■ こんにちは赤ちゃん事業印章



■ 児童虐待防止に対する取組



- 子どもの人権を保障するため、児童虐待の早期発見・早期対応とともに発生予防の重要性を常に認識し、「子どもへの暴力防止プログラム（CAPプログラム）」を専門に実施している市民活動団体と協働し、子どもと保護者、教職員を対象に専門のプログラムを取り入れた虐待予防に向けた積極的な取組を行います。
- 市内の児童養護施設等で暮らす子どもが安定した人間関係の築ける家庭的な環境で生活が送れるよう、愛知県が取り組む児童養護施設等の小規模化・地域分散化や里親等への委託の推進など、社会的養育の体制整備を進める方策に協力します。

(2) 子どもの貧困対策の推進

- 経済的に困窮する世帯の子どもたちに対し、子どもの学習支援を行い、学習や進学への意欲を増進し、基礎学力の向上と学習習慣の定着を目指すとともに、親以外の大人とふれあう機会を設けることで心の拠り所をつくり、保護者に対しても育児の負担や不安の軽減を図ります。
- 生活困窮世帯に対して、学用品費や給食費などの就学に必要な費用や、児童クラブや教育・保育施設を利用するために必要な費用に対して助成する等、経済的な負担軽減を図ります。
- 子どもの孤立を防止し、子どもの健やかな成長や居場所づくりの一環として、子どもたちが地域の人たちと一緒に食事をする子ども食堂の活動に協力します。
- ひとり親家庭が直面している困難を解消するため、経済的な支援を行うとともに、生活の支援、養育費の確保を含む相談・情報提供の充実を図ります。また、経済的に自立し、安定した生活を送れるよう、キャリアアップにつながる就労活動の支援を行います。
- 家庭の経済状況を原因として、子どもの自尊感情や将来への意欲の低下など教育機会の格差が生じることを防ぐため、児童生徒への就学援助やひとり親家庭等への就学資金の貸付や学習の支援など、子どもの教育に関する支援のために必要な施策を推進します。

■ひとり親家庭への主な支援事業

相談体制

- ・母子・父子（自立支援）相談を実施
- ・女性特有の悩み事について女性相談、法律相談を実施

就労支援

- ・求人情報の提供・求職紹介の実施
- ・働くための技能・資格を取得する就労支援講習会の開催
- ・就職に役立つ技能や取得につながる各種講座を受講するための費用を助成

生活支援

- ・児童扶養手当、遺児手当など各種手当の給付
- ・母子父子寡婦福祉資金の貸付、医療費の助成、寡婦（夫）控除のみなし適用
- ・養育費の確保についての啓発や情報提供、相談 など

(3) 障がい児施策の充実

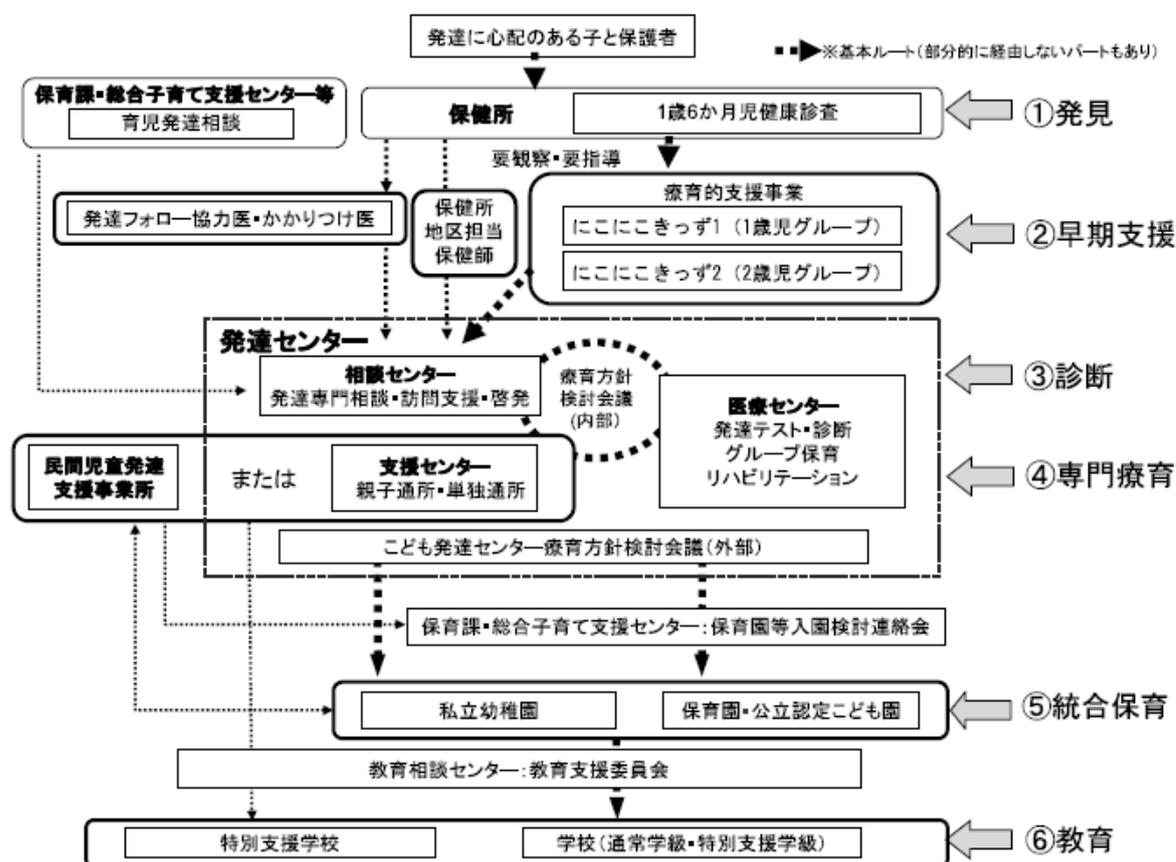
- 本市における障がい者施策の基本的指針である「第4次岡崎市障がい者基本計画」、「第5期岡崎市障がい福祉計画」及び「第1期岡崎市障がい児福祉計画」に基づいて、障がい児に安定したサービスを提供します。
- 本市の福祉基盤の中心的な役割を担ってきた「岡崎市福祉の村」にて、2017（平成29）年に「こども発達センターすくも」が開所し、発達に心配のある子の支援体制が整備されました。また、障がい児・者の交流施設として充実された「友愛の家」内、障がい者基幹相談支援センターを中心として障がい者の相談体制を整備し、障がい児・者の相談支援の総合拠点を確立します。
- 発達に心配のある子どもと保護者に対し、早期発見から早期対応を行い、必要な支援を必要な時期に提供できるよう早期支援システムを構築しました。システムを機能させるため、関係機関が連携し、切れ目のない支援体制を確立します。

■障がい者基本計画に基づく障がい児主要施策

分野	推進施策
生活支援	短期入所（ショートステイ）の充実
	補装具費の支給
	日常生活用具費の給付
	特定相談支援事業者・障がい児相談支援事業者による計画相談支援の充実
保健・医療	障がい児通所支援・障がい児相談支援事業の充実
	障がい児・者に対する地域療育等支援の推進
教育・保育	発達に心配のある子の支援体制の整備
	障がい児に対する放課後等活動の場の充実
参画・協働	広報誌等による啓発活動の推進
	障がい者に対する理解の啓発
	幼稚園・保育園・認定こども園、学校での福祉教育の推進 地域における福祉教育の推進

資料：第4次岡崎市障がい者基本計画

■岡崎市早期支援システムの構築



(4) 定住外国人の子どもに対する支援の充実

- 外国人の子どもと子育て世帯が地域コミュニティ内で円滑に共生し、かつ、安定した生活を将来にわたって送れるよう、行政や医療、子どもの教育など基本的なサービスを理解し、平等に受けることができるよう配慮します。
- 子どもの教育支援に関しては、民生委員児童委員等地域と連携して外国人の子どもとの状況把握に努め、不就学・不登校を防止するとともに、学齢前の外国人の子どもを持つ保護者へ小学校の情報提供等、日本の学校制度の説明や中学校卒業後の進路相談など「生きる力」を育むための施策を推進します。

(5) いじめや不登校などの児童生徒への対策の充実

- 「岡崎市いじめ防止等のための基本指針」に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進します。また、いじめの防止等のための対策を実行的に行うため、教育委員会の諮問に応じて、岡崎市いじめ問題対策委員会を開催し、その対策の推進についての調査審議を行います。
- いじめや不登校に悩む児童生徒に対し、教育相談センターへの臨床心理士の配置や、各学校へのスクールカウンセラーの配置などの相談体制を維持し、学校復帰へのきめ細やかな支援を行います。
- 悩みを抱える児童生徒や保護者を対象にしたキッズ岡崎こころの電話相談を実施しており、小学校と中学校入学時に電話番号の入ったシールを配付し、利用の促進を図っています。
- 「不登校等対策連絡協議会」において、不登校に対する指導の適正化を図り、医療機関を含めた関係機関の連携を推進します。
- いじめの早期発見・早期対応、未然防止や不登校の減少につなげるため、中学校において生徒の意欲や疎外感等の心の状況を把握する心理検査を全生徒対象に実施します。
- 少年非行の早期防止のため、日中・夜間の巡回を行い、必要な指導・善導を行います。
- 学生や教職員向けのゲートキーパー研修を実施し、ゲートキーパーへの理解や必要性の認識を深めるよう取り組みます。

基本施策7に関連する
業務活動

No	取組	事業概要		
1	母子家庭等相談 【家庭児童課】	ひとり親家庭等の自立に必要な情報提供や指導等の支援を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		母子家庭等相談件数	824件	継続
2	母子生活支援施設 措置委託 【家庭児童課】	主にDV被害を受けた母子を、他市の母子生活支援施設に入所させ、安全かつ健全な養育環境の確保を図るとともに、母親の自立促進のための生活支援や子どもの心のケアを行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		措置延月数	126月	継続
3	就学援助 【学校指導課】	経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に、小中学校での学習に必要な費用の一部（学用品、給食費等）を援助します。		
		参考指標	現状値	方向性
		援助対象延児童生徒数	2,999人	継続
4	遺児手当支給 【こども育成課】	両親または父親もしくは母親がいない児童を養育している人に対し手当を支給します。		
		参考指標	現状値	方向性
		遺児手当対象児童数	49,175人	継続
5	母子家庭等医療費 助成 【医療助成室】	ひとり親家庭などの父または母と子に、医療費の自己負担分を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		1人当たり給付額（月額）	3,354円	継続
		1人当たり受診率	108.3%	継続
6	母子家庭等 自立支援教育訓練 給付金支給 【家庭児童課】	就業のための教育訓練給付の指定講座を受講した場合に、受講費用の一部を支給することにより、就業を促進し、経済的自立を支援します。		
		参考指標	現状値	方向性
		給付金受講対象講座の受付人数	10人	拡大・充実
7	母子家庭等 高等職業訓練促進 給付金支給 【家庭児童課】	就業に有利な資格取得を促進するため、1年以上の養成機関で修業する場合に、修業と生活の両立を支援するための給付金を支給します。		
		参考指標	現状値	方向性
		制度を利用し就業した人数	7人	拡大・充実
		就業率	100%	拡大・充実
8	特別支援教育 就学奨励 【学校指導課】	特別支援学級に就学する児童生徒等の保護者が負担する教育関係経費について、家庭の経済状況等に応じ補助します。		
		参考指標	現状値	方向性
		認定者数	495人	継続
9	特別支援教育推進 活動事業 【学校指導課】	障がいのある子どもの就学前から中学校卒業までを見通した教育支援体制を整え、関係機関との情報・行動連携を図ります。		
		参考指標	現状値	方向性
		そよかぜ相談（就学関係）相談件数	309件	継続

No	取組	事業概要		
10	障がい児通所支援 障がい児相談支援 【障がい福祉課】	障がい児に、児童福祉法に基づく障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、及び保育所等訪問支援）及び障がい児相談支援の安定したサービス提供ができるよう推進します。		
		参考指標	現状値	方向性
		児童発達支援	451人	継続
		医療型児童発達支援	17人	継続
		放課後等デイサービス	1,041人	継続
		保育所等訪問支援	9人	継続
11	障がい者医療助成 【医療助成室】	心身障がい児（者）の医療費の自己負担分を助成します。		
		参考指標	現状値	方向性
		1人当たり給付額（月額）	14,974円	継続
		1人当たり受診率	202.3%	継続
12	こども発達相談 センター専門相談 【こども発達相談センター】	臨床心理士等が発達に関する相談に応じ、必要な支援の提案や対応方法の助言をします。		
		参考指標	現状値	方向性
		専門相談実施件数	469件	継続
13	療育的支援事業 (にこにこきっず1・2) 【こども発達相談センター】	小集団での遊びを通して子の発達の遅れや特性に気づき、適切な時期に必要な支援につながるための、親子で参加する発達支援グループ		
		参考指標	現状値	方向性
		参加者数	3,368人	継続
14	帰国・外国人 児童生徒教育支援 【学校指導課】	日系及び外国籍児童生徒の日本語教育のための講師を派遣します。		
		参考指標	現状値	方向性
		日本語教育講師派遣回数	3,366回	継続
15	外国人相談 【国際課】	日本語能力が不十分な外国人家庭を対象に福祉、教育、税といった社会生活を送るうえで重要な行政手続きを補助するとともに生活全般にかかる相談に応じます。		
		参考指標	現状値	方向性
		外国人相談件数	17,689件	継続
16	不登校相談 【学校指導課】	不登校の児童生徒やそれに悩む保護者や学校関係者に対し、教育相談センターの臨床心理士等と適応指導教室である「ハートピア岡崎」が連携し、不適応を起こした子どもたちが、再び元気を取り戻し、学校生活に戻ることができるように支援を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		ハートピア岡崎登録児童生徒学校復帰率	66%	継続
		不登校関係相談件数	1,874件	継続
17	少年愛護センター 街頭補導 少年相談 【社会教育課】	少年の問題行動、非行防止のための街頭補導や青少年に対する相談・助言を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		街頭補導活動数	554回	継続
		少年相談件数	47件	継続

No	取組	事業概要		
18	自殺予防対策 (若年層対策) 【健康増進課】	子どもや若者など若年層に対する相談体制を強化するとともに、自殺対策に関する教育を推進するため、出前講座等によるゲートキーパー養成研修を行います。		
		参考指標	現状値	方向性
		ゲートキーパー研修受講者数 (小中学生)	1,003人	継続

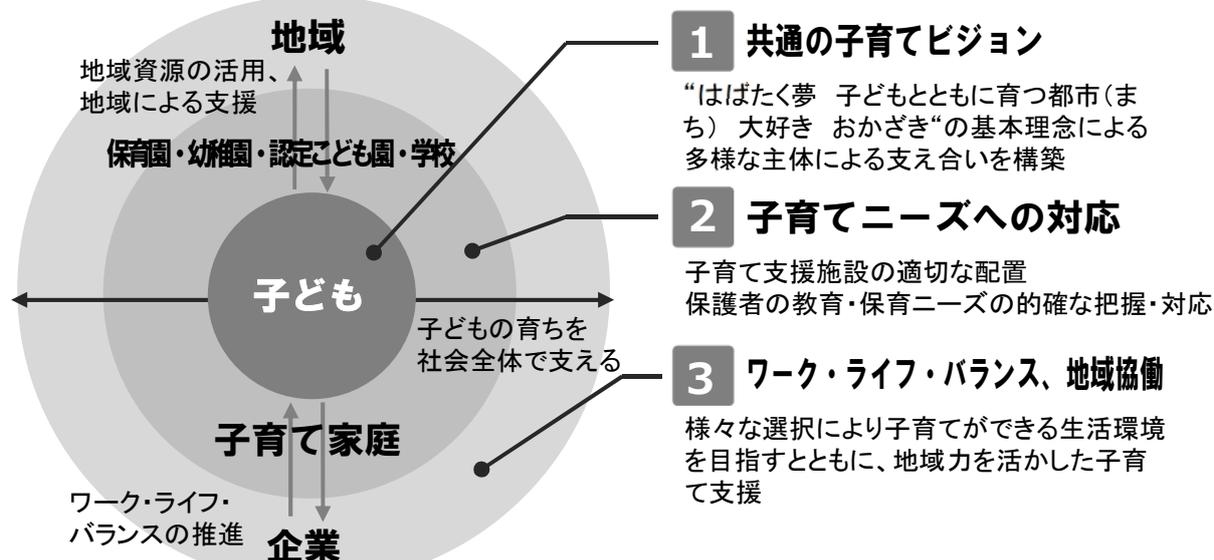
第6章 推進体制

1 地域における子育て支援の推進

本計画の基本目標「子どもが いきいきと 育つまち」、「家族が とともに 育つまち」、「地域が すすんで 支えあうまち」の実現に向け、行政だけでなく、市民、教育・保育をはじめとした事業関係者、市民活動団体、地域団体、企業などとの連携により子育て支援を進めていきます。それぞれが担うべき役割を認識し、各自の特徴を活かしたきめ細かな取組を行うことで、社会全体で子どもと子育て家庭を支えていくまちづくりを目指します。

■おかざきっ子 育ちプラン

当事者の目線に立った支援環境



2 計画の点検・評価

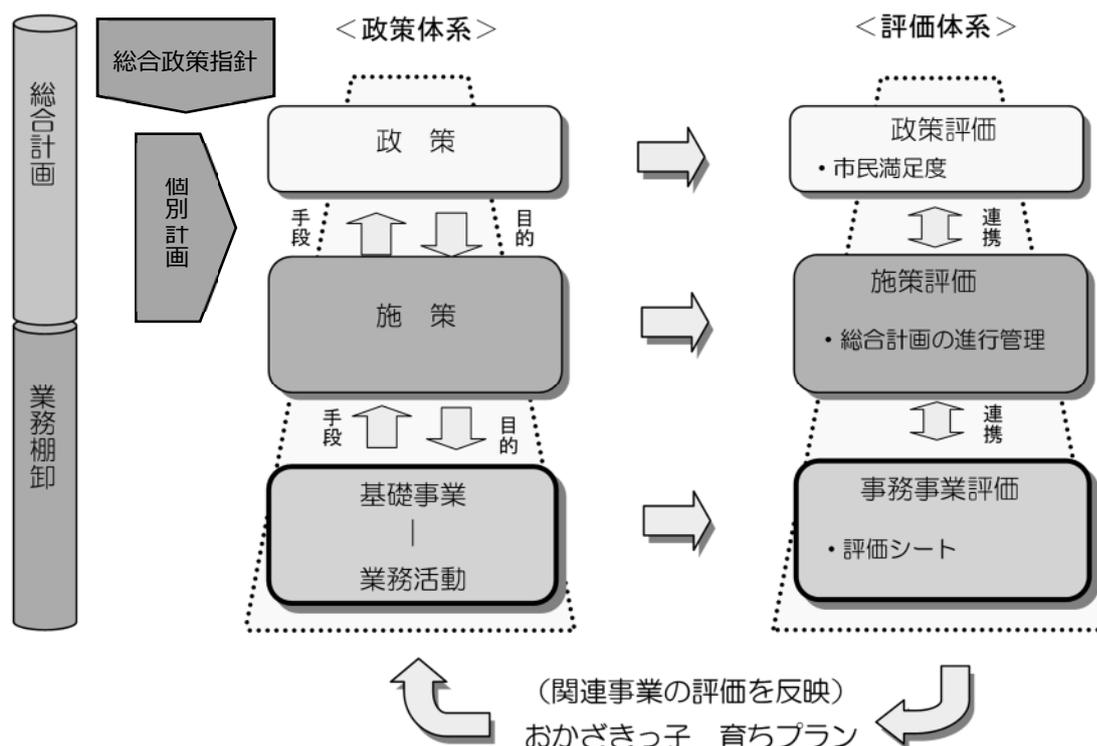
本計画では、子ども・子育て支援新制度に基づく、それぞれの家庭や子どもの状況に応じた質の高い成育環境を保障する「子ども・子育て支援給付」と、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を保障する「地域子ども・子育て支援事業」について、具体的な目標事業量と確保の方策及び実施時期を設定しています（第4章）。

これらの事業は、当事者の目線に立ったチェック体制が重要であることから「岡崎市子ども・子育て会議」を評価機関として位置付け、各年度において、各事業の実施状況（教育・保育施設の認可等の状況を含む）を点検、評価し、事業の実施状況を公表する等、計画的な進行管理と事業の改善を行います。

また、計画-実施-評価-改善検討といったマネジメントサイクルの形骸化を防ぐには、各事業の質の確保や向上に関する事項など計画全体の成果を検証していく視点も重要です。本計画の基本目標を実現するための施策（第5章）については、岡崎市総合計画において取り組むべき基

本指針や分野別指針の方向との整合や、他分野における個別計画との連携を図りながら取組を進めていく必要があります。多岐にわたる関連分野の子育て支援施策を一体的に進めていくことから、本計画独自の定量的・定性的な目標を設定するのではなく、総合計画の評価体系として統一的な評価基準を持つ行政評価システムの活用や、定期的なアンケート等の結果に表れる市民満足度から成果を検証するなど、子育て支援に関する一層の理解、共通認識が深まるよう、客観的な基準により取組を点検・評価し、市民に対する説明責任を果たしていきます。

■岡崎市行政評価システム 概念図



3 広域的な連携

幼稚園教諭、保育士、保育教諭、放課後児童支援員、子育て支援員等の資質向上にかかる研修や、児童虐待防止対策、子どもの貧困対策、障がい児施策など、専門的な知識や技術を要する施策については、国や愛知県等との連携により、より充実した取組を進めます。

また、ファミリー・フレンドリー企業登録制度や子育て家庭優待事業など、愛知県や周辺市町村とともに広範囲での取組を進めることで、支援をより効果的に行うとともに、社会全体で子どもと子育て家庭を支援することへの意識を高めます。

第7章 資料

1 おかざきっ子 育ちプラン策定経過

年月日	項目	概要
2018（平成30）年 9月25日	平成30年度第1回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・おかざきっ子 育ちプランの進捗状況について ・市民意識（ニーズ）調査について
2018（平成30）年 10月～11月	岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・就学前児童の保護者 ・小学生児童の保護者 ・保育園・幼稚園・認定こども園職員 ・市内事業所
2018（平成30）年 12月17日	平成30年度第2回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・本市における子ども・子育て支援の状況について ・市民意識調査結果（単純集計）について ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について
2018（平成30）年 3月15日	平成30年度第3回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・市民意識調査結果報告について ・量の見込みの算出について ・病児保育について
2018（平成30）年 3月29日	岡崎市の子ども・子育てに関するアンケート調査報告書公開	<ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ及び市政情報コーナー、中央図書館
2019（令和元）年 5月17日	令和元年度第1回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・おかざきっ子 育ちプランの変更について（病児保育） ・おかざきっ子 育ちプランのH30進捗状況について ・おかざきっ子 育ちプラン（第2期）骨子案について
2019（令和元）年 7月26日	令和元年度第2回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・量の見込みと提供体制の確保の内容について
2019（令和元）年 10月4日	令和元年度第3回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・おかざきっ子 育ちプラン（第2期）素案
2019（令和元）年 12月6日～ 2020（令和2年） 1月6日	パブリックコメント実施	
2020（令和2年） 2月21日	令和元年度第4回 岡崎市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果と最終計画案の確認
2020（令和2年） 3月	計画策定・公表	

2 岡崎市子ども・子育て会議委員名簿

(敬称略、順不同)

役 職	所 属 等	名 前
会 長	岡崎女子大学子ども教育学部	大岩 みちの
委 員	岡崎私立幼稚園PTA連絡協議会	大西 泰子 笠井 奈緒美
委 員	岡崎市保育園父母の会連絡協議会	竹内 範子 城殿 泉
委 員	岡崎市私立幼稚園協会	中根 よし子 石川 基司
委 員	岡崎市私立保育園連合会	安藤 徹也
委 員	特定非営利活動法人岡崎がくどうの会	長坂 尚希
委 員	岡崎市医師会	水野 周久 花田 直樹
委 員	愛知県西三河福祉相談センター	古田 学
委 員	岡崎市教育委員会（岡崎市小中学校校長会）	小田 昌男 荒河 昌吾
委 員	岡崎市民生委員児童委員協議会	猪飼 由美子
委 員	岡崎市青年経営者団体連絡協議会	磯貝 泰隆 加藤 雄一郎
委 員	連合愛知三河中地域協議会	笹部 耕司 平野 敏雄
委 員	市民公募	倉橋 加代子 稲垣 ちえみ
委 員	市民公募	平山 香里 東海林 美由紀
委 員	市民公募	山田 安世 中西 恵美

3 岡崎市子ども・子育て会議条例

平成25年岡崎市条例第16号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。次条第2号において「認定こども園法」という。）第25条の規定に基づき、岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務その他子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）の推進に関し必要な事務
- (2) 認定こども園法第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定によりその権限に属させられた事務

(組織)

第3条 子育て会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 法第6条第2項に規定する保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 子育て会議に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 子育て会議は、子ども・子育て支援に関する専門的事項を調査審議する必要があるときは、部会を置くことができることとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成26年10月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 岡崎市子ども・子育て会議運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）及び岡崎市子ども・子育て会議条例（平成25年6月23日条例第16号。以下「条例」という。）に基づき設置される岡崎市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）の運営に関し、法令及び条例に定めるもののほか必要な事項について定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(会議の特例)

第3条 会長は、緊急やむをえない必要がある場合には、委員に対し書面により意見を求めることにより、会議の開催に代えることができる。

(部会)

第4条 条例第7条に規定される部会は会長の指示により置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長が指名する。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 部会は、部会長が招集する。

7 部会の議事は条例6条第2項から第3項の規定を準用する。

(部会の決議の特例)

第5条 子育て会議は、その定めるところにより、部会の議決をもって子育て会議の議決とすることができる。

(議事録)

第6条 子育て会議、部会の議事については、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席委員氏名
- (3) 議事となった事項

2 議事録及び配布資料は公開する。ただし、会長が公開することにより公平、中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があると認めるときは、議事録及び配布資料の全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、こども部こども育成課において総括する。ただし、条例第7条の規定により行われる調査審議事項は、当該事項を所掌する課が処理するものとする。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、子育て会議、部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、平成25年9月17日から施行する。

発行・編集 岡崎市こども部こども育成課

所在地 〒444-8601 岡崎市十王町二丁目9番地

T E L 0564-23-6820

F a x 0564-23-6833

e - Mail kodomo@city.okazaki.lg.jp

発行 令和2年3月

